

務	00	01	5年
(令和9年3月末まで保存)			

生 企 第 3 6 9 号
(警務、教養、備二、組対、交企、交指)
令 和 4 年 2 月 2 4 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令、猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会及び年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定に関する規則等の一部を改正する規則等の公布について

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和4年内閣府令第4号。以下「改正府令」という。）（官報の写し：別添1、新旧対照条文：別添2）、猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会及び年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定に関する規則等の一部を改正する規則（令和4年国家公安委員会規則第2号。以下「改正規則」という。）（官報の写し：別添3、新旧対照条文：別添4）及び銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整理に関する規則（令和4年国家公安委員会規則第3号）（官報の写し：別添5、新旧対照条文：別添6）が本年1月27日に公布され、令和4年3月15日から施行されることとなった。その趣旨等は下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、以下この通達において、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（令和3年法律第69号）を「改正法」と、改正法による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）を「法」と、改正府令による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）を「府令」という。

記

第1 改正府令関係

1 クロスボウの特性を踏まえた規定の整備

(1) クロスボウが発射する矢の運動エネルギーに係る規定の整備

クロスボウが発射する矢の運動エネルギーの値の「測定の方法」について、矢の速さ及び質量の測定値に基づき算出することとし、規制の対象となるクロスボウの威力の下限値である「人の生命に危険を及ぼし得る矢の運動エネルギーの値」について、6.0ジュールとした。（府令第3条の2及び第3条の3関係）

(2) 表示措置に係る規定の整備

所持許可を受けたクロスボウに当該許可に係るものであることを「表示するための措置」について、クロスボウ番号標を当該クロスボウの側面に容易に剥がれないように、かつ、見やすいように貼り付けることとした。(府令第18条の2関係)

(3) クロスボウ射撃指導員の基準に係る規定の整備

「クロスボウ射撃指導員の基準」について、クロスボウに関する法令を遵守し、相当な人格識見を有する者であること、所持許可を受けてクロスボウを2年以上継続して所持している者であること等とした。(府令第42条の2関係)

(4) クロスボウで射撃をすることができる危害予防上必要な措置が執られている場所に係る規定の整備

クロスボウで射撃をすることができる「危害予防上必要な措置が執られている場所」について、危険区域について正当な権原に基づいて関係者以外の者が立ち入ることが禁止されていること等の措置が執られている場所とした。(府令第82条の4関係)

(5) クロスボウの保管の設備及び方法の基準に係る規定の整備

クロスボウの「保管の設備及び方法の基準」について、「保管の設備」の基準は、金属製ロッカーその他容易に破壊することができない構造を有するものであること等の要件を備えていることとし、「保管の方法」の基準は、「保管の設備」の基準を満たす設備に確実に施錠して保管すること等の要件に該当することとした。(府令第83条の2及び第91条の2関係)

2 クロスボウについて銃砲と同様の取扱いとする規定の整備

クロスボウについて銃砲と同様の取扱いとするため、所要の規定を整備した。

(府令第4条、第5条、第9条、第10条、第11条、第16条、第17条、第20条、第21条、第22条、第31条、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第38条、第39条、第43条、第44条、第45条、第46条、第82条の2、第82条の3、第90条、第92条、第93条、第95条、第97条、第98条、第107条、第108条、第110条、第112条、第113条、第114条、第115条及び第117条関係)

3 経過措置に関する既定の整備

(1) 騒乱時の仮領置に係る手続に関する経過措置

改正法附則第2条第3項においては、危害予防上の観点から、法第26条を準用し、都道府県公安委員会は、災害、騒乱等の事態に際し、特定クロスボウの運搬又は携帯について禁止し又は制限できることとするとともに、特定クロスボウの提出を命じ、提出された特定クロスボウを仮領置することができることとしているところ、法第26条第2項に規定する仮領置に係る内閣府令で定める手続は府令第38条に規定されており、特定クロスボウの仮領置に係る手続についても同条の規定を準用することとする経過措置を設けた。(府令附則第2条関係)

- (2) 仮領置されている特定クロスボウに係る返還の申請手続に関する経過措置
改正法附則第3条第5項においては、特定クロスボウ所持者が経過期間内に特定クロスボウについて所持許可の申請をし、その後当該申請について不許可の処分がなされた場合には、銃砲刀剣類の所持許可が取り消された場合の仮領置の規定（法第11条第9項及び第10項）を準用し、都道府県公安委員会が当該申請者に対して当該特定クロスボウの提出を命じ、提出された当該特定クロスボウを仮領置することができることとしているところ、取消処分を受けた者から売渡し、贈与、返還等を受けた者による返還の申請に係る法第11条第10項に規定する内閣府令で定める手続は府令第40条に規定されており、特定クロスボウについて不許可処分を受けた者から売渡し等を受けた者による返還の申請手続についても同条の規定を準用することとする経過措置を設けた。（府令附則第3条関係）
- (3) クロスボウ射撃指導員の基準に関する経過措置
クロスボウ射撃指導員の基準は府令第42条の2に規定されるところ、施行日から起算して2年を経過するまでの間であってもクロスボウ射撃指導員の指定が可能となるよう、所要の経過措置を設けた。（府令附則第4条関係）
- (4) 保管の設備及び方法の基準に関する経過措置
経過期間（特定クロスボウ所持者が経過期間内に所持許可の申請等をしたときは当該申請等をした時までの間）は、特定クロスボウに係る保管の設備及び方法の基準について、錠を備えている居室その他の設備において確実に施錠し、かつ、クロスボウに覆いをかぶせるなど管理上支障のないようにして保管することとする経過措置を設けた。（府令附則第5条関係）
また、経過期間内に所持許可の申請を行った場合には、その処分が行われるまでの間の保管の設備及び方法についても同様とすることとした。（府令附則第6条関係）
- (5) 特定クロスボウの譲渡時の確認方法に関する経過措置
改正法附則第2条第3項においては、特定クロスボウを経過期間中に譲り渡す場合について、法第21条の2第2項を読み替えて準用し、その譲受人又は借受人（以下「譲受人等」という。）が
- 法第3条第1項第2号の2に掲げる者（クロスボウの管理に係る職務を行う国若しくは地方公共団体の職員）
 - 法第3条第1項第14号に掲げる者（クロスボウ販売事業者）
 - 特定クロスボウについて輸出若しくは廃棄の取扱いを委託された者
- に該当することを確認しなければならないこととしているところ、法第21条の2第2項に規定する内閣府令で定める確認の方法は府令第98条に規定されており、特定クロスボウに係る確認の方法についても同条の規定を準用することとする経過措置を設けた。（府令附則第7条関係）
- (6) 様式に関する経過措置
改正府令による改正前の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則に規定する書面

については、府令に規定する様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができることとする経過措置を設けた。(府令附則第8条関係)

4 その他所要の規定の整備

改正法において「けん銃」を「拳銃」に、「射撃指導員」を「猟銃等射撃指導員」に改めたこと、法第11条において項ずれが生じたこと等に伴い、所要の改正を行った。

第2 改正規則関係

1 猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会及び年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定に関する規則の一部改正関係

クロスボウの取扱いに関する講習会の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定の基準等を定めた。(改正規則第1条関係)

2 警察官等けん銃使用及び取扱い規範の一部改正関係

警察官の武器使用について定めた警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)第7条に規定する「死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁錮にあたる兇悪な罪」の例示にクロスボウを違法に所持して携帯するものを追加したほか、「けん銃」を「拳銃」に改めるなど所要の改正を行った。(改正規則第2条関係)

3 警察官等特殊銃使用及び取扱い規範の一部改正関係

条文中に引用している「警察官等けん銃使用及び取扱い規範」の表記を改めるなど所要の改正を行った。(改正規則第3条関係)

4 警察官の服制に関する規則の一部改正関係

条文中に引用している「警察官等けん銃使用及び取扱い規範」の表記を改めるなど所要の改正を行った。(改正規則附則第4条関係)

第3 銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整理に関する規則関係

改正法において罰則の規定振りを改めたことに伴い、暴力的不法行為等として当該罰則規定を引用する以下の国家公安委員会規則について、「第三十一条の十八第一号若しくは第三号」とあるのを「第三十一条の十八第一項若しくは第二項第二号」と改める改正を行った。

- 警備業の要件に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第1号)
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則(昭和60年国家公安委員会規則第1号)
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則(平成3年国家公安委員会規則第4号)
- 暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則(平成3年国家公安委員会規則第8号)
- 古物営業法施行規則(平成7年国家公安委員会規則第10号)
- 国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規

則（平成14年国家公安委員会規則第11号）

- 確認事務の委託の手續等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号）

担当 生活安全企画課
営業・危険物係

○内閣府令第四号

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十九号）の施行に伴い、並びに銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）及び銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）の規定に基づき、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和四年一月二十七日

内閣総理大臣 岸田 文雄

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令
 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則(昭和三十三年総理府令第十六号)の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げるもののように改
 め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定を改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後 改正前

第一條 届出及び申請の手続

2 前項に規定する届出書、申請書その他提出すべき書類等の部数は、この府令に規定する部数の範囲内で都道府県公安委員会が定めることができる。

第三條の二 法第三條第一項の内閣府令で定める矢の運動エネルギーの値の測定は、次に掲げるものに基づき算出することにより行うものとする。

- 一 水平方向に発射された矢がその軌道の上におけるクロスボウに装填されたときの当該矢の先端から水平距離でそれぞれ〇・七五メートルの点と一・二五メートルの点との間を移動する速さを測定したときにおける測定値
- 二 矢の質量の測定値

第三條の三 矢の運動エネルギーにつき法第三條第一項の内閣府令で定める値は、六・〇とする。

捕鯨用標識銃製造業等の届出の手続

第四條 法第三條第一項第十一号から第十五号までの規定により、都道府県公安委員会に届け出ようとする者は、別記様式第一号の銃砲刀剣類製造等届出書二通を事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に提出するものとする。

[2・3 略]

(人命救助等に従事する者の届出の手続)

第五條 法第三條第二項の規定により都道府県公安委員会に届け出ようとする者は、別記様式第二号の人命救助等に従事する者届出書を住所地(法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者で、その法人の業務のための所持について法第四條第一項第二号又は第二号の二の規定による許可を受けたものにあつては、当該事業場の所在地。以下この条において同じ。)を管轄する都道府県公安委員会に提出するものとする。

[2・3 略]

(拳銃実包)

第七條 法第三條の三第一項の拳銃実包として内閣府令で定める実包は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

[一・二 略]

(発射の禁止に係る規定の適用がない射撃場)

第八條 法第三條の十三の内閣府令で定める射撃場は、次に掲げるとおりとする。
 一 法第九條の二第一項の規定により指定射撃場として指定された射撃場(拳銃を用いて射撃を行うものに限る。)

第一條 届出及び申請の手続

2 前項に掲げる届出書、申請書その他提出すべき書類等の部数は、この府令に規定する部数の範囲内で都道府県公安委員会が定めることができる。

[条を加える。]

[条を加える。]

捕鯨用標識銃製造業等の届出の手続

第四條 法第三條第一項第十一号又は第十三号の規定により、都道府県公安委員会に届け出ようとする者は、別記様式第一号の銃砲刀剣類製造等届出書二通を事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に提出するものとする。

[2・3 同上]

(人命救助等に従事する者の届出の手続)

第五條 法第三條第二項の規定により都道府県公安委員会に届け出ようとする者は、別記様式第二号の人命救助等に従事する者届出書を住所地(法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者で、その法人の業務のための所持について法第四條第一項第二号の規定による許可を受けたものにあつては、当該事業場の所在地。以下この条において同じ。)を管轄する都道府県公安委員会に提出するものとする。

[2・3 同上]

(けん銃実包)

第七條 法第三條の三第一項のけん銃実包として内閣府令で定める実包は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

[一・二 同上]

(発射の禁止に係る規定の適用がない射撃場)

第八條 法第三條の十三の内閣府令で定める射撃場は、次に掲げるとおりとする。
 一 法第九條の二第一項の規定により指定射撃場として指定された射撃場(けん銃を用いて射撃を行うものに限る。)

二 次のいずれかに該当する者が、それぞれ、その所持に係る拳銃等（法第三条の四の拳銃等をいう。以下この号において同じ。）を用いて行う射撃の用に供される施設

イ 法令に基づき職務のため拳銃等を所持する者

ロ 試験又は研究のため拳銃等を所持する国又は地方公共団体の職員

ハ 法第四条第一項第三号の規定による拳銃等の所持の許可を受けた者

二 武器等製造法（昭和二十八年法律百四十五号）の武器製造事業者又は同法第四条ただし書の許可を受けた者であつて、その製造（改造及び修理を含む。）に係る拳銃等を業務のため所持するもの（当該所持については、法第三条第三項の規定により同条第一項第七号に定める場合に含まれる所持を含む。）

（申請書の様式等）

第九條 法第四条の二第二項（法第五条の四第三項、第六条第三項、第七条の三第三項、第九条の五第四項、第九条の十第三項及び第九条の十六第二項において準用する場合を含む。）の規定により申請をしようとする者は、次の各号に掲げる申請書ごとに、当該各号に掲げる申請書を提出するものとする。

一 〔略〕

一の二 法第四条の二第二項（法第六条第三項において準用する場合を含む。）の規定によりクロスボウの所持の許可を受けようとする者 別記様式第六号の二のクロスボウ所持許可申請書

二 〔略〕

四の二 法第七条の三第二項において準用する法第四条の二の規定によりクロスボウの所持の許可の更新を受けようとする者 別記様式第九号の二のクロスボウ所持許可更新申請書

五 〔略〕

七 法第九条の十六第二項において準用する法第四条の二の規定によりクロスボウ射撃資格（法第九条の十六第一項前段に規定する資格をいう。以下同じ。）の認定を受けようとする者 別記様式第十一号の二のクロスボウ射撃資格認定申請書

（申請書に添付する医師の診断書）

第十條 法第四条の二第二項（法第五条の四第三項、第七条の三第三項、第九条の五第四項、第九条の十第三項及び第九条の十六第二項において準用する場合を含む。）の内閣府令で定める要件は、次のいずれかに該当する医師が作成した診断書であつて、法第五条第一項第三号又は第四号に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているものであることとする。

一 〔二・二 略〕

二 〔2・3 略〕

（申請書の添付書類）

第十一條 法第四条の二第三項（法第五条の四第三項、第六条第三項、第七条の三第三項、第九条の五第四項、第九条の十第三項及び第九条の十六第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の内閣府令で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

一 法第四条第一項又は第六条第一項の規定により許可を受けようとする者については、譲渡人若しくは貸付人が作成した別記様式第十二号の譲渡等承諾書（許可の申請をするときまでに譲渡人又は貸付人が定まつていない申請人に係るものを除く。）又は相続、発見その他当該銃砲等又は刀剣類を所持することとなる理由を証明する書類

二 次のいずれかに該当する者が、それぞれ、その所持に係るけん銃等（法第三条の四のけん銃等をいう。以下この号において同じ。）を用いて行う射撃の用に供される施設

イ 法令に基づき職務のためけん銃等を所持する者

ロ 試験又は研究のためけん銃等を所持する国又は地方公共団体の職員

ハ 法第四条第一項第三号の規定によるけん銃等の所持の許可を受けた者

二 武器等製造法（昭和二十八年法律百四十五号）の武器製造事業者又は同法第四条ただし書の許可を受けた者であつて、その製造（改造及び修理を含む。）に係るけん銃等を業務のため所持するもの（当該所持については、法第三条第三項の規定により同条第一項第七号に定める場合に含まれる所持を含む。）

（申請書の様式等）

第九條 法第四条の二第二項（法第五条の四第三項、第六条第三項、第七条の三第三項、第九条の五第四項及び第九条の十第三項において準用する場合を含む。）の規定により申請をしようとする者は、次の各号に掲げる申請書ごとに、当該各号に掲げる申請書を提出するものとする。

一 〔同上〕

一 〔号を加える。〕

二 〔二・四 同上〕
〔号を加える。〕

五 〔五・六 同上〕
〔号を加える。〕

（申請書に添付する医師の診断書）

第十條 法第四条の二第二項（法第五条の四第三項、第七条の三第三項、第九条の五第四項及び第九条の十第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の内閣府令で定める要件は、次のいずれかに該当する医師が作成した診断書であつて、法第五条第一項第三号又は第四号に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているものであることとする。

一 〔一・二 同上〕

二 〔2・3 同上〕

（申請書の添付書類）

第十一條 法第四条の二第三項（法第五条の四第三項、第六条第三項、第七条の三第三項、第九条の五第四項及び第九条の十第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の内閣府令で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

一 法第四条第一項又は第六条第一項の規定により許可を受けようとする者については、譲渡人若しくは貸付人が作成した別記様式第十二号の譲渡等承諾書（許可の申請をするときまでに譲渡人又は貸付人が定まつていない申請人に係るものを除く。）又は相続、発見その他当該銃砲等又は刀剣類を所持することとなる理由を証明する書類

二 法第四条第一項の規定により許可を受けようとする者、法第五条の四第一項の規定により技能検定を受けようとする者、法第七条の三第一項の規定により許可の更新を受けようとする者、法第九条の五第二項の規定により射撃教習を受ける資格の認定を受けようとする者、法第九条の十第二項の規定により射撃練習を行う資格の認定を受けようとする者又は法第九条の十六第一項の規定によりクロスボウ射撃資格の認定を受けようとする者については、別記様式第十三号の同居親族書及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村（特別区を含む）の長の証明書

三 法第四条第一項第一号の規定により許可を受けようとする者、法第五条の四第一項の規定により技能検定を受けようとする者、法第七条の三第一項の規定により許可の更新を受けようとする者、法第九条の五第二項の規定により射撃教習を受ける資格の認定を受けようとする者、法第九条の十第二項の規定により射撃練習を行う資格の認定を受けようとする者又は法第九条の十六第一項の規定によりクロスボウ射撃資格の認定を受けようとする者については、別表第一に規定する書類

四 前号に掲げる者のうち、狩猟又は有害鳥獣駆除の用途に供するためライフル銃を所持しようとする者については、法第五条の二第四項第一号に掲げる者（継続して十年以上法第四条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可を受けている者を除く）であることを明らかにした書類

【五ノ十 略】

十一 法第四条第一項第四号、第五号の二又は第五号の三に掲げる者については、前条第一項に規定する医師の診断書

【十二・十三 略】

十四 法第四条第一項第八号又は第九号に掲げる者については、演劇、舞踊その他の芸能の公演又は博覧会その他これに類する催しの名称、主催者の氏名又は名称、概要、開催の日時及び場所並びに銃砲等又は刀剣類の所持の方法又は態様及び当該銃砲等又は刀剣類を所持しようとする理由（所持しようとする理由については、法第四条第一項第八号に掲げる者に限る。）を記載した書類

十五 法第四条第一項第十号に掲げる者については、博物館その他これに類する施設の名称、所在地、設置者の氏名又は名称及び銃砲等又は刀剣類の所持の方法又は態様を記載した書類

十六 略

十七 法第九条の十六第一項の規定によりクロスボウ射撃資格の認定を受けようとする者については、申請人を監督することについての法第四条第一項第五号の三の規定による許可を受けたクロスボウ射撃指導員の同意書

2 同時に複数の申請書を提出する場合において、法第四条の二第三項の規定によりこれらの申請書に添付しなければならないこととされる前項各号に掲げる書類（同項第三号に掲げる書類にあつては、申請人の写真を除く。）のうち、同一の内容となるものがあるときは、当該同一の内容となる書類については、一をこれらの申請書のいずれかに添付すれば足りる。

二 法第四条第一項の規定により許可を受けようとする者、法第五条の四第一項の規定により技能検定を受けようとする者、法第七条の三第一項の規定により許可の更新を受けようとする者、法第九条の五第二項の規定により射撃教習を受ける資格の認定を受けようとする者又は法第九条の十第二項の規定により射撃練習を行う資格の認定を受けようとする者については、別記様式第十三号の同居親族書及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村（特別区を含む）の長の証明書

三 法第四条第一項第一号の規定により許可を受けようとする者、法第五条の四第一項の規定により技能検定を受けようとする者、法第七条の三第一項の規定により許可の更新を受けようとする者、法第九条の五第二項の規定により射撃教習を受ける資格の認定を受けようとする者又は法第九条の十第二項の規定により射撃練習を行う資格の認定を受けようとする者については、別表第一に規定する書類

四 前号に掲げる者のうち、狩猟又は有害鳥獣駆除の用途に供するためライフル銃を所持しようとする者については、法第五条の二第四項第一号に掲げる者（継続して十年以上法第四条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可を受けている者を除く）であることを明らかにした書類

【五ノ十 同上】

十一 法第四条第一項第四号又は第五号の二に掲げる者については、前条第一項に掲げる医師の診断書

【十二・十三 同上】

十四 法第四条第一項第八号又は第九号に掲げる者については、演劇、舞踊その他の芸能の公演又は博覧会その他これに類する催しの名称、主催者の氏名又は名称、概要、開催の日時及び場所並びに銃砲等又は刀剣類の所持の方法又は態様及び当該銃砲等又は刀剣類を所持しようとする理由（所持しようとする理由については、法第四条第一項第八号に掲げる者に限る。）を記載した書類

十五 法第四条第一項第十号に掲げる者については、博物館その他これに類する施設の名称、所在地、設置者の氏名又は名称及び銃砲等又は刀剣類の所持の方法又は態様を記載した書類

十六 同上

【号を加える。】

2 同時に複数の申請書を提出する場合において、法第四条の二第三項の規定によりこれらの申請書に添付しなければならないこととされる前項各号に掲げる書類（同項第四号に掲げる書類にあつては、申請人の写真を除く。）のうち、同一の内容となるものがあるときは、当該同一の内容となる書類については、一をこれらの申請書のいずれかに添付すれば足りる。

3 第一項第二号及び第三号に掲げる書類(第三号に掲げる書類にあつては、住民票の写し及び経歴書に限る。)については、次の各号のいずれかに該当する場合には、申請書にその旨を記載して添付を省略することができる。

一 法第四条第一項第一号の規定による銃銃又は空気銃の所持の許可を現に受けている者が、当該許可に係る申請書を提出した都道府県公安委員会に対し、更に同号の規定による銃銃若しくは空気銃の許可若しくは法第七条の三第一項の規定による銃銃若しくは空気銃の許可の更新に係る申請書を提出する場合(第三十五条第一項の規定による新たな許可証の交付を受ける場合を除く。)(又は法第九条の十第二項の規定による空気銃(空気拳銃を除く。))の射撃練習を行う資格の認定に係る申請書を提出する場合

一 法第四条第一項第一号の規定によるクロスボウの所持の許可を現に受けている者が、当該許可に係る申請書を提出した都道府県公安委員会に対し、更に同号の規定によるクロスボウの許可若しくは法第七条の三第一項の規定によるクロスボウの許可の更新に係る申請書を提出する場合(第三十五条第二項の規定による新たな許可証の交付を受ける場合を除く。)(又は法第九条の十六第一項の規定によるクロスボウ射撃資格の認定に係る申請書を提出する場合)

【二・三 略】

四 法第九条の十六第一項の規定によるクロスボウ射撃資格の認定を現に受けている者が、当該認定に係る申請書を提出した都道府県公安委員会に対し、法第四条第一項第一号の規定によるクロスボウの所持の許可に係る申請書を提出する場合

4 法第九条の十六第一項の規定によりクロスボウ射撃資格の認定を受けようとする者は、次に掲げる書類を提示しなければならない。

一 第八十二条の二に規定するクロスボウ射撃資格認定証(現にクロスボウ射撃資格の認定を受けている場合に限る。)

二 申請人を監督することとなる法第四条第一項第五号の三の規定による許可を受けたクロスボウ射撃指導員の当該許可に係る許可証の写し

(認知機能検査の実施期間等)

第十六条 略

2 次の各号に掲げる者から、当該各号に定める期間内に道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第九十七条の二第一項第三号イに規定する検査を受けたとして、そのことを証明する書類の提示があつた場合には、当該者については、認知機能検査を受けたものとみなす。

一 法第四条の規定による許可を受けようとする者 当該許可に係る銃砲所持許可申請書、クロスボウ所持許可申請書又は刀剣類所持許可申請書を提出した日以後

二 略

(確認の手続)

第十七条 法第四条の四第一項の規定により銃砲等又は刀剣類の確認を受けようとする者は、その確認を受けようとする銃砲等又は刀剣類を当該許可証と共に住所又は法人の事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に提出するものとする。この場合において、第十一条第一項第一号に規定する申請人に該当し、同号の規定により銃砲所持許可申請書、クロスボウ所持許可申請書又は刀剣類所持許可申請書に譲渡等承諾書を添えなかつた者にあつては、別記様式第十二号の譲渡等承諾書を提出しなければならない。

3 同上

一 法第四条第一項第一号の規定による銃銃等の所持の許可を現に受けている者が、当該許可に係る申請書を提出した都道府県公安委員会に対し、更に同号の規定による許可若しくは法第七条の三第一項の規定による許可の更新に係る申請書を提出する場合(第三十五条第一項の規定による新たな許可証の交付を受ける場合を除く。)(又は法第九条の十第二項の規定による空気銃(空気拳銃を除く。))の射撃練習を行う資格の認定に係る申請書を提出する場合

【号を加える。】

【二・三 同上】
【号を加える。】

【項を加える。】

(認知機能検査の実施期間等)

第十六条 同上

2 次の各号に掲げる者から、当該各号に定める期間内に道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第九十七条の二第一項第三号イに規定する検査を受けたとして、そのことを証明する書類の提示があつた場合には、当該者については、認知機能検査を受けたものとみなす。

一 法第四条の規定による許可を受けようとする者 当該許可に係る銃砲所持許可申請書を提出した日以後

二 同上

(確認の手続)

第十七条 法第四条の四第一項の規定により銃砲等又は刀剣類の確認を受けようとする者は、その確認を受けようとする銃砲等又は刀剣類を当該許可証とともに住所又は法人の事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に提出するものとする。この場合において、第十一条第一項第一号に規定する申請人に該当し、同号の規定により銃砲所持許可申請書又は刀剣類所持許可申請書に譲渡等承諾書を添えなかつた者にあつては、別記様式第十二号の譲渡等承諾書を提出しなければならない。

2 法第四条の四第一項の規定により確認を受けようとする銃砲等が次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる書類を提出して銃砲等の提出に代えることができる。

- 一 携帯が著しく困難な銃砲等 当該銃砲等の写真

二 「略」

(表示措置命令)

第十八条の二 法第四条の四第三項に規定する法第四条第一項第一号の規定による許可に係るクロスボウに当該許可に係るものであることを表示するための措置として内閣府令で定めるものは、都道府県公安委員会が当該クロスボウごとに付した番号又は記号を表示した標示物(以下この条において「クロスボウ番号標」という。)を、当該クロスボウの側面に容易に剥がれないように、かつ、見やすいように貼り付けることとする。

2 法第四条の四第三項の規定により同項に規定する措置を執ることを命ずる場合においては、別記様式第十八号の二の表示措置命令書及びクロスボウ番号標を交付して行うものとする。

3 前項の規定によるクロスボウ番号標の交付を受けた者は、当該クロスボウ番号標を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損した場合においては、速やかにその旨を住所地又は法人の事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に届け出なければならない。

(講習の受講の申込み)

第二十条 法第五条の三第一項又は第五条の三の二第一項の講習会の講習を受けようとする者は、別記様式第十九号の講習受講申込書に当該申込人の写真を添えて、住所地を管轄する都道府県公安委員会に提出するものとする。

(講習修了証明書の様式)

第二十一条 法第五条の三第二項又は第五条の三の二第二項の講習修了証明書は、別記様式第二十号のとおりとする。

(講習修了証明書の書換え又は再交付の申請)

第二十二条 法第五条の三第三項又は第五条の三の二第三項の規定により講習修了証明書の書換えを受けようとする者は、別記様式第二十一号の講習修了証明書等書換申請書に当該講習修了証明書及び住民票の写しを添えて、住所地を管轄する都道府県公安委員会に提出するものとする。

2 法第五条の三第三項又は第五条の三の二第三項の規定により講習修了証明書の再交付を受けようとする者は、別記様式第二十二号の講習修了証明書等再交付申請書を住所地を管轄する都道府県公安委員会に提出するものとする。

(許可証の様式)

第三十一条 法第七条第一項の規定による許可証は、法第四条第一項第一号の規定による許可に係るものについては別記様式第二十九号又は第二十九号の二、同項第二号から第十号までの規定による許可に係るものについては別記様式第三十号、第三十号の二又は第三十一号、法第六条の規定による許可に係るものについては別記様式第三十二号、第三十二号の二又は第三十三号のとおりとする。

2 法第四条の四第一項の規定により確認を受けようとする銃砲が次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる書類を提出して銃砲の提出に代えることができる。

- 一 携帯が著しく困難な銃砲 当該銃砲の写真

二 「同上」

〔条を加える。〕

(猟銃等講習会)

第二十条 法第五条の三第二項の講習会の講習を受けようとする者は、別記様式第十九号の猟銃等講習受講申込書に当該申込人の写真を添えて、住所地を管轄する都道府県公安委員会に提出するものとする。

(講習修了証明書の様式)

第二十一条 法第五条の三第二項の講習修了証明書は、別記様式第二十号のとおりとする。

(講習修了証明書の書換え又は再交付の申請)

第二十二条 法第五条の三第三項の規定により講習修了証明書の書換えを受けようとする者は、別記様式第二十一号の講習修了証明書等書換申請書に当該講習修了証明書及び住民票の写しを添えて、住所地を管轄する都道府県公安委員会に提出するものとする。

2 法第五条の三第三項の規定により講習修了証明書の再交付を受けようとする者は、別記様式第二十二号の講習修了証明書等再交付申請書を住所地を管轄する都道府県公安委員会に提出するものとする。

(許可証の様式)

第三十一条 法第七条第一項の規定による許可証は、法第四条第一項第一号の規定による許可に係るものについては別記様式第二十九号、同項第二号から第十号までの規定による許可に係るものについては別記様式第三十号又は第三十一号、法第六条の規定による許可に係るものについては別記様式第三十二号又は第三十三号のとおりとする。

第三十二条 法第七条第二項の規定により許可証の書換えを受けようとする者は、別記様式第三十四号の銃砲等又は刀剣類所持許可証書換申請書を住所所在地又は法人の事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に提出するとともに、書換えを受けようとする事項が記載されている許可証を提出するものとする。

〔2・3 略〕

第三十三条 法第七条第二項の規定により許可証の再交付を受けようとする者は、別記様式第三十五号の銃砲等又は刀剣類所持許可証再交付申請書を住所所在地（法第六条の外国人にあつては、現在地）又は法人の事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に提出するものとする。この場合において、許可証の再交付を受けようとする者が、法第四条第一項第一号又は第四号（空気拳銃に係る部分に限る。）の規定による許可を受けた者であるときは、当該申請人の写真二枚を添えなければならない。

（猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可の更新の手続）

第三十四条 法第七条の三第一項の規定により猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可の更新を受けようとする者は、第九条の規定により猟銃等所持許可更新申請書又はクロスボウ所持許可更新申請書を提出する場合には、当該許可の有効期間が満了する日の二月前から一月前までの間（以下「更新申請期間」という。）に、この申請書を当該許可に係る猟銃若しくは空気銃又はクロスボウと共に提出（猟銃若しくは空気銃又はクロスボウについては、提示。以下この条において同じ。）するものとする。ただし、災害、病気その他のやむを得ない理由のため、更新申請期間に提出することができない者は、その理由を明らかにした書類を添えて、当該許可の有効期間が満了する日の前日までに提出することができる。

〔新たな許可証の交付〕

第三十五条 〔略〕

2 都道府県公安委員会は、法第四条第一項第一号の規定によるクロスボウの所持の許可を受けている者が当該許可に係る許可証の交付を受けた日の後のその者の三回目の誕生日を経過した後、最初に同号の規定によるクロスボウの所持の許可又は許可の更新を受けようとする場合においては、その者が現に有する許可証と引換えに新たな許可証を交付するものとする。

3 前二項に規定する者は、当該許可又は許可の更新の申請の際に本人の写真二枚を住所所在地を管轄する都道府県公安委員会に提出しなければならない。

（許可証等の返納の手続）

第三十六条 法第八条第二項（法第九条の十五第二項において準用する場合を含む。）又は第九条の五第三項（法第九条の十第三項及び第九條の十六第二項において準用する場合を含む。）の規定により許可証（法第九条の十五第二項において準用する場合にあつては、年少射撃資格認定証）又は教習資格認定証（法第九条の十第三項において準用する場合にあつては、練習資格認定証）を返納しようとする者は、別記様式第三十六号の銃砲等又は刀剣類所持許可証等返納届出書に当該許可証（法第九条の十五第二項において準用する場合にあつては、年少射撃資格認定証）又は教習資格認定証（法第九条の十第三項において準用する場合にあつては、練習資格認定証）を返納しようとする者は、別記様式第三十六号の銃砲等又は刀剣類所持許可証等返納届出書に当該許可証（法第九条の十五第二項において準用する場合にあつては、年少射撃資格認定証）又は教習資格認定証（法第九条の十第三項において準用する場合にあつては、練習資格認定証）を添えて、住所所在地又は法人の事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に提出するものとする。この場合において、許可が失効したことにより許可証を返納しようとする者は、譲受人の譲受書等当該許可が失効した理由を明らかにした書類を添えなければならない。

（許可証の書換えの申請）

〔2・3 同上〕

第三十三条 法第七条第二項の規定により許可証の再交付を受けようとする者は、別記様式第三十五号の銃砲等又は刀剣類所持許可証再交付申請書を住所所在地（法第六条の外国人にあつては、現在地）又は法人の事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に提出するものとする。この場合において、許可証の再交付を受けようとする者が、法第四条第一項第一号又は第四号（空気拳銃に係る部分に限る。）の規定による許可を受けた者であるときは、当該申請人の写真二枚を添えなければならない。

（猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の手続）

第三十四条 法第七条の三第一項の規定により猟銃又は空気銃の所持の許可の更新を受けようとする者は、第九条の規定により猟銃等所持許可更新申請書を提出する場合には、当該許可の有効期間が満了する日の二月前から一月前までの間（以下「更新申請期間」という。）に、この申請書を当該許可に係る猟銃又は空気銃とともに提出（猟銃又は空気銃については、提示。以下この条において同じ。）するものとする。ただし、災害、病気その他のやむを得ない理由のため、更新申請期間に提出することができない者は、その理由を明らかにした書類を添えて、当該許可の有効期間が満了する日の前日までに提出することができる。

〔新たな許可証の交付〕

第三十五条 〔同上〕

2 前項に規定する者は、当該許可又は許可の更新の申請の際に本人の写真二枚を住所所在地を管轄する都道府県公安委員会に提出しなければならない。

（許可証等の返納の手続）

第三十六条 法第八条第二項（法第九条の十五第二項において準用する場合を含む。）又は第九条の五第三項（法第九条の十第三項において準用する場合を含む。）の規定により許可証（法第九条の十五第二項において準用する場合にあつては、年少射撃資格認定証）又は教習資格認定証（法第九条の十第三項において準用する場合にあつては、練習資格認定証）を返納しようとする者は、別記様式第三十六号の銃砲等所持許可証等返納届出書に当該許可証（法第九条の十五第二項において準用する場合にあつては、年少射撃資格認定証）又は教習資格認定証（法第九条の十第三項において準用する場合にあつては、練習資格認定証）を添えて、住所所在地又は法人の事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に提出するものとする。この場合において、許可が失効したことにより許可証を返納しようとする者は、譲受人の譲受書等当該許可が失効した理由を明らかにした書類を添えなければならない。

〔仮領置書〕

第二十八條 法第八條第七項、第八條の二第二項、第九條の八第三項、第九條の十二第二項、第十一條第八項若しくは第九項、第十一條の二第一項から第三項まで、第二十五條第一項又は第二十六條第二項の規定による仮領置は、別記様式第三十八号の仮領置書を交付して行うものとする。この場合において、当該仮領置に係る銃砲等若しくは刀剣類又は拳銃部品が法第十三條の三第一項又は第三項の規定により保管されたものであるときは、第九十六條に規定する保管書の交付を受けた者に対し、当該保管書の返還を求めるものとする。

〔仮領置した銃砲等若しくは刀剣類又は拳銃部品の返還〕

第二十九條 法第八條第八項、第八條の二第三項、第九條の八第四項、第九條の十二第三項、第十一條第十項又は第十一条の二第四項の規定による返還の申請をしようとする者は、別記様式第三十九号の銃砲等又は刀剣類返還申請書を当該銃砲等若しくは刀剣類又は拳銃部品を保管する都道府県公安委員会に提出しなければならない。この場合において、返還の申請をしようとする者が仮領置に係る銃砲等若しくは刀剣類又は拳銃部品の売渡し、贈与、返還等を受けた者であるときは、当該売渡し、贈与、返還等を証明する書類を添えなければならない。

2 法第二十五條第四項の規定による返還の申請をしようとする者は、別記様式第三十九号の銃砲等又は刀剣類返還申請書に、銃砲等又は刀剣類を所持していた者からの売渡し、贈与、返還等を証明する書類を添えて、当該銃砲等又は刀剣類を保管する警察署長に提出しなければならない。

3 前二項の返還の申請をしようとする者は、これらの規定により提出する書類に添えて、当該銃砲等若しくは刀剣類又は拳銃部品を適法に所持することができることを明らかにした書類を提出しなければならない。

第四十條 法第八條第八項、第八條の二第三項、第九條の八第四項、第九條の十二第三項、第十一條第十項若しくは第十一項、第十一條の二第四項、第二十五條第三項若しくは第四項又は第二十六條第五項の規定による返還は、仮領置書及び別記様式第四十号の受領書と引換えに行うものとする。

〔売却した代金の交付〕

第四十一條 法第八條第九項（法第八條の二第四項、第九條の八第五項、第九條の十二第四項、第十一條第十二項及び第十一條の二第六項において準用する場合を含む。）の規定により売却した代金を交付する場合には、仮領置書及び代金領収書と引換えに代金明細書を交付して行うものとする。

〔猟銃等射撃指導員の基準〕

第四十二條 法第九條の三第一項の内閣府令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 〔略〕
- 二 銃砲、火薬類及び狩猟に関する法令を遵守し、猟銃等射撃指導員として相当な人格識見を有する者であること。

〔三〕五 略

2

〔仮領置書〕

第三十八條 法第八條第七項、第八條の二第二項、第九條の八第三項、第九條の十二第二項、第十一條第七項若しくは第八項、第十一條の二第二項から第三項まで、第二十五條第一項又は第二十六條第二項の規定による仮領置は、別記様式第三十八号の仮領置書を交付して行うものとする。この場合において、当該仮領置に係る銃砲等若しくは刀剣類又は拳銃部品が法第十二條の三第一項又は第三項の規定により保管されたものであるときは、第九十六條に規定する保管書の交付を受けた者に対し、当該保管書の返還を求めるものとする。

〔仮領置した銃砲等若しくは刀剣類又は拳銃部品の返還〕

第三十九條 法第八條第八項、第八條の二第三項、第九條の八第四項、第九條の十二第三項、第十一條第九項又は第十一條の二第四項の規定による返還の申請をしようとする者は、別記様式第三十九号の銃砲刀剣類返還申請書を当該銃砲等若しくは刀剣類又は拳銃部品を保管する都道府県公安委員会に提出しなければならない。この場合において、返還の申請をしようとする者が仮領置に係る銃砲等若しくは刀剣類又は拳銃部品の売渡し、贈与、返還等を受けた者であるときは、当該売渡し、贈与、返還等を証明する書類を添えなければならない。

2 法第二十五條第四項の規定による返還の申請をしようとする者は、別記様式第三十九号の銃砲刀剣類返還申請書に、銃砲等又は刀剣類を所持していた者からの売渡し、贈与、返還等を証明する書類を添えて、当該銃砲等又は刀剣類を保管する警察署長に提出しなければならない。

3 前二項の返還の申請をしようとする者は、これらの規定により提出する書類に添えて、当該銃砲等若しくは刀剣類又はけん銃部品を適法に所持することができることを明らかにした書類を提出しなければならない。

第四十條 法第八條第八項、第八條の二第三項、第九條の八第四項、第九條の十二第三項、第十一條第九項若しくは第十項、第十一條の二第四項、第二十五條第三項若しくは第四項又は第二十六條第五項の規定による返還は、仮領置書及び別記様式第四十号の受領書と引換えに行うものとする。

〔売却した代金の交付〕

第四十一條 法第八條第九項（法第八條の二第四項、第九條の八第五項、第九條の十二第四項、第十一條第十一項及び第十一條の二第六項において準用する場合を含む。）の規定により売却した代金を交付する場合には、仮領置書及び代金領収書と引換えに代金明細書を交付して行うものとする。

〔射撃指導員の基準〕

- 一 〔同上〕
- 二 銃砲、火薬類及び狩猟に関する法令を遵守し、射撃指導員として相当な人格識見を有する者であること。

〔三〕五 同上

2

〔同上〕

(クロスボウ射撃指導員の基準)

第四十二条の二 法第九条の三の二第一項の内閣府令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 二十歳以上の者であること。
- 二 クロスボウに関する法令を遵守し、クロスボウ射撃指導員として相当な人格識見を有する者であること。
- 三 法第四条第一項第一号又は第五号の三の規定による許可を受けて、クロスボウを二年以上継続して所持している者であること。
- 四 クロスボウの所持に関する法令及びクロスボウの使用、保管等の取扱いについて、相当な知識を有する者であること。
- 五 クロスボウの操作及び射撃について、相当に習熟している者であること。

(射撃指導員の指定の手続)

第四十三条 法第九条の三第一項の規定による猟銃等射撃指導員の指定又は法第九条の三の二第一項の規定によるクロスボウ射撃指導員の指定を受けようとする者は、別記様式第四十一号の射撃指導員指定申請書を住所を管轄する都道府県公安委員会に提出するものとする。この場合において、第四十一条第一項第一号括弧書きの規定による推薦を受けた者は、同条第二項において準用する第十二条第一項前段の規定により交付を受けた推薦書を添えなければならない。

(射撃指導員の指定)

第四十四条 法第九条の三第一項の規定による猟銃等射撃指導員の指定又は法第九条の三の二第一項の規定によるクロスボウ射撃指導員の指定は、別記様式第四十二号の射撃指導員指定書を交付して行うものとする。

(射撃指導員の指定の解除)

第四十五条 法第九条の三第二項の規定による猟銃等射撃指導員の指定の解除又は法第九条の三の二第二項の規定によるクロスボウ射撃指導員の指定の解除は、別記様式第四十三号の射撃指導員指定解除通知書を交付して行うものとする。

(射撃指導員の氏名等の変更の届出)

第四十六条 猟銃等射撃指導員又はクロスボウ射撃指導員は、第四十三条の射撃指導員指定申請書の記載事項に変更を生じた場合においては、別記様式第四十四号の射撃指導員指定申請書記載事項変更届出書に当該射撃指導員指定書及び住民票の写しを添えて、速やかにその者の住所を管轄する都道府県公安委員会に提出しなければならない。

2 猟銃等射撃指導員又はクロスボウ射撃指導員は、第四十四条の射撃指導員指定書を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損した場合は、これを交付した都道府県公安委員会にその再交付を申請することができる。

(年少射撃資格認定申請書の添付書類等)

第七十六条 法第九条の三第一項の内閣府令で定める添付書類は、次に掲げるとおりとする。

〔一〕三 略

四 申請人を監督することについての法第四条第一項第五号の二の規定による許可を受けた猟銃等射撃指導員の同意書

2 法第九条の三第一項の規定により年少射撃資格の認定を受けようとする者は、次に掲げる書類を提示しなければならない。

一 第八十一条に規定する年少射撃資格講習修了証明書

〔条を加える。〕

(射撃指導員の指定の手続)

第四十三条 法第九条の三第一項の規定による射撃指導員の指定を受けようとする者は、別記様式第四十一号の射撃指導員指定申請書を住所を管轄する都道府県公安委員会に提出するものとする。この場合において、前条第一項第一号括弧書きの規定による推薦を受けた者は、前条第二項において準用する第十二条第一項前段の規定により交付を受けた推薦書を添えなければならない。

(射撃指導員の指定)

第四十四条 法第九条の三第一項の規定による射撃指導員の指定は、別記様式第四十二号の射撃指導員指定書を交付して行うものとする。

(射撃指導員の指定の解除)

第四十五条 法第九条の三第二項の規定による射撃指導員の指定の解除は、別記様式第四十三号の射撃指導員指定解除通知書を交付して行うものとする。

(射撃指導員の氏名等の変更の届出)

第四十六条 射撃指導員は、第四十三条の射撃指導員指定申請書の記載事項に変更を生じた場合においては、別記様式第四十四号の射撃指導員指定申請書記載事項変更届出書に当該射撃指導員指定書及び住民票の写しを添えて、速やかにその者の住所を管轄する都道府県公安委員会に提出しなければならない。

2 射撃指導員は、第四十四条の射撃指導員指定書を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損した場合は、これを交付した都道府県公安委員会にその再交付を申請することができる。

(年少射撃資格認定申請書の添付書類等)

第七十六条 〔同上〕

〔一〕三 同上

四 申請人を監督することについての法第四条第一項第五号の二の規定による許可を受けた射撃指導員の同意書

2 〔同上〕

一 第八十一条に掲げる年少射撃資格講習修了証明書

二 次条に規定する年少射撃資格認定証（現に年少射撃資格の認定を受けている場合に限る。）
 三 申請人を監督することとなる法第四条第一項第五号の二の規定による許可を受けた猟銃等
 射撃指導員の当該許可に係る許可証の写し
 （年少射撃資格認定証の書換えの申請）

第七十八條 第三十二條の規定は、法第九条の十三第三項において準用する法第七条第二項の規
 定により年少射撃資格認定証の書換えを受けようとする者について準用する。この場合におい
 て、第三十二條第一項中「別記様式第三十四号の銃砲等又は刀剣類所持許可証書換申請書」と
 あるのは「別記様式第六十六号の年少射撃資格認定証書換申請書」と、住所又は法人の事業
 場の所在地」とあるのは「住所」と、同条第三項中「申請人が法第四条第一項第一号又は第
 四号（空気銃に係る部分に限る。）の規定による許可を受けた者で都道府県公安委員会」とあ
 るのは「都道府県公安委員会」と読み替えるものとする。

（クロスボウ射撃資格認定証の様式）
 第八十二條の二 法第九条の十六第一項のクロスボウ射撃資格認定証は、別記様式第六十九号の
 二のとおりとする。

（クロスボウ射撃資格認定証の書換え又は再交付の申請）
 第八十二條の三 第二十二條第一項の規定は、法第九条の十六第二項において準用する法第五
 条の三第三項の規定によりクロスボウ射撃資格認定証の書換えを受けようとする者について準用
 する。

2 第二十二條第二項の規定は、法第九条の十六第二項において準用する法第五条の三第三項の
 規定によりクロスボウ射撃資格認定証の再交付を受けようとする者について準用する。
 （危害予防上必要な措置が執られている場所）

第八十二條の四 法第十条第二項第二号の二の危害予防上必要な措置が執られている場所として
 内閣府令で定めるものは、別表第二の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる措置のい
 ずれもが執られている場所とする。

（銃砲の保管の設備及び方法の基準）
 第八十三條 銃砲の保管に係る法第十条の四第二項の内閣府令で定める基準は、次に掲げるとお
 りとする。ただし、保管に係る銃砲が猟銃及び空気銃以外の銃砲である場合においては、その
 種類及び許可の用途に応じ適切な設備及び方法をもつてこれに代えることができる。

「一・二 略」
 （クロスボウの保管の設備及び方法の基準）
 第八十三條の二 クロスボウの保管に係る法第十条の四第二項の内閣府令で定める基準は、次に
 掲げるとおりとする。

- 一 保管の設備は、次に掲げる要件を備えていること。
- イ 金属製ロッカーその他容易に破壊することができない構造を有するものであること。
- ロ 確実に施錠できる錠を備えていること。
- ハ 管理上支障のない場所にあること。
- ニ 容易に持ち運びができないこと。
- 二 保管の方法は、次に掲げる要件に該当すること。
- イ クロスボウを前号の保管の設備に確実に施錠して保管すること。
- ロ 前号の保管の設備を常に点検し、同号の基準に適合するように維持すること。

二 次条に掲げる年少射撃資格認定証（現に年少射撃資格の認定を受けている場合に限る。）
 三 申請人を監督することとなる法第四条第一項第五号の二の規定による許可を受けた射撃指
 導員の当該許可に係る許可証の写し
 （年少射撃資格認定証の書換えの申請）

第七十八條 第三十二條の規定は、法第九条の十三第三項において準用する法第七条第二項の規
 定により年少射撃資格認定証の書換えを受けようとする者について準用する。この場合におい
 て、第三十二條第一項中「別記様式第三十四号の銃砲刀剣類所持許可証書換申請書」とあるの
 は「別記様式第六十六号の年少射撃資格認定証書換申請書」と、住所又は法人の事業場の所
 在地」とあるのは「住所」と、同条第三項中「申請人が法第四条第一項第一号又は第四号（空
 気銃に係る部分に限る。）の規定による許可を受けた者で都道府県公安委員会」とあるのは「都
 道府県公安委員会」と読み替えるものとする。

（条を加える。）

（条を加える。）

（条を加える。）

（銃砲の保管の設備及び方法の基準）
 第八十三條 法第十条の四第二項の内閣府令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。ただし、
 保管に係る銃砲が猟銃及び空気銃以外の銃砲である場合においては、その種類及び許可の用途
 に応じ適切な設備及び方法をもつてこれに代えることができる。

「一・二 同上」
 （条を加える。）

- 一 保管の設備は、次に掲げる要件を備えていること。
- イ 金属製ロッカーその他容易に破壊することができない構造を有するものであること。
- ロ 確実に施錠できる錠を備えていること。
- ハ 管理上支障のない場所にあること。
- ニ 容易に持ち運びができないこと。
- 二 保管の方法は、次に掲げる要件に該当すること。
- イ クロスボウを前号の保管の設備に確実に施錠して保管すること。
- ロ 前号の保管の設備を常に点検し、同号の基準に適合するように維持すること。

(保管の委託を受けた拳銃、拳銃部品又は拳銃実包の保管の方法等)

第八十五条 法第十条の五第一項の規定により拳銃、拳銃部品又は拳銃実包の保管の委託を受けた者は、次に掲げるところにより、拳銃、拳銃部品又は拳銃実包を保管しなければならない。

一 [略]

二 拳銃、拳銃部品又は拳銃実包を収納する格納庫は、人が常に看守することができる場所に置くこと。

[三・四 略]

(保管業の届出)

第九十条 法第十条の八第一項又は第十條の八の二第一項の規定により都道府県公安委員会に届け出ようとする者は、別記様式第七十号の保管業届出書二通を事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に提出するものとする。

2 前項に規定する届出をした者は、当該届出書の記載事項に変更を生じた場合においては、別記様式第七十号の保管業届出書二通に、当該変更事項を朱書して事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に届け出なければならない。

3 [略]

4 第一項に規定する届出をした者は、その届出に係る業務を廃止した場合には、別記様式第七十一号の保管業廃止届出書を事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に提出しなければならない。

(保管の委託を受けた猟銃等の保管の設備及び方法の基準)

第九十一条 法第十条の八第二項において準用する法第九条の七第二項の内閣府令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 [略]

二 保管の方法は、次に掲げる要件に該当すること。

[イ・ロ 略]

ハ 責任者を定めて、別記様式七十二号の保管受託簿に所要の事項を記載させること。

ニ ハの保管受託簿は、最終の記載をした日から起算して三年を経過するまでの間保存しておくこと。

ホ [略]

(保管の委託を受けたクロスボウの保管の設備及び方法の基準)

第九十一条の二 法第十条の八の二第二項において準用する法第九条の七第二項の内閣府令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 保管の設備は、次に掲げる要件を備えていること。

イ 金属製ロッカーその他容易に破壊することができない構造を有するものであること。

ロ 確実に施錠できる錠を備えていること。

ハ 管理上支障のない場所にあること。

ニ 容易に持ち運びができないこと。

ホ 当該設備又はその付近に非常の際外部に通報することができる装置を備えていること。

(保管の委託を受けたけん銃、けん銃部品又はけん銃実包の保管の方法等)

第八十五条 法第十条の五第一項の規定によりけん銃、けん銃部品又はけん銃実包の保管の委託を受けた者は、次に掲げるところにより、けん銃、けん銃部品又はけん銃実包を保管しなければならない。

一 [同上]

二 けん銃、けん銃部品又はけん銃実包を収納する格納庫は、人が常に看守することができる場所に置くこと。

[三・四 同上]

(猟銃等保管業の届出)

第九十条 法第十条の八第一項の規定により都道府県公安委員会に届け出ようとする者は、別記様式第七十号の猟銃等保管業届出書二通を事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に提出するものとする。

2 前項に規定する届出をした者は、当該届出書の記載事項に変更を生じた場合においては、別記様式第七十号の猟銃等保管業届出書二通に、当該変更事項を朱書して事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に届け出なければならない。

3 [同上]

4 第一項に規定する届出をした者は、その届出に係る業務を廃止した場合には、別記様式第七十一号の猟銃等保管業廃止届出書を事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に提出しなければならない。

(保管の委託を受けた猟銃等の保管の設備及び方法の基準)

第九十一条 法第十条の八第二項において準用する法第九条の七第二項の内閣府令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 [同上]

二 保管の方法は、次に掲げる要件に該当すること。

[イ・ロ 同上]

ハ 責任者を定めて、別記様式七十二号の猟銃等保管受託簿に所要の事項を記載させること。

ニ ハの猟銃等保管受託簿は、最終の記載をした日から起算して三年を経過するまでの間保存しておくこと。

ホ [同上]

[条を加える。]

二 保管の方法は、次に掲げる要件に該当すること。

イ 保管の委託を受けたクロスボウを前号の保管の設備に確実に施錠して保管すること。

ロ 前号の保管の設備を常に点検し、同号の基準に適合するように維持すること。

ハ 責任者を定めて、別記様式第七十二号の保管受託簿に所要の事項を記載させること。

二ハの保管受託簿は、最終の記載をした日から起算して三年を経過するまでの間保存しておくこと。

ホ 保管の委託を受ける場合は、保管を委託しようとする者に対し、当該保管の委託を受けるクロスボウの所持の許可に係る許可証の提示を求め、当該保管の委託を受けるクロスボウの所持の許可に係る許可証の交付を受けていることを確認すること。

(電磁的方法による保存)

第九十二条 第九十一条第二号ハ又は前条第二号ハに規定する保管受託簿に記載することとされている事項が電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもつて第九十一条第二号二又は前条第二号二に規定する保管受託簿の保存に代えることができる。

(保管業務の廃止又は停止の命令)

第九十三条 法第十条の八第三項又は第十条の八の二第三項の規定による保管業務の廃止又は停止の命令は、別記様式第七十三号の保管業務廃止等命令書を交付して行うものとする。

(照会書)

第九十五条 都道府県公安委員会は、法第十三条の二の規定による照会を畫面により行うときは、別記様式第七十五号の銃砲等又は刀剣類関係事項照会書を用いるものとする。

(保管した銃砲等若しくは刀剣類又は拳銃部品の返還)

第九十七条 法第十三条の三第二項又は第四項の規定による返還は、保管書及び別記様式第四十号の受領書と引換えに行うものとする。

(確認又は許可証の提示の方法)

第九十八条 法第二十一条の二第一項及び第二項に規定する内閣府令で定める方法は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

一 譲受人又は借受人(以下「譲受人等」という。)が法第三条第一項第二号の二、第四号の六、第四号の七、第八号、第十二号又は第十四号に該当することを確認する場合、次のいずれかによる方法

イ 譲受人等に対して法第三条第一項第二号の二、第四号の六、第四号の七、第八号、第十二号又は第十四号に掲げる銃砲等又は刀剣類(以下「特定銃砲刀剣類等」という。)を、譲受人等又はその使用人に直接交付することにより譲渡し、又は貸し付ける場合にあつては、当該譲受人等が銃砲等若しくは刀剣類の管理に係る職務を行う国若しくは地方公共団体の職員であることを証明する書類、当該譲受人等が武器等製造法の猟銃等販売事業者であることを証明する書類又は当該譲受人等に係る銃砲刀剣類製造等届出書(以下「証明書類」と総称する。)(使用人である場合にあつては、当該証明書類及び当該譲受人等の使用人であることを証明する書類)の提示を受け、及び当該譲受人等が職務又は業務のために当該特定銃砲刀剣類等を所持しようとする旨の説明を受ける方法

(電磁的方法による保存)

第九十二条 前条第二号ハに規定する猟銃等保管受託簿に記載することとされている事項が電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもつて同号二に規定する猟銃等保管受託簿の保存に代えることができる。

(保管業務の廃止又は停止の命令)

第九十三条 法第十条の八第三項の規定による保管業務の廃止又は停止の命令は、別記様式第七十三号の猟銃等保管業務廃止等命令書を交付して行うものとする。

(照会書)

第九十五条 都道府県公安委員会は、法第十三条の二の規定による照会を畫面により行うときは、別記様式第七十五号の銃砲刀剣類関係事項照会書を用いるものとする。

(保管した銃砲等若しくは刀剣類又はけん銃部品の返還)

第九十七条 法第十三条の三第二項又は第四項の規定による返還は、保管書及び別記様式第四十号の受領書と引換えに行うものとする。

(確認又は許可証の提示の方法)

第九十八条 法第二十一条の二第一項及び第二項に規定する内閣府令で定める方法は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

一 譲受人又は借受人(以下「譲受人等」という。以下同じ。)が法第三条第一項第二号の二、第四号の四、第四号の五、第八号又は第十二号又は第十四号に該当することを確認する場合、次のいずれかによる方法

イ 譲受人等に対して法第三条第一項第二号の二、第四号の四、第四号の五、第八号又は第十二号に掲げる銃砲等又は刀剣類(以下「特定銃砲刀剣類」という。)を、譲受人等又はその使用人に直接交付することにより譲渡し、又は貸し付ける場合にあつては、当該譲受人等が銃砲等若しくは刀剣類の管理に係る職務を行う国若しくは地方公共団体の職員であることを証明する書類、当該譲受人等が武器等製造法の猟銃等販売事業者であることを証明する書類又は当該譲受人等に係る銃砲刀剣類製造等届出書(以下「証明書類」と総称する。)(使用人である場合にあつては、当該証明書類及び当該譲受人等の使用人であることを証明する書類)の提示を受け、及び当該譲受人等が職務又は業務のために当該特定銃砲刀剣類等を所持しようとする旨の説明を受ける方法

口 譲受人等に対して貨物自動車運送事業者（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二条第二項の一般貨物自動車運送事業又は同条第三項の特定貨物自動車運送事業を經營する者をいう。以下同じ。）の行う運送を利用することにより特定銃砲刀剣類を譲り渡し、又は貸し付ける場合（八に掲げる場合を除く。）にあつては、当該利用の前に証明書類の提示又はその写しの送付を受け、及び当該譲受人等が職務又は業務のために当該特定銃砲刀剣類等を所持しようとする旨の説明を受け、並びに当該貨物自動車運送事業者に当該特定銃砲刀剣類等の交付の相手方が当該譲受人等又はその使用人であることを当該証明書類（使用人である場合にあつては、当該証明書類及び当該譲受人等の使用人であることを証明する書類）により確認させる方法

ハ 譲受人等に対してイ又はロの方法により譲渡し又は貸付けを行った日から三年を経過する日前に、当該譲受人等に対して貨物自動車運送事業者の行う運送を利用することにより当該譲渡し又は貸付けと同一の証明書類に係る特定銃砲刀剣類等を譲り渡し、又は貸し付ける場合にあつては、当該利用の前に当該証明書類の内容に変更がない旨及び当該譲受人等が職務又は業務のために当該特定銃砲刀剣類等を所持しようとする旨の説明を受け、並びに当該貨物自動車運送事業者に当該特定銃砲刀剣類等の交付の相手方が当該譲受人等又はその使用人であることを当該証明書類（使用人である場合にあつては、当該証明書類及び当該譲受人等の使用人であることを証明する書類）により確認させる方法

二 譲受人等から法第七条第一項の許可証の提示を受ける場合 次のいずれかによる方法
イ 譲受人等に対して銃砲等又は刀剣類を直接譲り渡し、又は貸し付ける場合にあつては、当該銃砲等又は刀剣類に係る許可証の提示を受ける方法

ロ 譲受人等に対して貨物自動車運送事業者の行う運送を利用することにより銃砲等又は刀剣類を譲り渡し、又は貸し付ける場合にあつては、当該利用の前に当該銃砲等又は刀剣類に係る許可証の提示又は送付を受け、及び当該貨物自動車運送事業者に当該銃砲等又は刀剣類の交付の相手方が当該譲受人等であることを道路交通法第九十二条第一項に規定する運転免許証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書、旅券（出入国管理及び難民認定法第二条第五号に掲げる旅券をいう）その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて、譲受人等が本人であることを確認するに足りるものにより確認させる方法

(模造拳銃)
第二百二条 法第二十二條の二第一項の模造拳銃について内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる措置を施してはならないものとする。

- 一 銃腔に相当する部分を金属で完全に閉塞すること。
- 二 〔略〕

口 譲受人等に対して貨物自動車運送事業者（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二条第二項の一般貨物自動車運送事業又は同条第三項の特定貨物自動車運送事業を經營する者をいう。以下同じ。）の行う運送を利用することにより特定銃砲刀剣類を譲り渡し、又は貸し付ける場合（八に掲げる場合を除く。）にあつては、当該利用の前に証明書類の提示又はその写しの送付を受け、及び当該譲受人等が職務又は業務のために当該特定銃砲刀剣類等を所持しようとする旨の説明を受け、並びに当該貨物自動車運送事業者に当該特定銃砲刀剣類等の交付の相手方が当該譲受人等又はその使用人であることを当該証明書類（使用人である場合にあつては、当該証明書類及び当該譲受人等の使用人であることを証明する書類）により確認させる方法

ハ 譲受人等に対してイ又はロの方法により譲渡し又は貸付けを行った日から三年を経過する日前に、当該譲受人等に対して貨物自動車運送事業者の行う運送を利用することにより当該譲渡し又は貸付けと同一の証明書類に係る特定銃砲刀剣類等を譲り渡し、又は貸し付ける場合にあつては、当該利用の前に当該証明書類の内容に変更がない旨及び当該譲受人等が職務又は業務のために当該特定銃砲刀剣類等を所持しようとする旨の説明を受け、並びに当該貨物自動車運送事業者に当該特定銃砲刀剣類等の交付の相手方が当該譲受人等又はその使用人であることを当該証明書類（使用人である場合にあつては、当該証明書類及び当該譲受人等の使用人であることを証明する書類）により確認させる方法

二 〔同上〕
イ 譲受人等に対して銃砲又は刀剣類を直接譲り渡し、又は貸し付ける場合にあつては、当該銃砲又は刀剣類に係る許可証の提示を受ける方法

ロ 譲受人等に対して貨物自動車運送事業者の行う運送を利用することにより銃砲又は刀剣類を譲り渡し、又は貸し付ける場合にあつては、当該利用の前に当該銃砲又は刀剣類に係る許可証の提示又は送付を受け、及び当該貨物自動車運送事業者に当該銃砲又は刀剣類の交付の相手方が当該譲受人等であることを道路交通法第九十二条第一項に規定する運転免許証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書、旅券（出入国管理及び難民認定法第二条第五号に掲げる旅券をいう）その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて、譲受人等が本人であることを確認するに足りるものにより確認させる方法

(模造拳銃)
第二百二条 法第二十二條の二第一項の模造けん銃について内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる措置を施してはならないものとする。

- 一 銃腔に相当する部分を金属で完全に閉せくすること。
- 二 〔同上〕

(模擬銃器に該当しない物)

第百三条 法第二十二條の三第一項の銃砲に改造することが著しく困難なものとして内閣府令で定めるものは、銃身、機関部、引き金、撃鉄、撃針(回転弾倉式拳銃の撃針に限る)、回転弾倉、尾筒、スライド及び遊底に相当する部分が、プリネル硬さ試験方法(日本産業規格Z二二四三)により測定した硬さがHB(10/500)九十一以下の金属で作られているもので、別表第三の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる構造等のいずれかに該当するものとする。

2 [略]

(一時保管した銃砲等若しくは刀剣類又は準空気銃を返還しない場合の通知)

第百七条 法第二十四條の二第七項の規定により銃砲等若しくは刀剣類又は準空気銃を返還しない場合は、その旨を当該銃砲等若しくは刀剣類又は準空気銃を提出した者に通知するものとする。

(一時保管した銃砲等若しくは刀剣類又は準空気銃を売却した代金の交付)

第百八条 第四十一條の規定は、法第二十四條の二第八項において準用する法第八條第九項の規定により売却した代金の交付について準用する。この場合において、第四十一條中「仮領置書」とあるのは、「銃砲刀剣類等一時保管書」と読み替えるものとする。

(仮領置した銃砲等又は刀剣類の引継)

第百十條 法第二十五條第二項の規定による仮領置した銃砲等又は刀剣類の引継は、別記様式第八十二号の仮領置銃砲等又は刀剣類引継書によつて行うものとする。

(法第二十五條第五項の期間の延長の承認)

第百十二條 法第二十五條第五項の期間の延長の承認を受けようとする者は、別記様式第八十五号の期間延長承認申請書を当該銃砲等又は刀剣類を保管する警察署長に提出するものとする。

(銃砲等又は刀剣類の提出命令)

第百十三條 法第二十七條第一項の規定により銃砲等又は刀剣類の提出を命ずる場合においては、別記様式第八十六号の提出命令書を交付して行うものとする。

(提出を命じた銃砲等又は刀剣類を売却した代金の交付)

第百十四條 第四十一條の規定は、法第二十七條第三項において準用する法第八條第九項の規定により売却した代金の交付について準用する。この場合において、第四十一條中「仮領置書」とあるのは、「提出命令書」と読み替えるものとする。

(記録票等)

第百十五條 [一] 法第二十八條第一項に規定する記録票には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項を記載するものとする。

- 一 銃砲 銃砲の種類、名称、型、番号、口径及び銃身の長さ並びに被貸与者の氏名及び職名
- 二 クロスボウ クロスボウである旨、名称、型、番号、全長及び全幅並びに被貸与者の氏名及び職名

2 法第二十八條の規定による銃砲等の管理責任者は、十二月末日においてその管理する銃砲等の種別、名称、型及び番号を別記様式第八十七号により、翌年一月末日までに国家公安委員会に通知しなければならない。

(模擬銃器に該当しない物)

第百三条 法第二十二條の三第一項の銃砲に改造することが著しく困難なものとして内閣府令で定めるものは、銃身、機関部、引き金、撃鉄、撃針(回転弾倉式けん銃の撃針に限る)、回転弾倉、尾筒、スライド及び遊底に相当する部分が、プリネル硬さ試験方法(日本産業規格Z二二四三)により測定した硬さがHB(10/500)九十一以下の金属で作られているもので、別表第二の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる構造等のいずれかに該当するものとする。

2 [同上]

(一時保管した銃砲、刀剣類又は準空気銃を返還しない場合の通知)

第百七条 法第二十四條の二第七項の規定により銃砲、刀剣類又は準空気銃を返還しない場合は、その旨を当該銃砲、刀剣類又は準空気銃を提出した者に通知するものとする。

(一時保管した銃砲、刀剣類又は準空気銃を売却した代金の交付)

第百八条 [同上]

(仮領置した銃砲等又は刀剣類の引継)

第百十條 法第二十五條第二項の規定による仮領置した銃砲等又は刀剣類の引継は、別記様式第八十二号の仮領置銃砲刀剣類引継書によつて行うものとする。

(法第二十五條第五項の期間の延長の承認)

第百十二條 法第二十五條第五項の期間の延長の承認を受けようとする者は、別記様式第八十五号の期間延長承認申請書を当該銃砲等又は刀剣類を保管する警察署長に提出するものとする。

(銃砲等又は刀剣類の提出命令)

第百十三條 法第二十七條第一項の規定により銃砲等又は刀剣類の提出を命ずる場合においては、別記様式第八十六号の提出命令書を交付して行うものとする。

(提出を命じた銃砲等又は刀剣類を売却した代金の交付)

第百十四條 [同上]

(記録票等)

第百十五條 [一] 法第二十八條第一項に規定する記録票には、銃砲の種類、名称、型、番号、口径及び銃身の長さ並びに被貸与者の氏名及び職名を記載するものとする。

2 法第二十八條の規定による銃砲等の管理責任者は、十二月末日においてその管理する銃砲の種別、名称、型及び番号を別記様式第八十七号により、翌年一月末日までに国家公安委員会に通知しなければならない。

別表第二(第八十二条の四関係)

区分	措置
クロスボウ射撃指導員の指導の下にクロスボウで射撃をする場合(クロスボウ射撃指導員がない場合)であつて、当該クロスボウ射撃指導員の指導を受けた者が、当該指導の内容に従つて、当該指導を受けた場所と同一の場所で、当該クロスボウ射撃指導員の承諾を得て射撃をするときを含む。又は	一 別図に示す範囲の危険区域(当該危険区域内に、都道府県公安委員会が当該クロスボウ射撃指導員の指導の内容を勘案して発射された矢による危害を防止する上で有効であると認める措置が執られており、これにより矢の到達する区域が縮減される場合)にあつては、当該危険区域のうち、当該縮減される区域を除いた区域。次号及び第三号において同じ。について、正当な権原に基づいて関係者以外の者が立ち入ることが禁止されていること。

(表)

	期 間		統 種 等	処 理 結 果
	年 月 日	から 年 月 日まで		
銃銃等又はクロスボウの所持	年 月 日	から 年 月 日まで		
	年 月 日	から 年 月 日まで		
	年 月 日	から 年 月 日まで		
	年 月 日	から 年 月 日まで		
	年 月 日	から 年 月 日まで		
	年 月 日	から 年 月 日まで		
犯 歴	犯 歴 の 内 容			
銃砲刀剣類所持等取締法第5条第1項第3号に係る病氣、同項第4号に係る中毒又は同項第5号に係る能力の欠如若しくは著しい低下に関する治療を受けたことがありますか。				有・無

- 備考
- 過去にこの様式の経歴書を添付して許可等の申請をした者にあつては、当該申請時以前の経歴は記載することを要しない。
 - 職歴欄には、直前10年間の職歴を記載すること。
 - 住所歴欄には、直前10年間の住所歴を記載すること。
 - 銃銃等又はクロスボウ所持歴欄には、取消しを受けた、又は自主返納若しくは譲渡した許可に係る銃銃若しくは空気銃又はクロスボウについて記載すること。
 - 銃銃等又はクロスボウ所持歴欄中間欄には、最初の許可年月日及び失効又は取消しの年月日、銃種等欄には、ライフル銃・散弾銃・ライフル銃及び散弾銃以外の銃銃・空気銃・クロスボウの別、処理結果欄には、失効又は取消しの別及び失効の場合にあつてはその理由を記載すること。
 - 犯歴欄には、罰金以上の刑が定められた罪に当たる違法な行為について記載すること。
 - 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

[表を加える。]

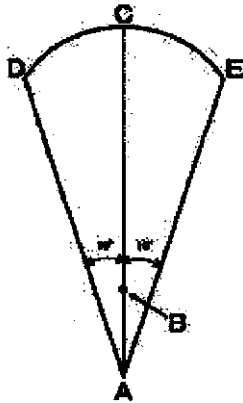
(表)

	期 間		統 種 等	処 理 結 果
	年 月 日	から 年 月 日まで		
銃銃等所持歴	年 月 日	から 年 月 日まで		
	年 月 日	から 年 月 日まで		
	年 月 日	から 年 月 日まで		
	年 月 日	から 年 月 日まで		
	年 月 日	から 年 月 日まで		
	年 月 日	から 年 月 日まで		
犯 歴	犯 歴 の 内 容			
銃砲刀剣類所持等取締法第5条第1項第3号に係る病氣、同項第4号に係る中毒又は同項第5号に係る能力の欠如若しくは著しい低下に関する治療を受けたことがありますか。				有・無

- 備考
- 過去にこの様式の経歴書を添付して許可等の申請をした者にあつては、当該申請時以前の経歴は記載することを要しない。
 - 職歴欄には、直前10年間の職歴を記載すること。
 - 住所歴欄には、直前10年間の住所歴を記載すること。
 - 銃銃等所持歴欄には、取消しを受けた、又は自主返納若しくは譲渡した許可に係る銃銃又は空気銃について記載すること。
 - 銃銃等所持歴欄中間欄には、最初の許可年月日及び失効又は取消しの年月日、銃種等欄には、ライフル銃・散弾銃・ライフル銃及び散弾銃以外の銃銃・空気銃の別、処理結果欄には、失効又は取消しの別及び失効の場合にあつてはその理由を記載すること。
 - 犯歴欄には、罰金以上の刑が定められた罪に当たる違法な行為について記載すること。
 - 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

<p>前項に規定する場合以外の場合においてクロスボウで射撃をするとき。</p>	<p>クロスボウ射撃指導員が自らクロスボウで射撃をする場合</p>
<p>一 別図に示す範囲の危険区域（矢の軌道の全体が堅固な構造を有する射屋によつて覆われており、これにより矢の到達する区域が縮減される場合にあつては、当該危険区域のうち、当該縮減される区域を除いた区域。次号及び第三号において同じ）について、正当な権原に基づいて関係者以外の者が立ち入ることが禁止されていること。</p> <p>二 危険区域の周囲に貼り紙等を用いて当該危険区域に立ち入ってはならない旨の表示がされていること。</p> <p>三 危険区域のうち発射された矢が頻繁に通過する部分に、電線等の架設物がないこと。</p> <p>四 標的の後方であつて、発射された矢の通常到達する場所に、当該矢の衝突による衝撃に耐えることができる材質のものでできているバックストップがあること。</p>	<p>二 危険区域の周囲に貼り紙等を用いて当該危険区域に立ち入ってはならない旨の表示がされていること。</p> <p>三 危険区域のうち発射された矢が頻繁に通過する部分に、電線等の架設物がないこと。</p> <p>四 標的の後方であつて、当該クロスボウ射撃指導員の指導の内容を勘案して発射された矢の到達すると認められる場所に、当該矢の衝突による衝撃に耐えることができる材質のものでできているバックストップがあること。</p>

別表第2の別図



A	射撃をする者の位置
B	標的の中心
AC	使用する矢の最大到達距離
弧DE	Aを中心とし、ACを半径とする弧
扇形ADE	危険区域

別表第三(第百三条関係)

区	分	構 造 等	自動装填式拳銃に類する形態を有する物	
			銃身に相当する部分と機関部体に相当する部分とが一体として製造されているもの	銃身及び機関部体に相当する部分が対称面により分解することができるもの
[略]		銃身に相当する部分の基部に別図一に示す構造、材質及び大きさの金属(以下「インサート」という)が別図二のおり鑄込まれているものであつて、弾倉に相当する部分の内部に別図三に示す形状、材質及び大きさの金属が別図四のおり二以上鑄込まれ、かつ、薬室に相当する部分相互間の隔壁が別図五のおり切斷されているもの	銃身に相当する部分の基部にインサートが別図二のおり鑄込まれ、かつ、弾倉に相当する部分に薬室に相当する部分がないもの	弾倉に相当する部分の直径が三センチメートル以下のもの
			銃身に相当する部分の基部にインサートが別図六のおり鑄込まれ、かつ、撃針に相当する部分が別図七のおり取り付けられているもの	薬室に相当する部分にインサートが別図二のおり鑄込まれているもの
		銃身に相当する部分と機関部体又は尾筒に相当する部分とが一体として作られ、かつ、全長が十八センチメートル以下のもの	銃身(薬室を除く)に相当する部分の基部にインサートが別図六のおり鑄込まれているもの	銃身(薬室を除く)に相当する部分の基部にインサートが別図六のおり鑄込まれているもの

別表第二(第百四条関係)

区	分	構 造 等	自動装てん式けん銃に類似する形態を有する物	
			銃身に相当する部分と機関部体に相当する部分とが一体として製造されているもの	銃身及び機関部体に相当する部分が対称面により分解することができるもの
[同上]		銃身に相当する部分の基部に別図一に示す構造、材質及び大きさの金属(以下「インサート」という)が別図二のおり鑄込まれているものであつて、弾倉に相当する部分の内部に別図三に示す形状、材質及び大きさの金属が別図四のおり二以上鑄込まれ、かつ、薬室に相当する部分相互間の隔壁が別図五のおり切斷されているもの	銃身に相当する部分の基部にインサートが別図二のおり鑄込まれ、かつ、弾倉に相当する部分に薬室に相当する部分がないもの	弾倉に相当する部分の直径が三センチメートル以下のもの
			銃身に相当する部分の基部にインサートが別図六のおり鑄込まれ、かつ、撃針に相当する部分が別図七のおり取り付けられているもの	薬室に相当する部分にインサートが別図二のおり鑄込まれているもの
		銃身に相当する部分と機関部体又は尾筒に相当する部分とが一体として作られ、かつ、全長が十八センチメートル以下のもの	銃身(薬室を除く)に相当する部分の基部にインサートが別図六のおり鑄込まれているもの	銃身(薬室を除く)に相当する部分の基部にインサートが別図六のおり鑄込まれているもの

第2号(第5条関係)

人命救助等に従事する者届出書

銃砲刀剣類所持等取締法第3条第2項の規定により、人命救助等に従事する者を次のとおり届け出ます。

年 月 日

公安委員会殿

届出人 住所
電話番号
氏名

届出の種類別	新規、記載事項変更(追加、削除、その他)
使用させようとする銃砲	所持許可証の番号
	種 類
	型 式
人命救助等に従事する者	氏 名
	生 年 月 日
	届出人との関係
	氏 名
	生 年 月 日
	届出人との関係
	氏 名
	生 年 月 日
	届出人との関係
	氏 名
生 年 月 日	
届出人との関係	
備 考	

別記様式

第1号(第4条関係)

銃砲刀剣類製造等届出書

銃砲刀剣類所持等取締法第3条第1項第 号の規定により、の を業とすることを次のとおり届け出ます。

年 月 日

公安委員会殿

届出人 住所
氏名

主たる事務所の名称、所在地及び電話番号	
事業場の名称、所在地及び電話番号	
責任者の氏名、住所及び電話番号	
銃砲刀剣類の種類及び種類別の製造月間予定販売数製作	
事業開始の予定時期	

- 備考
- 届出人の住所及び氏名は、届出人が法人の場合にあつては、その法人の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載すること。
 - 主たる事務所の名称、所在地及び電話番号欄には、届出人が法人の場合にあつては、その法人の名称、主たる事務所の所在地及び電話番号を記載すること。
 - 責任者の氏名、住所及び電話番号欄には、事業場の責任者の氏名、住所及び電話番号を記載すること。
 - 第4条第2項の規定による届出事項の変更の届出をしようとするときは、変更を生じた事項の該当欄に変更の内容を朱書きすること。
 - 不用の文字は、横線で消すこと。
 - 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第2号(第5条関係)

人命救助等に従事する者届出書

銃砲刀剣類所持等取締法第3条第2項の規定により、人命救助等に従事する者を次のとおり届け出ます。

年 月 日

公安委員会殿

届出人 住所
電話番号
氏名

届出の種類別	新規、記載事項変更(追加、削除、その他)
使用させようとする銃砲	所持許可証の番号
	種 類
	型 式
人命救助等に従事する者	氏 名
	生 年 月 日
	届出人との関係
	氏 名
	生 年 月 日
	届出人との関係
	氏 名
	生 年 月 日
	届出人との関係
	氏 名
生 年 月 日	
届出人との関係	
備 考	

別記様式

第1号(第4条関係)

銃砲刀剣類製造等届出書

銃砲刀剣類所持等取締法第3条第1項第 号の規定により、の を業とすることを次のとおり届け出ます。

年 月 日

公安委員会殿

届出人 住所
氏名

主たる事務所の名称、所在地及び電話番号	
事業場の名称、所在地及び電話番号	
責任者の氏名、住所及び電話番号	
銃砲刀剣類の種類及び種類別の製造月間予定販売数製作	
事業開始の予定時期	

- 備考
- 届出人の住所及び氏名は、届出人が法人の場合にあつては、その法人の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載すること。
 - 主たる事務所の名称、所在地及び電話番号欄には、届出人が法人の場合にあつては、その法人の名称、主たる事務所の所在地及び電話番号を記載すること。
 - 責任者の氏名、住所及び電話番号欄には、事業場の責任者の氏名、住所及び電話番号を記載すること。
 - 第4条第2項の規定による届出事項の変更の届出をしようとするときは、変更を生じた事項の該当欄に変更の内容を朱書きすること。
 - 不用の文字は、横線で消すこと。
 - 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第3号 (第5条関係)

(表)

住所 氏名 種別 型式 番号	住所	
	氏名	
	種別 型式 番号	
新 規 日		
注 意 事 項		
1 新設又はクロスボウの所持の許可を受けた者の指示に基づいて許可に係る銃砲又はクロスボウを業務上使用するため所持する場合には、この証明書を持ってきた者より交付を受けて携帯すること。 2 この証明書を持っていても、許可を受けた者の指示に基づいて業務上使用するためでなければ、許可に係る銃砲又はクロスボウを所持することはできない。		
新 規 日		
第 号		
交付 年 月 日		
人命救助等に従事する者届出済証明書		
公安委員会 印		

8.56センチメートル

- 備考 1 届出人の住所及び電話番号には、届出人が法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者で、その法人の業務のための所持について法第4条第1項第2号又は第2号の2の規定による所持の許可を受けた者であるときは、その者の勤務する法人の事業場の名称、所在地及び電話番号を記載すること。
- 2 届出の種別欄において、追加とは、使用させようとする銃砲又はクロスボウについて既に人命救助等に従事する者を届け出ている場合において、さらにその銃砲又はクロスボウを使用させようとする者を追加することをいい、削除とは、届出に係る者が届出人の監督の下に人命救助等に従事する者でなくなった場合においてその者を削除することをいう。
- 3 クロスボウに係る届出の場合は、種別欄にはクロスボウと記載し、型式欄には片手持ち又は両手持ちの別及び弾車あり又は弾車なしの別を記載すること。
- 4 届出人との関係欄には、使用人、組員、班員等の別を記載し、届出人の監督の下に人命救助等に従事する者であることを明らかにすること。
- 5 第5条第3項の規定により準用する第6条第3項及び第4項の規定による記載事項の変更の届出をしようとするときは、変更を生じた事項の該当欄に変更の内容を朱書すること。
- 6 備考欄には、添付する人命救助等に従事する者届出済証明書の番号及び交付年月日その他必要な事項を記載すること。
- 7 不用の文字は、横線で消すこと。
- 8 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第3号 (第5条関係)

(表)

住所 氏名 種別 型式 番号	住所	
	氏名	
	種別 型式 番号	
新 規 日		
注 意 事 項		
1 銃砲の所持の許可を受けた者の指示に基づいて許可に係る銃砲を業務上使用するため所持する場合には、この証明書を持ってきた者より交付を受けて携帯すること。 2 この証明書を持っていても、許可を受けた者の指示に基づいて業務上使用するためでなければ、許可に係る銃砲を所持することはできない。		
新 規 日		
第 号		
交付 年 月 日		
人命救助等に従事する者届出済証明書		
公安委員会 印		

8.56センチメートル

- 備考 1 届出人の住所及び電話番号には、届出人が法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者で、その法人の業務のための所持について法第4条第1項第2号の規定による所持の許可を受けた者であるときは、その者の勤務する法人の事業場の名称、所在地及び電話番号を記載すること。
- 2 届出の種別欄において、追加とは、使用させようとする銃砲について既に人命救助等に従事する者を届け出ている場合において、さらにその銃砲を使用させようとする者を追加することをいい、削除とは、届出に係る者が届出人の監督の下に人命救助等に従事する者でなくなった場合においてその者を削除することをいう。
- 1加える。」
- 3 届出人との関係欄には、使用人、組員、班員等の別を記載し、届出人の監督の下に人命救助等に従事する者であることを明らかにすること。
- 4 第5条第3項の規定により準用する第6条第3項及び第4項の規定による記載事項の変更の届出をしようとするときは、変更を生じた事項の該当欄に変更の内容を朱書すること。
- 5 備考欄には、添付する人命救助等に従事する者届出済証明書の番号及び交付年月日その他必要な事項を記載すること。
- 6 不用の文字は、横線で消すこと。
- 7 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第4号(第6条関係) 使用人届出書

銃砲刀剣類所持等取締法第 条 第 項の規定により、使用人を次のとおり届け出ます。

公安委員会殿

届出人 住 所
氏 名
電話番号

届出の種類	新規	解雇等	記載事項変更
事業場の名称、所在地及び電話番号			
所持させようとする銃砲若しくはクロスボウ若しくは刀剣砲又は拳銃部品の種類			
使用人	別紙のとおり		
備考			

- 備考 1 届出人の住所、電話番号及び氏名は、届出人が法人の場合にあつては、その法人の主たる事務所の所在地、名称、電話番号及び代表者の氏名を記載すること。
 2 第6条第3項の規定による記載事項の変更の届出をしようとするときは、変更を生じた事項の該当欄に変更の内容を朱書すること。
 3 備考欄には、添付する使用人届出済証明書番号及び交付年月日その他必要な事項を記載すること。
 4 不用の文字は、横線で消すこと。
 5 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(裏)

人 氏 名		生
命 氏 名		生
姓 氏 名		生
助 氏 名		生
等 氏 名		生
に 氏 名		生
新 起 日		
氏 名		生
命 氏 名		生
姓 氏 名		生
助 氏 名		生
等 氏 名		生
に 氏 名		生
新 起 日		
備考		

備考 所持の許可を受けた者の住所欄には、その所持許可を受けた者が法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者で、その法人の業務のための所持について法第4条第1項第2号又は第2項の規定による所持の許可を受けた者であるときは、その者の勤務する法人の事業場の名称及びその所在地を記載すること。

第4号(第6条関係) 使用人届出書

銃砲刀剣類所持等取締法第 条 第 項の規定により、使用人を次のとおり届け出ます。

公安委員会殿

届出人 住 所
氏 名
電話番号

届出の種類	新規	解雇等	記載事項変更
事業場の名称、所在地及び電話番号			
所持させようとする銃砲刀剣類又は拳銃部品の種類			
使用人	別紙のとおり		
備考			

- 備考 1 届出人の住所、電話番号及び氏名は、届出人が法人の場合にあつては、その法人の主たる事務所の所在地、名称、電話番号及び代表者の氏名を記載すること。
 2 第6条第3項の規定による記載事項の変更の届出をしようとするときは、変更を生じた事項の該当欄に変更の内容を朱書すること。
 3 備考欄には、添付する使用人届出済証明書番号及び交付年月日その他必要な事項を記載すること。
 4 不用の文字は、横線で消すこと。
 5 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(裏)

人 氏 名		生
命 氏 名		生
姓 氏 名		生
助 氏 名		生
等 氏 名		生
に 氏 名		生
新 起 日		
氏 名		生
命 氏 名		生
姓 氏 名		生
助 氏 名		生
等 氏 名		生
に 氏 名		生
新 起 日		
備考		

備考 所持の許可を受けた者の住所欄には、その所持許可を受けた者が法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者で、その法人の業務のための所持について法第4条第1項第2号又は第2項の規定による所持の許可を受けた者であるときは、その者の勤務する法人の事業場の名称及びその所在地を記載すること。

第6号(第9条関係)

(表)

銃砲所持許可申請書

銃砲刀剣類所持等取締法第 条第 項の規定による銃砲の所持の許可を次のとおり申請します。

年 月 日

公安委員会殿

申請人	本籍			
	住所			
	ふりがな			
	氏名			
	生年月日	年 月 日 (歳)		
	電話番号			
申請件数	件 申請に添付書類(別紙)を添付すること。			
関係証明書等	交付年月日	番 号	交付者	
銃銃・空気銃所持許可証				
銃銃講習会の講習修了証明書				
技能検定合格証明書				
技能講習修了証明書				
教習修了証明書				

(裏)

使用人	本籍	
	住所	
使用人	氏名	
	生年月日	
新 年 月 日		
使用人	写真	
	[押印] [スタンプ]	
新 年 月 日		
備考		

第6号(第9条関係)

(裏)

銃砲所持許可申請書

銃砲刀剣類所持等取締法第 条第 項の規定による銃砲の所持の許可を次のとおり申請します。

年 月 日

公安委員会殿

申請人	本籍			
	住所			
	ふりがな			
	氏名			
	生年月日	年 月 日 (歳)		
	電話番号			
申請件数	件 申請に添付書類(別紙)を添付すること。			
関係証明書等	交付年月日	番 号	交付者	
銃銃・空気銃所持許可証				
講習修了証明書				
技能検定合格証明書				
技能講習修了証明書				
教習修了証明書				

(裏)

使用人	本籍	
	住所	
使用人	氏名	
	生年月日	
新 年 月 日		
使用人	写真	
	[押印] [スタンプ]	
新 年 月 日		
備考		

別紙

(表)

		件	
□譲渡等承諾書のとおり			
種 類		銃 番 号	
型 式		銃の全長	センチメートル
商品名等		銃身長	センチメートル
公称口(番)径 (実測口径)	ミリメートル インチ 番 (ミリメートル)	弾倉型式及び 充填可能 弾数 適合実(空) 包	
特 徴		替え銃身	
法第4条第1項に規定する用途			
第1号	<input type="checkbox"/> 狩 猟	<input type="checkbox"/> 有害鳥獣駆除	<input type="checkbox"/> 標的射撃
第2号	<input type="checkbox"/> 人命救助	<input type="checkbox"/> 動物麻酔	<input type="checkbox"/> と殺 <input type="checkbox"/> 漁業 <input type="checkbox"/> 建設業
	<input type="checkbox"/> その他の産業の用途 ()		
第3号	<input type="checkbox"/> 第4号	<input type="checkbox"/> 第5号	<input type="checkbox"/> 第6号 <input type="checkbox"/> 第7号 <input type="checkbox"/> 第8号 <input type="checkbox"/> 第9号 <input type="checkbox"/> 第10号
□法第6条第1項に規定する用途			
□譲渡等承諾書のとおり			
住所			
氏名			
電話番号			

(裏)

同居人	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (人)
欠格事由	<input type="checkbox"/> 私は、法第5条第1項第2号から第18号までに規定するいずれにも該当しない者であることを誓約します。 (猟銃の許可申請者のみ回答) <input type="checkbox"/> 私は、法第5条の2第2項第2号又は第3号に規定するいずれにも該当しない者であることを誓約します。
省略した書類	添付を省略した書類 <input type="checkbox"/> 同居親族書 (年 月 日 公安委員会提出) <input type="checkbox"/> 市町村の長の証明書 (年 月 日 公安委員会提出) <input type="checkbox"/> 住民票の写し (年 月 日 公安委員会提出) <input type="checkbox"/> 経歴書 (年 月 日 公安委員会提出) <input type="checkbox"/> その他 ()

- 備考
- 申請人が法第4条第5項の法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者であるときは、申請人の本籍欄にはその者の勤務する法人の事業場の名称を、住所欄にはその所在地、電話番号欄にはその者の勤務する法人の事業場の電話番号を記載すること。
 - 申請件数欄には、今回求める許可の件数を記載し、別紙に申請に係る銃銃について記載すること。
 - 猟銃・空気銃所持許可証欄には、現に交付を受けているものの交付年月日等を記載すること。
 - 同居人の欄には、その有無の該当する方の□内にレ印を記入し、同居人がいる場合にはその人数を記載すること。
 - 欠格事由欄には、当該欠格事由に該当しない旨を誓約する場合は□内にレ印を記入すること。
 - 省略した書類欄には、添付書類を省略した書類で該当するものの□内にレ印を記入し、その提出日を記載すること。
 - 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別紙

(表)

		件	
□譲渡等承諾書のとおり			
種 類		銃 番 号	
型 式		銃の全長	センチメートル
商品名等		銃身長	センチメートル
公称口(番)径 (実測口径)	ミリメートル インチ 番 (ミリメートル)	弾倉型式及び 充填可能 弾数 適合実(空) 包	
特 徴		替え銃身	
法第4条第1項に規定する用途			
第1号	<input type="checkbox"/> 狩 猟	<input type="checkbox"/> 有害鳥獣駆除	<input type="checkbox"/> 標的射撃
第2号	<input type="checkbox"/> 人命救助	<input type="checkbox"/> 動物麻酔	<input type="checkbox"/> と殺 <input type="checkbox"/> 漁業 <input type="checkbox"/> 建設業
	<input type="checkbox"/> その他の産業の用途 ()		
第3号	<input type="checkbox"/> 第4号	<input type="checkbox"/> 第5号	<input type="checkbox"/> 第6号 <input type="checkbox"/> 第7号 <input type="checkbox"/> 第8号 <input type="checkbox"/> 第9号 <input type="checkbox"/> 第10号
□法第6条第1項に規定する用途			
□譲渡等承諾書のとおり			
住所			
氏名			
電話番号			

(裏)

同居人	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (人)
欠格事由	<input type="checkbox"/> 私は、法第5条第1項第2号から第18号までに規定するいずれにも該当しない者であることを誓約します。 (猟銃の許可申請者のみ回答) <input type="checkbox"/> 私は、法第5条の2第2項第2号又は第3号に規定するいずれにも該当しない者であることを誓約します。
省略した書類	添付を省略した書類 <input type="checkbox"/> 同居親族書 (年 月 日 公安委員会提出) <input type="checkbox"/> 市町村の長の証明書 (年 月 日 公安委員会提出) <input type="checkbox"/> 住民票の写し (年 月 日 公安委員会提出) <input type="checkbox"/> 経歴書 (年 月 日 公安委員会提出) <input type="checkbox"/> その他 ()

- 備考
- 申請人が法第4条第5項の法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者であるときは、申請人の本籍欄にはその者の勤務する法人の事業場の名称を、住所欄にはその所在地、電話番号欄にはその者の勤務する法人の事業場の電話番号を記載すること。
 - 申請件数欄には、今回求める許可の件数を記載し、別紙に申請に係る銃銃について記載すること。
 - 猟銃・空気銃所持許可証欄には、現に交付を受けているものの交付年月日等を記載すること。
 - 同居人の欄には、その有無の該当する方の□内にレ印を記入し、同居人がいる場合にはその人数を記載すること。
 - 欠格事由欄には、当該欠格事由に該当しない旨を誓約する場合は□内にレ印を記入すること。
 - 省略した書類欄には、添付書類を省略した書類で該当するものの□内にレ印を記入し、その提出日を記載すること。
 - 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第6号の2 (第9条関係)

(表)

クロスボウ所持許可申請書

銃砲刀剣類所持等取締法 第9条 項の規定によるクロスボウの所持の許可を次のとおり申請します。

年 月 日

公安委員会殿

申請人	本 姓	
	住 所	
	ふりがな	
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日 (歳)
	電 話 番 号	
申 請 件 数	件 (申請に添付するクロスボウ(銃砲)の種類を記載すること。)	
関 係 証 明 書 等	交付年月日	番 号 交 付 者
クロスボウ所持許可証		
クロスボウ製造者の製造者証明書		

- (事)
- 備考 1 所持の許可を求める銃砲ごとに作成すること。
2 申請時において銃砲種(種類欄を除く。)又は所持しようとする銃砲の現所有者の住所、氏名及び電話番号欄の記載事項が不明の場合は、当該種は記載することを要しない。
3 内容が譲渡等承諾書と同一の場合は、譲渡等承諾書のとおりとある口内にレ印を記入すること。
4 銃砲の種類欄には、拳銃、空気拳銃、ライフル銃、散弾銃、ライフル銃及び散弾銃以外の銃砲、空気銃、麻酔銃、と殺銃、救命薬発射銃、救命用信号銃、運動競技用信号銃、捕鯨用標識銃、捕鯨砲、もり銃、建設用びょう打銃、建設用網糸発射銃、軟さい磁石銃等の別を記載すること。
5 型式欄には、拳銃にあつては単発式、回転撃発式、自動装填式等の別を、ライフル銃、散弾銃並びにライフル銃及び散弾銃以外の銃砲にあつては、単身ボルト式、単身元折式、単身自動式、上下二連元折式、水平二連元折式等の別を、空気拳銃及び空気銃にあつてはレバースプリング式、ポンプ式、圧縮ガス式、プリチャージ式等の別を記載すること。
6 商品名等の欄には、その商品名を記載し、商品名が不明の場合は、年式等の別を記載すること。
7 公称口(番)径欄の実測口径(銃口先端の内径について測定した長さ)は、公称口(番)径が不明なものに限り記載すること。
8 特徴欄には、銃床の折り畳み式、伸縮式、着脱式の別又はその銃砲を特定するために必要な彫刻、傷、修理の跡等について記載すること。
9 銃番号欄には、銃砲の機関部に打刻されている番号を記載すること。ただし、機関部に打刻番号がない銃砲については、銃身部(機関部と分離できない構造のものに限る。)に打刻されている番号を記載すること。
10 銃の全長欄には、銃口先端から銃口中心線の延長と銃の最後部に接する線が直角に交わる点までの長さを記載すること。
11 銃身長欄には、銃口の先端面から各底面(空気拳銃及び空気銃にあつては、弾丸装填孔の後端面)までの長さ(回転撃発式のものにあつては、弾倉の部分の長さを除く。)を記載すること。
なお、産業用銃砲等で銃身長の測定が困難なものについては、記載をすることを要しない。
12 弾倉型式及び充填可能弾数欄には、筒型(筒撃式又は固定式)、チューブ型、回転式等の別及び弾倉に込められる実包等の数を記載すること。
13 適合実(空)包欄には、その銃砲に通常使用される実包又は空包の名称を記載すること。
14 替え銃身欄には、替え銃身ごとにその口径及び銃身長を7及び11により記載すること。
15 用途欄には、該当する事項の口内にレ印を記入すること。
なお、当該用途がその他の産業の用途である場合には、回転炉内の異常焼塊の除去等その具体的な用途を括弧内に記載すること。
16 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

「様式を加える。」

- (事)
- 備考 1 所持の許可を求める銃砲ごとに作成すること。
2 申請時において銃砲種(種類欄を除く。)又は所持しようとする銃砲の現所有者の住所、氏名及び電話番号欄の記載事項が不明の場合は、当該種は記載することを要しない。
3 内容が譲渡等承諾書と同一の場合は、譲渡等承諾書のとおりとある口内にレ印を記入すること。
4 銃砲の種類欄には、拳銃、空気拳銃、ライフル銃、散弾銃、ライフル銃及び散弾銃以外の銃砲、空気銃、麻酔銃、と殺銃、救命薬発射銃、救命用信号銃、運動競技用信号銃、捕鯨用標識銃、捕鯨砲、もり銃、建設用びょう打銃、建設用網糸発射銃、軟さい磁石銃等の別を記載すること。
5 型式欄には、拳銃にあつては単発式、回転撃発式、自動装填式等の別を、ライフル銃、散弾銃並びにライフル銃及び散弾銃以外の銃砲にあつては、単身ボルト式、単身元折式、単身自動式、上下二連元折式、水平二連元折式等の別を、空気拳銃及び空気銃にあつてはレバースプリング式、ポンプ式、圧縮ガス式、プリチャージ式等の別を記載すること。
6 商品名等の欄には、その商品名を記載し、商品名が不明の場合は、年式等の別を記載すること。
7 公称口(番)径欄の実測口径(銃口先端の内径について測定した長さ)は、公称口(番)径が不明なものに限り記載すること。
8 特徴欄には、銃床の折り畳み式、伸縮式、着脱式の別又はその銃砲を特定するために必要な彫刻、傷、修理の跡等について記載すること。
9 銃番号欄には、銃砲の機関部に打刻されている番号を記載すること。ただし、機関部に打刻番号がない銃砲については、銃身部(機関部と分離できない構造のものに限る。)に打刻されている番号を記載すること。
10 銃の全長欄には、銃口先端から銃口中心線の延長と銃の最後部に接する線が直角に交わる点までの長さを記載すること。
11 銃身長欄には、銃口の先端面から各底面(空気拳銃及び空気銃にあつては、弾丸装填孔の後端面)までの長さ(回転撃発式のものにあつては、弾倉の部分の長さを除く。)を記載すること。
なお、産業用銃砲等で銃身長の測定が困難なものについては、記載をすることを要しない。
12 弾倉型式及び充填可能弾数欄には、筒型(筒撃式又は固定式)、チューブ型、回転式等の別及び弾倉に込められる実包等の数を記載すること。
13 適合実(空)包欄には、その銃砲に通常使用される実包又は空包の名称を記載すること。
14 替え銃身欄には、替え銃身ごとにその口径及び銃身長を7及び11により記載すること。
15 用途欄には、該当する事項の口内にレ印を記入すること。
なお、当該用途がその他の産業の用途である場合には、回転炉内の異常焼塊の除去等その具体的な用途を括弧内に記載すること。
16 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別紙

(表)

クロスボウ	<input type="checkbox"/> 譲渡等承諾書のとおり			
	型 式		クロスボウ番号	
	商 品 名		クロスボウの全長	センチメートル
	特 徴		クロスボウの全幅	センチメートル
用 途	法第4条第1項に規定する用途			
	第1号	<input type="checkbox"/> 狩猟	<input type="checkbox"/> 有害鳥獣駆除	<input type="checkbox"/> 標的射撃
	第2号の2	<input type="checkbox"/> 動物屠殺		<input type="checkbox"/> 漁業
		<input type="checkbox"/> その他の産業の用途 ()		
	第3号	<input type="checkbox"/> 第5号の3	<input type="checkbox"/> 第8号	<input type="checkbox"/> 第9号 <input type="checkbox"/> 第10号
<input type="checkbox"/> 法第6条第1項に規定する用途				
現所有者	<input type="checkbox"/> 譲渡等承諾書のとおり			
	住所			
	氏名			
	電話番号			

(裏)

同居人	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (人)
欠格事由	<input type="checkbox"/> 私は、法第5条第1項第2号から第18号までに規定するいずれにも該当しない者であることを誓約します。
省略した書類	添付を省略した書類 <input type="checkbox"/> 同居親族書 (年 月 日 公安委員会提出) <input type="checkbox"/> 市町村の長の証明書 (年 月 日 公安委員会提出) <input type="checkbox"/> 住民票の写し (年 月 日 公安委員会提出) <input type="checkbox"/> 経歴書 (年 月 日 公安委員会提出) <input type="checkbox"/> その他 ()

- 備考
- 申請人が法第4条第5項の法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者であるときは、申請人の本籍欄にはその者の勤務する法人の事業場の名称を、住所欄にはその所在地、電話番号欄にはその者の勤務する法人の事業場の電話番号を記載すること。
 - 申請件数欄には、今回求める許可の件数を記載し、別紙に申請に係るクロスボウについて記載すること。
 - クロスボウ所持許可証欄には、現に交付を受けているものの交付年月日等を記載すること。
 - 同居人の欄には、その有無の該当する方の口内にレ印を記入し、同居人がいる場合にはその人数を記載すること。
 - 欠格事由欄には、当該欠格事由に該当しない旨を誓約する場合は口内にレ印を記入すること。
 - 省略した書類欄には、添付書類を省略した書類で該当するものの口内にレ印を記入し、その提出日を記載すること。
 - 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第9号(第9条関係)

銃銃等所持許可更新申請書

銃銃刀剣類所持等取締法第7条の3第1項の規定による所持の許可の更新を次のとおり申請します。

年 月 日

公安委員会殿

申請人	本 籍			
	住 所			
	ふりがな			
	氏 名			
	生 年 月 日	年	月	日 (歳)
	電 話 番 号			
申請件数	件 (申請書1枚につき1件)			
関係証明書等	交付年月日	番 号	交 付 者	
現に交付を受けている銃銃・空気銃所持許可証				
銃銃講習会の修習終了証明書				
技能講習修了証明書				
同居人	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (人)			
欠格事由	<input type="checkbox"/> 私は、法第5条第1項第2号から第18号までに規定するいずれにも該当しない者であることを誓約します。 (銃銃の所持許可更新申請者のみ回答) <input type="checkbox"/> 法第5条の2第2項第2号又は第3号に規定するいずれにも該当しない者であることを誓約します。			
省略した書類	添付を省略した書類 <input type="checkbox"/> 同居親族書 (年 月 日 公安委員会提出) <input type="checkbox"/> 市町村の長の証明書 (年 月 日 公安委員会提出) <input type="checkbox"/> 経歴書 (年 月 日 公安委員会提出) <input type="checkbox"/> その他 ()			

(裏)

- 備考
- 所持の許可を求めるクロスボウごとに作成すること。
 - 申請時においてクロスボウ機又は所持しようとするクロスボウの現所有者の住所、氏名及び電話番号の記載事項が不明の場合は、当該欄は記載することを要しない。
 - 内容が銃銃等承諾書と同 場合は、銃銃等承諾書のとおりとある口内にし印を記入すること。
 - 型式欄には、片手持ち又は両手持ちの別及び標準あり又は標準なしの別を記載すること。
 - 特許欄には、そのクロスボウを特定するために必要な彫刻、溝、修理の跡、塗色等について記載すること。
 - クロスボウ番号欄には、クロスボウに付されている固有の番号又は記号を記載すること。ただし、クロスボウに固有の番号又は記号が付されていない場合にあっては、当該欄は記載することを要しない。
 - クロスボウの全長欄には、弦を引いていない状態における弦と直角の方向のクロスボウの長さを記載すること。
 - クロスボウの全幅欄には、弦を引いていない状態における弦に平行な方向のクロスボウの長さを記載すること。
 - 用途欄には、該当する事項の口内にし印を記入すること。
なお、当該用途がその他の産業の用途である場合には、その具体的な用途を括弧内に記載すること。
 - 用紙の大きさは、日本製規格A4とすること。

第9号(第9条関係)

銃銃等所持許可更新申請書

銃銃刀剣類所持等取締法第7条の3第1項の規定による所持の許可の更新を次のとおり申請します。

年 月 日

公安委員会殿

申請人	本 籍			
	住 所			
	ふりがな			
	氏 名			
	生 年 月 日	年	月	日 (歳)
	電 話 番 号			
申請件数	件 (申請書1枚につき1件)			
関係証明書等	交付年月日	番 号	交 付 者	
現に交付を受けている銃銃・空気銃所持許可証				
講習修了証明書				
技能講習修了証明書				
同居人	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (人)			
欠格事由	<input type="checkbox"/> 私は、法第5条第1項第2号から第18号までに規定するいずれにも該当しない者であることを誓約します。 (銃銃の所持許可更新申請者のみ回答) <input type="checkbox"/> 法第5条の2第2項第2号又は第3号に規定するいずれにも該当しない者であることを誓約します。			
省略した書類	添付を省略した書類 <input type="checkbox"/> 同居親族書 (年 月 日 公安委員会提出) <input type="checkbox"/> 市町村の長の証明書 (年 月 日 公安委員会提出) <input type="checkbox"/> 経歴書 (年 月 日 公安委員会提出) <input type="checkbox"/> その他 ()			

別紙

件数	更新の申請に係る銃砲	
/	銃の種別	<input type="checkbox"/> ライフル銃 <input type="checkbox"/> 散弾銃 <input type="checkbox"/> 空気銃 <input type="checkbox"/> ライフル銃及び散弾銃以外の銃
	許可番号	
	許可年月日	年 月 日
/	銃の種別	<input type="checkbox"/> ライフル銃 <input type="checkbox"/> 散弾銃 <input type="checkbox"/> 空気銃 <input type="checkbox"/> ライフル銃及び散弾銃以外の銃
	許可番号	
	許可年月日	年 月 日
/	銃の種別	<input type="checkbox"/> ライフル銃 <input type="checkbox"/> 散弾銃 <input type="checkbox"/> 空気銃 <input type="checkbox"/> ライフル銃及び散弾銃以外の銃
	許可番号	
	許可年月日	年 月 日
/	銃の種別	<input type="checkbox"/> ライフル銃 <input type="checkbox"/> 散弾銃 <input type="checkbox"/> 空気銃 <input type="checkbox"/> ライフル銃及び散弾銃以外の銃
	許可番号	
	許可年月日	年 月 日

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

- 備考
- 1 申請件数欄は、更新の申請に係る銃砲について、別紙に記載すること。
 - 2 同居人の欄には、その有無の該当する方の口内にレ印を記入し、同居人がいる場合にはその人数を記載すること。
 - 3 欠格事由欄には、当該欠格事由に該当しない旨を誓約する場合は口内にレ印を記入すること。
 - 4 省略した書類欄には、添付を省略した書類で該当するものの口内にレ印を記入し、その提出日を記載すること。
 - 5 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別紙

件数	更新の申請に係る銃砲	
/	銃の種別	<input type="checkbox"/> ライフル銃 <input type="checkbox"/> 散弾銃 <input type="checkbox"/> 空気銃 <input type="checkbox"/> ライフル銃及び散弾銃以外の銃
	許可番号	
	許可年月日	年 月 日
/	銃の種別	<input type="checkbox"/> ライフル銃 <input type="checkbox"/> 散弾銃 <input type="checkbox"/> 空気銃 <input type="checkbox"/> ライフル銃及び散弾銃以外の銃
	許可番号	
	許可年月日	年 月 日
/	銃の種別	<input type="checkbox"/> ライフル銃 <input type="checkbox"/> 散弾銃 <input type="checkbox"/> 空気銃 <input type="checkbox"/> ライフル銃及び散弾銃以外の銃
	許可番号	
	許可年月日	年 月 日
/	銃の種別	<input type="checkbox"/> ライフル銃 <input type="checkbox"/> 散弾銃 <input type="checkbox"/> 空気銃 <input type="checkbox"/> ライフル銃及び散弾銃以外の銃
	許可番号	
	許可年月日	年 月 日

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

- 備考
- 1 申請件数欄は、更新の申請に係る銃砲について、別紙に記載すること。
 - 2 同居人の欄には、その有無の該当する方の口内にレ印を記入し、同居人がいる場合にはその人数を記載すること。
 - 3 欠格事由欄には、当該欠格事由に該当しない旨を誓約する場合は口内にレ印を記入すること。
 - 4 省略した書類欄には、添付を省略した書類で該当するものの口内にレ印を記入し、その提出日を記載すること。
 - 5 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

- 備考 1. 申請件数欄は、更新の申請に係るクロスボウについて、別紙に記載すること。
 2. 同居人の欄には、その有無の該当する方の口内にレ印を記入し、同居人がいる場合にはその人数を記載すること。
 3. 欠格事由欄には、当該欠格事由に該当しない旨を誓約する場合は口内にレ印を記入すること。
 4. 省略した書類欄には、添付を省略した書類で該当するものの口内にレ印を記入し、その提出日を記載すること。
 5. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第9号の2 (第9条関係)

クロスボウ所持許可更新申請書

銃器刀剣類所持等取締法第7条の3第1項の規定によるクロスボウの所持の許可の更新を次のとおり申請します。

年 月 日

公安委員会殿

申請人	本 籍			
	住 所			
	ふ り が な			
	氏 名			
	生 年 月 日	年	月	日 (歳)
	電 話 番 号			
申 請 件 数		件 (申請に係るクロスボウの総数)		
関係証明書等		交付年月日	番 号	交 付 者
現に交付を受けているクロスボウ所持許可証				
クロスボウ所持許可の更新の理由				
同居人	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (人)			
欠格事由	<input type="checkbox"/> 私は、法第5条第1項第2号から第18号までに規定するいずれにも該当しない者であることを誓約します。			
省略した書類	添付を省略した書類 <input type="checkbox"/> 同居家族書 (年 月 日 公安委員会提出) <input type="checkbox"/> 市町村の長の証明書 (年 月 日 公安委員会提出) <input type="checkbox"/> 経歴書 (年 月 日 公安委員会提出) <input type="checkbox"/> その他 ()			

「様式を加える。」

第11号(第9条関係) 練習資格認定申請書

銃砲刀剣類所持等取締法第9条の10第2項の規定による射撃練習を行う資格の認定を次のとおり申請します。

年 月 日

公安委員会殿

申請人	本 籍			
	住 所			
	ふりがな			
	氏 名			
	生年月日	年 月 日 (歳)		
電 話 番 号				
関係証明書等		交付年月日	番 号	交 付 者
現に交付を受けている 銃統・空気銃所持許可証				
講習修了証明書又は推薦書				
技能検定合格証明書				
教習修了証明書				
練習希望銃種		<input type="checkbox"/> ライフル銃 <input type="checkbox"/> 空気拳銃以外の空気銃 <input type="checkbox"/> ライフル銃以外の銃統 <input type="checkbox"/> 空気拳銃		
欠格事由	<input type="checkbox"/> 私は、法第5条第1項第2号から第18号までに規定するいずれにも該当しない者であることを誓約します。 (銃統の認定申請者のみ回答)			
	<input type="checkbox"/> 私は、法第5条の2第2項第2号又は第3号に規定するいずれにも該当しない者であることを誓約します。			
省略した書類	添付を省略した書類 <input type="checkbox"/> 閉居親族書 (年 月 日 公安委員会提出) <input type="checkbox"/> 市町村の長の証明書 (年 月 日 公安委員会提出) <input type="checkbox"/> 住民票の写し (年 月 日 公安委員会提出) <input type="checkbox"/> 経歴書 (年 月 日 公安委員会提出) <input type="checkbox"/> その他 ()			

別紙

件数	更新の申請に係るクロスボウ		
	許可番号	許可年月日	年 月 日
許可番号	許可年月日	年 月 日	
許可番号	許可年月日	年 月 日	
許可番号	許可年月日	年 月 日	
許可番号	許可年月日	年 月 日	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第11号(第9条関係) 練習資格認定申請書

銃砲刀剣類所持等取締法第9条の10第2項の規定による射撃練習を行う資格の認定を次のとおり申請します。

年 月 日

公安委員会殿

申請人	本 籍			
	住 所			
	ふりがな			
	氏 名			
	生年月日	年 月 日 (歳)		
電 話 番 号				
関係証明書等		交付年月日	番 号	交 付 者
現に交付を受けている 銃統・空気銃所持許可証				
講習修了証明書又は推薦書				
技能検定合格証明書				
教習修了証明書				
練習希望銃種		<input type="checkbox"/> ライフル銃 <input type="checkbox"/> 空気拳銃以外の空気銃 <input type="checkbox"/> ライフル銃以外の銃統 <input type="checkbox"/> 空気拳銃		
欠格事由	<input type="checkbox"/> 私は、法第5条第1項第2号から第18号までに規定するいずれにも該当しない者であることを誓約します。 (銃統の認定申請者のみ回答)			
	<input type="checkbox"/> 私は、法第5条の2第2項第2号又は第3号に規定するいずれにも該当しない者であることを誓約します。			
省略した書類	添付を省略した書類 <input type="checkbox"/> 閉居親族書 (年 月 日 公安委員会提出) <input type="checkbox"/> 市町村の長の証明書 (年 月 日 公安委員会提出) <input type="checkbox"/> 住民票の写し (年 月 日 公安委員会提出) <input type="checkbox"/> 経歴書 (年 月 日 公安委員会提出) <input type="checkbox"/> その他 ()			

第11号の2 (第9条関係)

クロスボウ射撃資格認定申請書
銃砲刀剣所持等取締法第9条の16第1項の規定による資格の認定を次のとおり申請します。

公安委員会殿

年 月 日

申請人	本 籍	
	住 所	
	ふりがな	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日 (歳)
	電 話 番 号	
申請件数	件 申請人と異なることとなるクロスボウ射撃資格について、記載すること。	
関係証明書等	交付年月日	番 号 交 付 者
	クロスボウ所持許可証	
	クロスボウ射撃資格認定証	
	クロスボウ講習会の講習終了証明書	
欠格事由	<input type="checkbox"/> 私は、法第5条第1項第2号から第16号までに規定するいずれにも該当しない者であることを誓約します。	
備考		

備考 1 クロスボウ所持許可証には、現に交付を受けているものの交付年月日等を記載すること。
 2 クロスボウ射撃資格認定証には、現に交付を受けているものの交付年月日等を記載すること。
 3 欠格事由欄には、当該欠格事由に該当しない旨を誓約する場合は口内にレ印を記入すること。
 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

備考 1 講習終了証明書又は推薦書欄には、空気銃銃に係る申請の場合にあつては法第4条第1項第4号の規定に係る推薦書について記載し、その他の場合にあつては講習終了証明書について記載すること。
 2 練習希望銃種欄には、該当する銃種の口内にレ印を記入すること。
 3 欠格事由欄には、当該欠格事由に該当しない旨を誓約する場合は口内にレ印を記入すること。
 4 省略した書類欄には、添付を省略した書類で該当するものの口内にレ印を記入し、その提出日及び提出先の都道府県公安委員会の所在する都道府県名を記載すること。
 5 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

「様式を加える。」

備考 1 講習終了証明書又は推薦書欄には、空気銃銃に係る申請の場合にあつては法第4条第1項第4号の規定に係る推薦書について記載し、その他の場合にあつては講習終了証明書について記載すること。
 2 練習希望銃種欄には、該当する銃種の口内にレ印を記入すること。
 3 欠格事由欄には、当該欠格事由に該当しない旨を誓約する場合は口内にレ印を記入すること。
 4 省略した書類欄には、添付を省略した書類で該当するものの口内にレ印を記入し、その提出日及び提出先の都道府県公安委員会の所在する都道府県名を記載すること。
 5 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第12号 (第11条、第17条関係)

譲渡等承諾書			
譲渡(貸付)人	住所		
	ふりがな		
	氏名		
	生年月日		
譲渡(貸付)物件	種類	銃番号	
	型式	銃の全長	センチメートル
	商品名等	銃身長	センチメートル
	銃	弾倉型式 弾倉容量	連射実包
	特徴	替え銃身	
	クロスボウ	型式	クロスボウ番号
	商品名	クロスボウの全長	センチメートル
	特徴	クロスボウの全備	センチメートル
	刀剣類	種類	製作者(銘)
	刀渡り	センチメートル	特徴
譲渡(貸付)人が当該銃又は刀剣類について受けている所持の許可		許可番号	
		許可年月日等	年 月 日
		有効期間等	年の誕生日まで 譲渡(貸付)人の誕生日 年 月 日
上記のとおり譲渡し(貸付け)を承諾します。 譲渡(貸付)人 住所 電話番号 氏名			

- 備考 1 譲渡(貸付)物件欄には、別記様式第6号及び第6号の2の別紙並びに第7号の備考の例により記載すること。
2 譲渡(貸付)人の住所、電話番号及び氏名については、譲渡(貸付)人が法人の場合にあつては、その法人の主たる事業場の所在地、電話番号、名称及び代表者の氏名を記載すること。
3 不用の文字は、横線で消すこと。
4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別紙

番号	申請人を監督することとなるクロスボウ射撃指導員	
/ 件	指定番号	第 号 公安委員会
	住所	
	ふりがな	
	氏名	
/ 件	生年月日	年 月 日
	指定番号	第 号 公安委員会
	住所	
	ふりがな	
/ 件	氏名	
	生年月日	年 月 日
	指定番号	第 号 公安委員会
	住所	
/ 件	ふりがな	
	氏名	
	生年月日	年 月 日
	指定番号	第 号 公安委員会
/ 件	住所	
	ふりがな	
	氏名	
	生年月日	年 月 日

- 備考 1 申請人を監督することとなる法第4条第1項第5号の3の規定による許可を受けたクロスボウ射撃指導員を記載すること。
2 不用の欄は、斜線で消すこと。
3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第12号 (第11条、第17条関係)

譲渡等承諾書			
譲渡(貸付)人	住所		
	ふりがな		
	氏名		
	生年月日		
譲渡(貸付)物件	種類	銃番号	
	型式	銃の全長	センチメートル
	商品名等	銃身長	センチメートル
	銃	弾倉型式 弾倉容量	連射実包
	特徴	替え銃身	
	クロスボウ	型式	クロスボウ番号
	商品名	クロスボウの全長	センチメートル
	特徴	クロスボウの全備	センチメートル
	刀剣類	種類	製作者(銘)
	刀渡り	センチメートル	特徴
譲渡(貸付)人が当該銃又は刀剣類について受けている所持の許可		許可番号	
		許可年月日等	年 月 日
		有効期間等	年の誕生日まで 譲渡(貸付)人の誕生日 年 月 日
上記のとおり譲渡し(貸付け)を承諾します。 譲渡(貸付)人 住所 電話番号 氏名			

- 備考 1 譲渡(貸付)物件欄には、別記様式第6号の別紙及び第7号の備考の例により記載すること。
2 譲渡(貸付)人の住所、電話番号及び氏名については、譲渡(貸付)人が法人の場合にあつては、その法人の主たる事業場の所在地、電話番号、名称及び代表者の氏名を記載すること。
3 不用の文字は、横線で消すこと。
4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第16号 (第18条関係)

第 号		打 刻 命 令 書 控	
受 命 者	本 籍		
	住 所		
	職 業		
氏 名	姓		
	名		
生 年 月 日			
許 可 年 月 日			
許 可 番 号			
銃 砲 の 種 別			
打 刻 部 位			
打 刻 番 (記) 号			
打 刻 方 法			
打 刻 期 限			
確 認 年 月 日			
確 認 打 刻 の 状 況			

印 切 取 離 印

第 本 住 所 生 年 月 日 氏 名	第 号 種 別 年 月 日 氏 名	第 号 種 別 年 月 日 氏 名	第 号 種 別 年 月 日 氏 名

銃砲刀剣類所持等取締法第4条の4第2項の規定により、次のとおり打刻を命ずる。

打 刻 許 可 年 月 日	許 可 年 月 日
打 刻 許 可 番 号	許 可 番 号
打 刻 銃 砲 の 種 別	銃 砲 の 種 別
打 刻 部 位	部 位
打 刻 番 (記) 号	番 (記) 号
打 刻 方 法	方 法
打 刻 期 限	期 限

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第14号 (第11条関係)

試験又は研究の実施概要書	
申 請 人	住 所
	氏 名
実 施 場 所	
実 施 目 的	
実 施 場 所 の 構 造 設 備	
実 施 方 法	
実 施 に 際 して の 危 害 予 防 措 置	
開 始 予 定 年 月 日	
備 考	

備考 1 申請人が法第4条第5項の法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者であるときは、申請人の住所欄には、その者の勤務する法人の事業場の名称及びその所在地を記載すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第16号 (第18条関係)

第 号		打 刻 命 令 書 控	
受 命 者	本 籍		
	住 所		
	職 業		
氏 名	姓		
	名		
生 年 月 日			
許 可 年 月 日			
許 可 番 号			
銃 砲 の 種 別			
打 刻 部 位			
打 刻 番 (記) 号			
打 刻 方 法			
打 刻 期 限			
確 認 年 月 日			
確 認 打 刻 の 状 況			

印 切 取 離 印

第 本 住 所 生 年 月 日 氏 名	第 号 種 別 年 月 日 氏 名	第 号 種 別 年 月 日 氏 名	第 号 種 別 年 月 日 氏 名

銃砲刀剣類所持等取締法第4条の4第2項の規定により、次のとおり打刻を命ずる。

打 刻 許 可 年 月 日	許 可 年 月 日
打 刻 許 可 番 号	許 可 番 号
打 刻 銃 砲 の 種 別	銃 砲 の 種 別
打 刻 部 位	部 位
打 刻 番 (記) 号	番 (記) 号
打 刻 方 法	方 法
打 刻 期 限	期 限

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第14号 (第11条関係)

試験又は研究の実施概要書	
申 請 人	住 所
	氏 名
実 施 場 所	
実 施 目 的	
実 施 場 所 の 構 造 設 備	
実 施 方 法	
実 施 に 際 して の 危 害 予 防 措 置	
開 始 予 定 年 月 日	
備 考	

備考 1 申請人が法第4条第4項の法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者であるときは、申請人の住所欄には、その者の勤務する法人の事業場の名称及びその所在地を記載すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第18号の2 (第18条の2関係)

第 号 表示措置命令書控	
本 籍	
住 所	
職 業	
氏 名	
生 年 月 日	
許 可 年 月 日	
許 可 番 号	
表 示 番 (配) 号	
貼 付 期 限	
確 年 月 日	
認 表 示 の 状 況	

印 ----- 切 ----- 取 ----- 兼 ----- 印

第 号 表示措置命令書	
本 籍	
住 所	
職 業	
氏 名	
生 年 月 日	
許 可 年 月 日	
許 可 番 号	
表 示 番 (配) 号	
貼 付 期 限	
確 年 月 日	
認 表 示 の 状 況	

銃砲刀剣類所持等取締法第4条の4第3項の規定により、次のとおり表示措置を命ずる。

許 可 年 月 日	
許 可 番 号	
表 示 番 (配) 号	

措置内容 上記の表示クロスボウの側面に、上記の表示番(配)号が、表示されたクロスボウ番号と容易に刺がれないように、かつ、見やすいように貼り付けること。

貼付期限

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第17号 (第18条関係)

第 号 打刻命令書控	
指 定 番 号	
指 定 年 月 日	
名 称	
住 所	
氏 名	
生 年 月 日	
銃 銃 の 種 別	
銃 番 号	
打 刻 部 位	
打 刻 番 (配) 号	
打 刻 方 法	
打 刻 期 限	
確 年 月 日	
認 打 刻 の 状 況	

印 ----- 切 ----- 取 ----- 兼 ----- 印

第 号 打刻命令書	
指 定 番 号	
指 定 年 月 日	
名 称	
住 所	
氏 名	
生 年 月 日	
銃 銃 の 種 別	
銃 番 号	
打 刻 部 位	
打 刻 番 (配) 号	
打 刻 方 法	
打 刻 期 限	
確 年 月 日	
認 打 刻 の 状 況	

銃砲刀剣類所持等取締法第9条の6第3項の規定により、次のとおり打刻を命ずる。

銃 銃 の 種 別	
銃 番 号	
打 刻 部 位	
打 刻 番 (配) 号	
打 刻 方 法	
打 刻 期 限	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

「様式を加える。」

第17号 (第18条関係)

第 号 打刻命令書控	
指 定 番 号	
指 定 年 月 日	
名 称	
住 所	
氏 名	
生 年 月 日	
銃 銃 の 種 別	
銃 番 号	
打 刻 部 位	
打 刻 番 (配) 号	
打 刻 方 法	
打 刻 期 限	
確 年 月 日	
認 打 刻 の 状 況	

印 ----- 切 ----- 取 ----- 兼 ----- 印

第 号 打刻命令書	
指 定 番 号	
指 定 年 月 日	
名 称	
住 所	
氏 名	
生 年 月 日	
銃 銃 の 種 別	
銃 番 号	
打 刻 部 位	
打 刻 番 (配) 号	
打 刻 方 法	
打 刻 期 限	
確 年 月 日	
認 打 刻 の 状 況	

銃砲刀剣類所持等取締法第9条の6第3項の規定により、次のとおり打刻を命ずる。

銃 銃 の 種 別	
銃 番 号	
打 刻 部 位	
打 刻 番 (配) 号	
打 刻 方 法	
打 刻 期 限	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第20号(第21条関係)

第 号

講習修了証明書

住 所

氏 名

年 月 日生

上記の者は、銃砲刀剣類所持等取締法 第5条の3第1項 第5条の3の2第1項 の講習を受け、その課程を修了したものであることを証明する。

受講年月日	年 月 日
受講場所	
修了した課程	<input type="checkbox"/> 猟銃等 <input type="checkbox"/> クロスボウ

交付 年 月 日

公安委員会 印

注意事項

本証明書を添付書類として許可又は許可の更新を受けるためには、許可又は許可の更新時において、本証明書の交付を受けた日から起算して3年を経過していない必要がある。

備考 1 用紙は、洋紙とすること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第19号(第20条関係)

講習受講申込書

銃砲刀剣類所持等取締法 第5条の3第1項 第5条の3の2第1項 に規定する講習会の受講を次のとおり申し込みます。

年 月 日

公安委員会 印

申 込 人 氏 名	住 所		写 真
	ふりがな		
	生 年 月 日	年 月 日	
	電 話 番 号		
希望する講習の別	<input type="checkbox"/> 猟銃等講習会 <input type="checkbox"/> クロスボウ講習会		撮 影
受講希望年月日	年 月 日		
受講希望場所			
所持許可の有無	<input type="checkbox"/> 有(<input type="checkbox"/> 猟銃 <input type="checkbox"/> 空気銃 <input type="checkbox"/> クロスボウ) <input type="checkbox"/> 無		年 月 日

(この線から下には記載しないこと。)

	受講年月日	受講場所
予 定	年 月 日	
実 施 結 果	年 月 日	
審査の結果	合 ・ 否	

備考 1 猟銃等講習会の申込みを行う場合にあつては第5条の3第1項とある 内に、クロスボウ講習会の申込みを行う場合にあつては第5条の3の2第1項とある 内にレ印を記入すること。
2 所持許可の有無欄には、現に法第4条第1項第1号の規定による所持許可を受けている銃砲等について、該当するものに 内にレ印を記入すること。
3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第20号(第21条関係)

第 号

講習修了証明書

住 所

氏 名

年 月 日生

上記の者は、銃砲刀剣類所持等取締法第5条の3第1項の講習を受け、その課程を修了したものであることを証明する。

受講年月日	年 月 日
受講場所	

交付 年 月 日

公安委員会 印

注意事項

本証明書を添付書類として許可又は許可の更新を受けるためには、許可又は許可の更新時において、本証明書の交付を受けた日から起算して3年を経過していない必要がある。

備考 1 用紙は、洋紙とすること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第19号(第20条関係)

猟銃等講習受講申込書

銃砲刀剣類所持等取締法第5条の3第1項に規定する講習会の受講を次のとおり申し込みます。

年 月 日

公安委員会 印

申 込 人 氏 名	住 所		写 真
	ふりがな		
	生 年 月 日	年 月 日	
	電 話 番 号		
受講希望年月日	年 月 日	撮 影	
受講希望場所			
所持許可の有無	<input type="checkbox"/> 有(<input type="checkbox"/> 猟銃 <input type="checkbox"/> 空気銃) <input type="checkbox"/> 無		年 月 日

(この線から下には記載しないこと。)

	受講年月日	受講場所
予 定	年 月 日	
実 施 結 果	年 月 日	
審査の結果	合 ・ 否	

備考 1 加える。
2 所持許可の有無欄には、現に法第4条第1項第1号の規定による所持許可を受けている銃砲等について、該当する 内にレ印を記入すること。
3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第22号 (第22条、第26条、第29条、第56条、第70条、第82条、第82条の3関係)

講習修了証明書等再交付申請書
の再交付を次のとおり申請します。

公安委員会殿

申請人	本籍	
	住所	
	ふりがな	
	氏名	
申請の理由	生年月日	年 月 日
	電話番号	
証明書等	※亡失、盗難又は滅失の状況を記載すること。	
	証明書等番号	第 号 公安委員会
	交付年月日	年 月 日
	受講等場所	
続 種		

- 備考 1 講習修了証明書、技能検定合格証明書、技能講習修了証明書に係る申請をする場合は、本欄には記載を要しない。
 2 教習資格認定証、練習資格認定証及びクロスボウ射撃資格認定証に係る申請をする場合は、受講等場所欄には記載を要しない。
 3 講習修了証明書、年少射撃資格講習修了証明書及びクロスボウ射撃資格認定証に係る申請をする場合は、銃種欄には記載を要しない。
 4 亡失、盗難、滅失その他の再交付を必要とすることを示す書類がある場合には添付すること。
 5 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第21号 (第22条、第25条、第29条、第56条、第70条、第82条、第82条の3関係)

講習修了証明書等書換申請書
の書換えを次のとおり申請します。

公安委員会殿

申請人	ふりがな		電 話 番 号
	氏 名		
変更新	本籍		
	住所		
した	氏名		
	本籍		
事項	住所		
	氏名		
証明書等	証明書等番号 第 号 公安委員会		
	交付年月日	年 月 日	
	受講等場所		
	続 種		

- 備考 1 教習資格認定証、練習資格認定証及びクロスボウ射撃資格認定証に係る申請をする場合は、受講等場所欄には記載を要しない。
 2 講習修了証明書、年少射撃資格講習修了証明書及びクロスボウ射撃資格認定証に係る申請をする場合は、銃種欄には記載を要しない。
 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第22号 (第22条第2項、第26条第2項、第29条第2項、第56条第2項、第70条第2項、第82条第2項関係)

講習修了証明書等再交付申請書
の再交付を次のとおり申請します。

公安委員会殿

申請人	本籍	
	住所	
	ふりがな	
	氏名	
申請の理由	生年月日	年 月 日
	電話番号	
証明書等	※亡失、盗難又は滅失の状況を記載すること。	
	証明書等番号	第 号 公安委員会
	交付年月日	年 月 日
	受講等場所	
続 種		

- 備考 1 講習修了証明書、技能検定合格証明書、技能講習修了証明書に係る申請をする場合は、本欄には記載を要しない。
 2 教習資格認定証、練習資格認定証に係る申請をする場合は、受講等場所欄には記載を要しない。
 3 講習修了証明書、年少射撃資格講習修了証明書に係る申請をする場合は、銃種欄には記載を要しない。
 4 亡失、盗難、滅失その他の再交付を必要とすることを示す書類がある場合には添付すること。
 5 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第21号 (第22条第1項、第25条第1項、第29条第1項、第56条第1項、第70条第1項、第82条第1項関係)

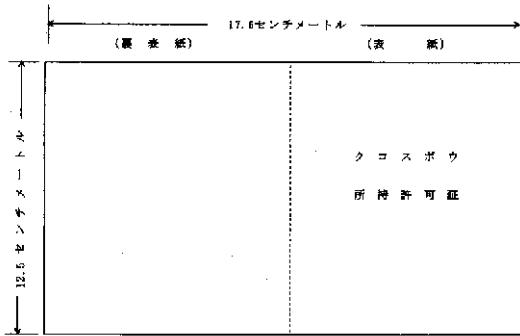
講習修了証明書等書換申請書
の書換えを次のとおり申請します。

公安委員会殿

申請人	ふりがな		電 話 番 号
	氏 名		
変更新	本籍		
	住所		
した	氏名		
	本籍		
事項	住所		
	氏名		
証明書等	証明書等番号 第 号 公安委員会		
	交付年月日	年 月 日	
	受講等場所		
	続 種		

- 備考 1 教習資格認定証、練習資格認定証に係る申請をする場合は、受講等場所欄には記載を要しない。
 2 講習修了証明書、年少射撃資格講習修了証明書に係る申請をする場合は、銃種欄には記載を要しない。
 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第29号の2 (第31条関係)



第28号 (第30条関係)

許可期間延長申請書
APPLICATION FOR EXTENSION OF AUTHORIZED PERIOD

年 月 日
Date: Year Month Day

公安委員会 殿
PUBLIC SAFETY COMMISSION

銃砲刀剣類所持等取締法施行令第24条第2項の規定による銃砲等又は刀剣類所持許可の期間の延長を次のとおり申請します。
Pursuant to the provisions of Article 24 paragraph 2 of the Order for Enforcement of the Firearms and Swords Control Act, I hereby apply for extension of the authorized period.

1. 申請人 Applicant
国 籍 Nationality/Region
- 住 所 Address in Japan
- 氏 名 Name
- 生年月日 Date of birth
年 月 日
Year Month Day
- 電話番号 Telephone no. 携帯電話番号 Mobile phone no.
2. 許可証を交付した公安委員会及び許可証番号
Name of the Public Safety Commission issuing a permit, and the permit number.
3. 許可の期間
The authorized period
から まで
4. 所持している銃砲等又は刀剣類の種類
Type of firearms/crossbows/swords
5. 所持している銃砲等又は刀剣類の特徴
Features of firearms/crossbows/swords
6. 許可の延長の期間
Extended authorized period
から まで
7. 許可の期間の延長を申請する理由
The reason for application for the extension of the authorized period
8. 在留資格及び在留期間
Status of residence and period of stay

「様式を加える。」

第28号 (第30条関係)

許可期間延長申請書
APPLICATION FOR EXTENSION OF AUTHORIZATION PERIOD

年 月 日
Date: Year Month Day

公安委員会 殿
PUBLIC SAFETY COMMISSION

銃砲刀剣類所持等取締法施行令第24条第2項の規定による銃砲刀剣類所持許可の期間の延長を次のとおり申請します。
Pursuant to the provisions of Article 24 paragraph 2 of the Order for Enforcement of the Firearms and Swords Control Act, I hereby apply for extension of the authorization period.

1. 申請人 Applicant
国 籍 Nationality/Region
- 住 所 Address in Japan
- 氏 名 Name
- 生年月日 Date of birth
年 月 日
Year Month Day
- 電話番号 Telephone no. 携帯電話番号 Mobile phone no.
2. 許可証を交付した公安委員会及び許可証番号
Name of the Public Safety Commission issuing a license card, and the number of the license card.
3. 許可の期間
The period of the authorization
から まで
4. 所持している銃砲刀剣類の種類
Type of firearms/swords
5. 所持している銃砲刀剣類の特徴
Features of firearms/swords
6. 許可の延長の期間
Extended authorization period
から まで
7. 許可の期間の延長を申請する理由
The reason for application for the extension of the authorization period
8. 在留資格及び在留期間
Status of residence and period of stay

(2面)

許可証番号 第 号		原 交 付 年 月 日	
交 付 年 月 日			
本 籍			
住 所			
氏 名		字 高	
生年月日	年 月 日	押し出し スタンプ	
公安委員会 図			

(1面)

注 意 事 項	
1	クロスボウを携帯し、又は運搬する場合には、必ずこの許可証を携帯しなければならない。
2	クロスボウは、この許可証に記載されている用途に供する場合その他正当な理由がある場合でなければ携帯し、又は運搬してはならない。また、この許可証に記載されている用途に供する場合でなければ発射してはならない。
3	許可証の記載事項に変更を生じた場合には、速やかに書換えの申請をしなければならない。
4	許可が失効し、又は取り消された場合には、速やかに許可証を返納しなければならない。ただし、その他のクロスボウの所持の許可に係る事項が記載されているときは、失効し、又は取り消された許可に係る事項の抹消の申請をしなければならない。

(4面、6面、8面、10面、12面、14面、16面、18面、20面、22面、24面及び26面)

更 新	年 月 日	年 月 日 四
	許 可 番 号	第 号
	有 効 期 間	年の誕生日まで
法 規	年 月 日	年 月 日
	種別及びクロスボウの区分状況	
許 可 の 条 件		年 月 日

(3面、5面、7面、9面、11面、13面、15面、17面、19面、21面、23面及び25面)

原 許 可	年 月 日
原許可番号	第 号
許可年月日	年 月 日 四
許 可 番 号	第 号
確 認	年 月 日 四
有 効 期 間	年の誕生日まで
更新申請期間	年 月 日から 年 月 日までの間
型 式	クロスボウ
商 品 名	クロスボウ銃
特 徴	クロスボウ銃
用 途	

(28面)

(検 査 欄)		
検 査 年 月 日	検 査 者 印	特 記 事 項

(27面)

(記載事項変更欄)		
届 出 年 月 日	変 更 事 項	公 安 委 員 会 印

- 備考 1 表紙は、青色の紙、レザー又はビニール製とし、金文字入りとすること。
- 2 用紙は、洋紙とすること。
- 3 表紙の裏面に1面の用紙の裏面を貼り付け、2面の用紙の裏面が3面になるようにし、以下順次異数の面の用紙の裏面が表紙面になるようにし、一のクロスボウに係る記載が見開きの二面に収まるようにすること。
- 4 2面の原交付年月日には、クロスボウにつき当該所持者に最初に許可証が交付された年月日を、交付年月日には更新、再交付等により許可証を交付した年月日を記載すること。
- 5 一の面の許可の条件欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを当該面の用紙に貼付すること。
- 6 表紙、裏表紙及び1面から28面までの用紙の大きさは、縦12.5センチメートル、横8.8センチメートルとすること。

(1面)

第 号	
交付 年 月 日	
(原交付 年 月 日)	
公安委員会 田	
職 名	年 月 日 期
許可の有効期間	年 月 日 まで
所	本 籍
	住 所
種 業	種 業
	氏 名
生	生 年 月 日
	年 月 日

(2面)

第30号の2 (第31条関係)

11センチメートル

(裏 表 紙)

クロスボウ所持許可証 (遠業専用)

(裏 紙)

「様式を加える。」

(5面)

検査年月日		検査者印	
検			
査			
種			

許可の条件	年月日

(6面)

(3面)

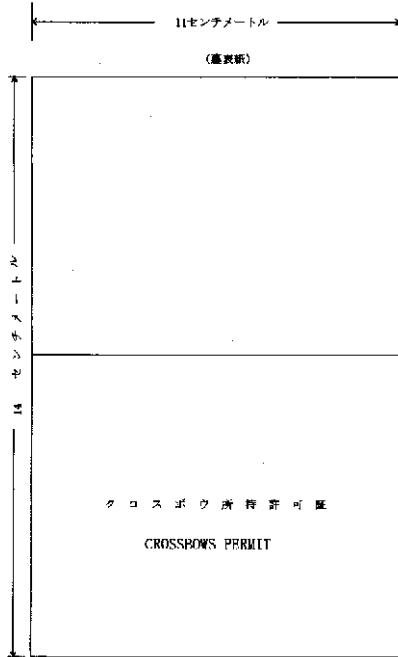
型 式	クロス付番号	
商 品 名	クロス付の商標	七オナー
特 徴	クロス付の商標	七オナー

注第4条第1項に規定する用途		
製 出 年 月 日	製 出 事 項	公 安 審 判 会 印

備 考

(4面)

添付書の2 (第31条関係)



(7面)

注 意 事 項	
1	クロスボウを所持し、又は運搬する場合には、必ずこの許可証を携帯しなければならない。
2	クロスボウは、この許可証に記載されている用途に供する場合その他正当な理由がある場合でなければ携帯し、又は運搬してはならない。また、この許可証に記載されている用途に供する場合でなければ携帯してはならない。
3	許可証の記載事項に変更を生じた場合には、速やかに書換えの申請をしなければならない。
4	許可証が失効し、又は取り消された場合には、速やかに許可証を返納しなければならない。

- 備考
- 表紙は、黒色の皮、レザー又はビニール製とし、金文字又は黄文字入りとすること。
 - 用紙は、薄紙とすること。
 - 表紙の裏面に1面の用紙の裏面を貼り付け、2面の用紙の裏面が3面に、4面の用紙の裏面が5面に、6面の用紙の裏面が7面になるようにすること。
 - 1面の交付年月日には西交付により許可証を交付した年月日を、原交付年月日には当該クロスボウにつき当該所持者に最初に許可証が交付された年月日を記載すること。
 - 許可の有効期間欄は、法律4条第1項第3号及び第9号の許可に係るクロスボウについて記載すること。
 - 所持者の本籍欄、住所欄及び職業欄には、その者が法律4条第6項の法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者であるときは、それぞれ、その者の職務する法人の事業場の名称、その所在地及びその者の当該事業場における職務上の地位を記載すること。
 - 許可の条件の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを当該用紙に貼付すること。

〔様式を加える。〕

(3面)

ク ロ ス ボ ウ 銃 C R O S S B O W G U N 	番 号 Ser. No.	
	全長・全幅 Length and Width	
	用 途 Use	

CAUTION

- 1 You shall never fail to carry this permit with you whenever you want to bring or carry your crossbow for which you have obtained it. When you bring or carry your crossbow, you shall cover or put it in a case without loading it with a bolt.
- 2 You shall not bring or carry your crossbow except for such cases where it is used for the very purpose authorized and mentioned on your permit, and there is any justifiable reason respectively.
- 3 When you find your crossbow lost or stolen, you shall notify promptly that effect to the police officer available.
- 4 When your permit has been invalidated, revoked, or you intend to depart Japan before your permit expires, you shall return it to the competent authorities concerned.

(4面)

(1面)

第 号
Permit No.

交 付 年 月 日
Date of Delivery Year Month Day

許可の期間 年 月 日
Authorized Period Year Month Day

公安委員会 印
Public Safety Commission

所 持 者 L O C A L H O L D E R 	國 籍 Nationality	
	住 所 Address in Japan	
	氏 名 Name	
	生 年 月 日 Date of Birth	年 月 日 Year Month Day
	備 考 Note	

(2面)

第34号 (第32条関係)

銃砲等又は刀剣類所持許可証書換申請書

銃砲刀剣類所持等取締法第7条第2項の規定により、許可証の書換えを次のとおり申請します。

年 月 日

公安委員会殿

申請人	ふりがな		電話番号	
	氏名			
許可証番号		第		号
変更した事項	人定事項			
	旧	本籍		
		住所		
		氏名		
	新	本籍		
		住所		
氏名				
銃砲等又は刀剣類関係 (許可番号: 第 号)				
事項	旧	<input type="checkbox"/> 銃砲		
	新	<input type="checkbox"/> 刀剣類		

- 備考 1 表紙は、黒色の紙、レーザー又はビニール製とし、金文字又は銀文字入りとすること。
 2 用紙は、洋紙とすること。
 3 表紙の裏面に1面の用紙の裏面を貼り付け、2面の用紙の裏面が3面になるようにし、4面の用紙の裏面を表紙の裏面に貼り付けること。

- 備考 1 申請人が法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業員で、その法人の業務のための所持について法第4条第1項の規定による所持の許可を受けた者であるときは、申請人の電話番号欄にはその者の勤務する法人の電話番号を、変更した事項の本籍欄には申請に係る法人の事業場の名称、住所欄にはその所在地を記載すること。
 2 変更した事項のうち銃砲等又は刀剣類関係には、該当するものの□内にレ点を入ること。
 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第34号 (第32条関係)

銃砲刀剣類所持許可証書換申請書

銃砲刀剣類所持等取締法第7条第2項の規定により、許可証の書換えを次のとおり申請します。

年 月 日

公安委員会殿

申請人	ふりがな		電話番号	
	氏名			
許可証番号		第		号
変更した事項	人定事項			
	旧	本籍		
		住所		
		氏名		
	新	本籍		
		住所		
氏名				
銃砲刀剣類関係 (許可番号: 第 号)				
事項	旧	<input type="checkbox"/> 銃砲		
	新	<input type="checkbox"/> 刀剣類		

- 備考 1 申請人が法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業員で、その法人の業務のための所持について法第4条第1項の規定による所持の許可を受けた者であるときは、申請人の電話番号欄にはその者の勤務する法人の電話番号を、変更した事項の本籍欄には申請に係る法人の事業場の名称、住所欄にはその所在地を記載すること。
 2 変更した事項のうち銃砲刀剣類関係には、該当するものの□内にレ点を入ること。
 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第36号 (第35条関係)

銃砲等又は刀剣類所持許可証等返納届出書

銃砲刀剣類所持等取締法第8条第1項の規定により、
を次のとおり返納します。

年 月 日

公安委員会殿

届出人	住所	所持許可者との関係 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> その他 ()	
	ふりがな		
	氏名		
	生年月日	年	月
	電話番号		
返納する許可証等	許可証等の種別	<input type="checkbox"/> 許可証 (法第9条第2項) <input type="checkbox"/> 教習資格認定証 (法第9条の5第3項) <input type="checkbox"/> 練習資格認定証 (法第9条の10第3項) <input type="checkbox"/> 年少資格認定証 (法第9条の15第2項) <input type="checkbox"/> クロスボウ射撃資格認定証 (法第9条の16第2項)	
	許可証等の番号	第	号 公安委員会
	交付年月日	年	月 日
	返納の理由		
	銃砲等又は刀剣類の種類及び処分状況		

- 備考 1 法第9条の5第3項 (法第9条の10第3項及び第9条の16第2項において準用する場合を含む。)又は法第9条の15第2項において準用する法第8条第2項の規定により届出を行う者にあつては、銃砲等又は刀剣類の種類及び処分状況欄の記載を要しない。
 2 所持許可者との関係欄には、該当するものの口内にレ印を記入するとともに、その他の場合には () 内に具体的な関係を記載すること。
 3 許可証等の種別欄には、返納する許可証等の口内にレ印を記入すること。
 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第35号 (第33条関係)

銃砲等又は刀剣類所持許可証再交付申請書

銃砲刀剣類所持等取締法第7条第2項の規定により、許可証の
 亡失
 盗難
 滅失
 について届け出るとともに、許可証の再交付を次のとおり申請します。

年 月 日

公安委員会殿

申請人	本籍		
	住所		
	ふりがな		
	氏名		
	生年月日	年	月 日 (歳)
	電話番号		
申請の理由	許可証の種別	<input type="checkbox"/> 猟銃・空気銃所持許可証 (様式第29号) <input type="checkbox"/> クロスボウ所持許可証 (様式第29号の2) <input type="checkbox"/> 銃砲所持許可証 (様式第30号) <input type="checkbox"/> クロスボウ所持許可証 (産業等用) (様式第30号の2) <input type="checkbox"/> 刀剣類所持許可証 (様式第31号) <input type="checkbox"/> 銃砲所持許可証 (FIREARMS PERMIT) (様式第32号) <input type="checkbox"/> クロスボウ所持許可証 (CROSSBOW PERMIT) (様式第32号の2) <input type="checkbox"/> 刀剣類所持許可証 (SWORDS PERMIT) (様式第33号)	
	許可証番号	第	号
	交付年月日	年	月 日
	交付公安委員会	公安委員会	

- 備考 1 亡失、盗難、滅失の別及び許可証の種別欄には、該当する口内にレ印を記入すること。
 2 亡失、盗難、滅失その他の再交付を必要とすることを示す書類がある場合には添付すること。
 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第36号 (第36条関係)

銃砲刀剣類所持許可証等返納届出書

銃砲刀剣類所持等取締法第8条第1項の規定により、
を次のとおり返納します。

年 月 日

公安委員会殿

届出人	住所	許可所持者との関係 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> その他 ()	
	ふりがな		
	氏名		
	生年月日	年	月
	電話番号		
返納する許可証等	許可証等の種別	<input type="checkbox"/> 許可証 (法第8条第2項) <input type="checkbox"/> 教習資格認定証 (法第9条の5第3項) <input type="checkbox"/> 練習資格認定証 (法第9条の10第3項) <input type="checkbox"/> 年少資格認定証 (法第9条の15第2項)	
	許可証等の番号	第	号 公安委員会
	交付年月日	年	月 日
	返納の理由		
	銃砲等又は刀剣類の種類及び処分状況		

- 備考 1 法第9条の5第3項 (法第9条の10第3項において準用する場合を含む。)又は法第9条の15第2項において準用する法第8条第2項の規定により届出を行う者にあつては、銃砲等又は刀剣類の種類及び処分状況欄の記載を要しない。
 2 許可所持者との関係欄には、該当するものの口内にレ印を記入するとともに、その他の場合には () 内に具体的な関係を記載すること。
 3 許可証等の種別欄には、返納する許可証等の口内にレ印を記入すること。
 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第35号 (第33条関係)

銃砲刀剣類所持許可証再交付申請書

銃砲刀剣類所持等取締法第7条第2項の規定により、許可証の
 亡失
 盗難
 滅失
 について届け出るとともに、許可証の再交付を次のとおり申請します。

年 月 日

公安委員会殿

申請人	本籍		
	住所		
	ふりがな		
	氏名		
	生年月日	年	月 日 (歳)
	電話番号		
申請の理由	許可証の種別	<input type="checkbox"/> 猟銃・空気銃所持許可証 (様式第29号) <input type="checkbox"/> 銃砲所持許可証 (様式第30号) <input type="checkbox"/> 刀剣類所持許可証 (様式第31号) <input type="checkbox"/> 銃砲所持許可証 (FIREARMS PERMIT) (様式第32号) <input type="checkbox"/> 刀剣類所持許可証 (SWORDS PERMIT) (様式第33号)	
	許可証番号	第	号
	交付年月日	年	月 日
	交付公安委員会	公安委員会	

- 備考 1 亡失、盗難、滅失の別及び許可証の種別欄には、該当する口内にレ印を記入すること。
 2 亡失、盗難、滅失その他の再交付を必要とすることを示す書類がある場合には添付すること。
 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第36号 (第36条関係)

第 号	仮 留 置 書 控
提出者	本 籍 住 所 職 業 氏 名 生 年 月 日
適用 法 条	
仮留置物件の種類及 び特徴	
執行 年 月 日	
執行者の所属、階級 及び氏名	
処 理 結 果	
印	切 取 線 印
第 号	仮 留 置 書 年 月 日
提出者	取 扱 官 公安委員会 (法第25条第1項の規定に よる仮留置にあつては、警視庁長) 印 執行者の所属、階級及び氏名 銃砲刀剣類所持等取締法第 条第 項の規定により、下記の物件を仮留置 する。
提出者	本 籍 住 所 職 業 氏 名 生 年 月 日
仮留置物件の種類及 び特徴	
注 意 事 項	1 仮留置した銃砲刀剣類及びけん銃等の返還は、この仮留置書と引 換えに行うこととなるから、大切に保管すること。 2 法第25条第1項の規定による仮留置の場合において、仮留置の日か ら起算して6月以内の期間に返還を受けないときは、仮留置された物件の所 有権は国に帰属する。第8条の2第2項、第9条の2第3項、第9条の 3第2項、第11条第1項及び第11条の2第1項から第3 項までの規定による仮留置の場合において、仮留置の日から起算して 6月以内の期間に返還の申請がないときは、都道府県公安委員会において充 当 (廃棄) することができる。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第37号 (第37条関係)

許可事項抹消申請書
銃砲刀剣類所持等取締法第8条第3項の規定により、失効し、又は取り消され
た許可に係る事項の抹消を次のとおり申請します。

年 月 日

公安委員会殿

申請人	ふりがな 氏 名	電 話 番 号
許可証	許可証等の番号 第 号 交付年月日等 年 月 日	公安委員会
抹消に係る許可	許可番号 第 号 許可年月日 年 月 日 許可者 公安委員会 銃 種 等 <input type="checkbox"/> 銃銃 <input type="checkbox"/> 空気銃 <input type="checkbox"/> クロスボウ	
抹消を受ける理由		
銃種若しくは空気銃 又はクロスボウの処分状況		

備考 1 銃種等欄には、該当する上のの□内にレ印を記入すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第36号 (第36条関係)

第 号	仮 留 置 書 控
提出者	本 籍 住 所 職 業 氏 名 生 年 月 日
適用 法 条	
仮留置物件の種類及 び特徴	
執行 年 月 日	
執行者の所属、階級 及び氏名	
処 理 結 果	
印	切 取 線 印
第 号	仮 留 置 書 年 月 日
提出者	取 扱 官 公安委員会 (法第26条第1項の規定に よる仮留置にあつては、警視庁長) 印 執行者の所属、階級及び氏名 銃砲刀剣類所持等取締法第 条第 項の規定により、下記の物件を仮留置 する。
提出者	本 籍 住 所 職 業 氏 名 生 年 月 日
仮留置物件の種類及 び特徴	
注 意 事 項	1 仮留置した銃砲刀剣類及びけん銃等の返還は、この仮留置書と引 換えに行うこととなるから、大切に保管すること。 2 法第25条第1項の規定による仮留置の場合において、仮留置の日か ら起算して6月以内の期間に返還を受けないときは、仮留置された物件の所 有権は国に帰属する。第8条の2第2項、第9条の2第3項、第9条の 3第2項、第11条第1項及び第11条の2第1項から第3 項までの規定による仮留置の場合において、仮留置の日から起算して 6月以内の期間に返還の申請がないときは、都道府県公安委員会において充 当 (廃棄) することができる。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第37号 (第37条関係)

許可事項抹消申請書
銃砲刀剣類所持等取締法第8条第3項の規定により、失効し、又は取り消され
た許可に係る事項の抹消を以下のとおり申請します。

年 月 日

公安委員会殿

申請人	ふりがな 氏 名	電 話 番 号
許可証	許可証等の番号 第 号 交付年月日等 年 月 日	公安委員会
抹消に係る許可	許可番号 第 号 許可年月日 年 月 日 許可者 公安委員会 銃 種 等 <input type="checkbox"/> 銃銃 <input type="checkbox"/> 空気銃	
抹消を受ける理由		
銃 種 等 の 処 分 状 況		

備考 1 銃の種別欄には、該当する銃種の□内にレ印を記入すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第41号(第43条関係)

射撃指導員指定申請書

銃砲刀剣類所持等取締法第9条の3第1項 銃砲等射撃指導員
 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の3第2項 クロスボウ射撃指導員
 の指定を次のとおり申請します。

公安委員会殿

申請人	住所		
	ふりがな		
	氏名		
	生年月日	年	月 日
射撃指導の種別	<input type="checkbox"/> ライフル射撃 <input type="checkbox"/> ライフル銃以外の銃統射撃 <input type="checkbox"/> 空気銃射撃 <input type="checkbox"/> クロスボウ射撃		
	現に交付を受けている	許可証番号	号
許可証	交付年月日	年	月 日
	交付者	公安委員会	
備考			

備考 1. 銃統等射撃指導員に係る申請をする場合にあつては第9条の3第1項とある口及び銃統等射撃指導員とある口内に、クロスボウ射撃指導員に係る申請をする場合にあつては第9条の3の2第1項とある口及びクロスボウ射撃指導員とある口内にレ印を記入すること。
 2. 射撃指導の種別欄には、該当するものの口内にレ印を記入すること。
 3. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第39号(第39条関係)

銃砲等又は刀剣類返還申請書

銃砲刀剣類所持等取締法第9条第1項の規定による返還を次のとおり申請します。

公安委員会 法第25条第4項の規定による申請の場合にあつては、警察署長 殿

申請人	本籍		
	住所		
	ふりがな		
	氏名		
返還を申請する物件	生年月日	年	月 日
	電話番号		
返還を申請する物件	<input type="checkbox"/> 申請人に同じ		
	返還年月日	年	月 日
返還を申請する物件	返還履歴番号		
	返還履歴交付者		
返還を申請する物件	種類及び特徴		
	申請の理由		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第41号(第43条関係)

射撃指導員指定申請書

銃砲刀剣類所持等取締法第9条の3第1項の規定により、射撃指導員の指定を次のとおり申請します。

公安委員会殿

申請人	住所		
	ふりがな		
	氏名		
	生年月日	年	月 日
射撃指導の種別	<input type="checkbox"/> ライフル射撃 <input type="checkbox"/> ライフル銃以外の銃統射撃 <input type="checkbox"/> 空気銃射撃		
	現に交付を受けている	許可証番号	号
許可証	交付年月日	年	月 日
	交付者	公安委員会	
備考			

備考 [加える。]

1. 射撃指導の種別欄には、該当するものの口内にレ印を記入すること。
 2. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第39号(第39条関係)

銃砲刀剣類返還申請書

銃砲刀剣類所持等取締法第9条第1項の規定による返還を次のとおり申請します。

公安委員会 法第25条第4項の規定による申請の場合にあつては、警察署長 殿

申請人	本籍		
	住所		
	ふりがな		
	氏名		
返還を申請する物件	生年月日	年	月 日
	電話番号		
返還を申請する物件	<input type="checkbox"/> 申請人に同じ		
	返還年月日	年	月 日
返還を申請する物件	返還履歴番号		
	返還履歴交付者		
返還を申請する物件	種類及び特徴		
	申請の理由		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第43号（第46条関係）

射撃指導員指定解除通知書

銃砲刀剣類所持等取締法 第9条の3第2項 の規定により、
 第9条の3の2第2項 の規定により、
 下記の者の 猟銃等射撃指導員 の指定を解除する。
 クロスボウ射撃指導員

年 月 日

公安委員会 印

住 所	
氏 名	
生 年 月 日	
指 定 番 号	
解 除 年 月 日	
解 除 の 理 由	

備考 1 用紙は、洋紙とすること。
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第42号（第44条関係）

射撃指導員指定書

銃砲刀剣類所持等取締法 第9条の3第1項 の規定により、
 第9条の3の2第1項 の規定により、
 下記の者を 猟銃等射撃指導員 として指定する。
 クロスボウ射撃指導員

年 月 日

公安委員会 印

住 所	
氏 名	
生 年 月 日	
指 定 番 号	
指 定 年 月 日	
射 撃 指 導 の 種 別	

備考 1 用紙は、洋紙とすること。
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第43号（第46条関係）

射撃指導員指定解除通知書

銃砲刀剣類所持等取締法第9条の3第2項の規定により、下記の者の
 射撃指導員の指定を解除する。

年 月 日

公安委員会 印

住 所	
氏 名	
生 年 月 日	
指 定 番 号	
解 除 年 月 日	
解 除 の 理 由	

備考 1 用紙は、洋紙とすること。
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第42号（第44条関係）

射撃指導員指定書

銃砲刀剣類所持等取締法第9条の3第1項の規定により、下記の者を
 射撃指導員として指定する。

年 月 日

公安委員会 印

住 所	
氏 名	
生 年 月 日	
指 定 番 号	
指 定 年 月 日	
射 撃 指 導 の 種 別	

備考 1 用紙は、洋紙とすること。
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第61号 (第69条関係)

第 号

射 撃 資 格 認 定 証

写 真
 押し出し
 スタンフ

本籍
住所
氏名

年 月 日生

上記の者は、銃砲刀剣類所持等取締法第9条の10第1項に定める射撃練習を行う資格があることを認定する。

射撃練習に係る銃種

関係証明書	交付年月日	番 号	交 付 者
系統講習会の講習 終了証明書又は射撃券			
技能検定合格証明書 又は教習終了証明書			

年 月 日

公安委員会 印

備考 1 用紙は、薄紙とすること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第44号 (第46条関係)

射撃指導員指定申請書記載事項変更届出書

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第46条の規定により、射撃指導員指定申請書の記載事項の変更を次のとおり届け出ます。

年 月 日

公安委員会 殿

申 請 人	住 所	
	ふりがな	
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日
変 更 し た 事 項	<input type="checkbox"/> 住 所 旧	
	<input type="checkbox"/> 氏 名 旧	
	<input type="checkbox"/> 射撃指導の種類 <input type="checkbox"/> その他 新 ()	
現に交付を受けている	許可証番号	
許 可 証	交付年月日	
	交 付 者	

備考 1 変更した事項欄には、該当するものの口内にレ印を記入すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第61号 (第69条関係)

第 号

射 撃 資 格 認 定 証

写 真
 押し出し
 スタンフ

本籍
住所
氏名

年 月 日生

上記の者は、銃砲刀剣類所持等取締法第9条の10第1項に定める射撃練習を行う資格があることを認定する。

射撃練習に係る銃種

関係証明書	交付年月日	番 号	交 付 者
講習終了証明書 又は推薦書			
技能検定合格証明書 又は教習終了証明書			

年 月 日

公安委員会 印

備考 1 用紙は、薄紙とすること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第44号 (第46条関係)

射撃指導員指定申請書記載事項変更届出書

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第46条の規定により、射撃指導員指定申請書の記載事項の変更を次のとおり届け出ます。

年 月 日

公安委員会 殿

申 請 人	住 所	
	ふりがな	
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日
変 更 し た 事 項	<input type="checkbox"/> 住 所 旧	
	<input type="checkbox"/> 氏 名 旧	
	<input type="checkbox"/> 射撃指導の種類 <input type="checkbox"/> その他 新 ()	
現に交付を受けている	許可証番号	
許 可 証	交付年月日	
	交 付 者	

備考 1 変更した事項欄には、該当するものの口内にレ印を記入すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別紙

番号	申請人を監督することとなる銃銃等射撃指導員	
/ 件	指定番号	第 号 公安委員会
	住 所	
	ふりがな	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日
/ 件	銃砲の種類	空気銃 ・ 空気拳銃
	指定番号	第 号 公安委員会
	住 所	
	ふりがな	
	氏 名	
/ 件	生年月日	年 月 日
	銃砲の種類	空気銃 ・ 空気拳銃
	指定番号	第 号 公安委員会
	住 所	
	ふりがな	
/ 件	氏 名	
	生年月日	年 月 日
	銃砲の種類	空気銃 ・ 空気拳銃
	指定番号	第 号 公安委員会
	住 所	
/ 件	ふりがな	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日
	銃砲の種類	空気銃 ・ 空気拳銃
	指定番号	第 号 公安委員会

備考 1 申請人を監督することとなる法第4条第1項第6号の2の規定による許可を受けた銃銃等射撃指導員を記載すること。
 2 不用の欄は、黒線で消すこと。
 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第64号 (第75条関係)

年少射撃資格認定申請書
 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の13第1項の規定による年少射撃資格の認定を次のとおり申請します。

年 月 日

公安委員会殿

申 請 人	本 籍	
	住 所	
	ふりがな	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日 (歳)
	電 話 番 号	
申 請 件 数	件 申請人を監督することとなる銃銃等射撃指導員について、別紙を添付し、	
関係証明書等	交付年月日	番 号 交 付 者
銃銃・空気銃所持許可証		
年少射撃資格認定証		
年少射撃資格講習修了証明書		
欠 格 事 由	<input type="checkbox"/> 私は、法第5条第1項第2号から第18号までに規定するいずれにも該当しない者であることを誓約します。	
備 考		

備考 1 銃銃・空気銃所持許可証欄には、現に交付を受けているものの交付年月日等を記載すること。
 2 年少射撃資格認定証欄には、現に交付を受けているものの交付年月日等を記載すること。
 3 欠格事由欄には、当該欠格事由に該当しない旨を誓約する場合は□内にし印を記入すること。
 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別紙

番号	申請人を監督することとなる銃銃等射撃指導員	
/ 件	指定番号	第 号 公安委員会
	住 所	
	ふりがな	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日
/ 件	銃砲の種類	空気銃 ・ 空気拳銃
	指定番号	第 号 公安委員会
	住 所	
	ふりがな	
	氏 名	
/ 件	生年月日	年 月 日
	銃砲の種類	空気銃 ・ 空気拳銃
	指定番号	第 号 公安委員会
	住 所	
	ふりがな	
/ 件	氏 名	
	生年月日	年 月 日
	銃砲の種類	空気銃 ・ 空気拳銃
	指定番号	第 号 公安委員会
	住 所	
/ 件	ふりがな	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日
	銃砲の種類	空気銃 ・ 空気拳銃
	指定番号	第 号 公安委員会

備考 1 申請人を監督することとなる法第4条第1項第6号の2の規定による許可を受けた銃銃等射撃指導員を記載すること。
 2 不用の欄は、黒線で消すこと。
 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第64号 (第75条関係)

年少射撃資格認定申請書
 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の13第1項の規定による年少射撃資格の認定を次のとおり申請します。

年 月 日

公安委員会殿

申 請 人	本 籍	
	住 所	
	ふりがな	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日 (歳)
	電 話 番 号	
申 請 件 数	件 申請人を監督することとなる銃銃等射撃指導員について、別紙を添付し、	
関係証明書等	交付年月日	番 号 交 付 者
銃銃・空気銃所持許可証		
年少射撃資格認定証		
年少射撃資格講習修了証明書		
欠 格 事 由	<input type="checkbox"/> 法第5条第1項第2号から第18号までに規定するいずれの事由にも該当しない者であることを誓約します。	
備 考		

備考 1 銃銃・空気銃所持許可証欄には、現に交付を受けているものの交付年月日等を記載すること。
 2 年少射撃資格認定証欄には、現に交付を受けているものの交付年月日等を記載すること。
 3 欠格事由欄には、当該欠格事由に該当しない旨を誓約する場合は□内にし印を記入すること。
 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(表)

年少射撃資格者	写真 [押し出し] [スタンプ]
	折 日
本 籍	
住 所	
氏 名	
生 年 月 日	
銃 砲 の 種 類	空気銃・空気拳銃
射撃指導員の氏名	
備 考	

第65号 (第77条関係)

(表)

16.2センチメートル	注 意 事 項 1 空銃砲を所持する場合には、必ずこの年少射撃資格認定証を携帯しなければならない。 2 認定証は、指定射撃場において、指定の射撃指導員の指導の下に認定に係る用途に供する場合でなければ使用してはならない。 3 年少射撃資格認定証の記載事項に変更を生じた場合には、直ちに警察長の承認を受けなければならない。 4 年少射撃資格認定証が失効し、又は紛失された場合には、直ちに年少射撃資格認定証を返納しなければならない。	5.40センチメートル
	折 日	5.40センチメートル
	第 号 交付 年 月 日 年少射撃資格認定証 公安委員会 [印]	5.40センチメートル
	8.66センチメートル	

(裏)

年少射撃資格者	写真 [押し出し] [スタンプ]
	折 日
本 籍	
住 所	
氏 名	
生 年 月 日	
銃 砲 の 種 類	空気銃・空気拳銃
射撃指導員の氏名	
備 考	

第66号 (第77条関係)

(表)

16.2センチメートル	注 意 事 項 1 空銃砲を所持する場合には、必ずこの年少射撃資格認定証を携帯しなければならない。 2 認定証は、指定射撃場において、指定の射撃指導員の指導の下に認定に係る用途に供する場合でなければ使用してはならない。 3 年少射撃資格認定証の記載事項に変更を生じた場合には、直ちに警察長の承認を受けなければならない。 4 年少射撃資格認定証が失効し、又は紛失された場合には、直ちに年少射撃資格認定証を返納しなければならない。	5.40センチメートル
	折 日	5.40センチメートル
	第 号 交付 年 月 日 年少射撃資格認定証 公安委員会 [印]	5.40センチメートル
	8.66センチメートル	

第70号 (第90条関係)

保 管 業 届 出 書
 銃砲刀剣類所持等取締法 第10条の8第1項 の規定により、銃銃等
第10条の8の2第1項 クロスボウ の
 保管を業とすることを次のとおり届け出ます。

年 月 日

公安委員会 殿

届出人氏名

事業場の名称、所在地 及び電話番号	
銃銃等又はクロスボウを保管する 場所の所在地及び電話番号	
事業開始の予定期日	年 月 日

- 備考 1 銃銃等に係る届出を行う場合に於ては第10条の8第1項とある口及び銃銃等とある口内に、クロスボウに係る届出を行う場合に於ては第10条の8の2第1項とある口及びクロスボウとある口内にレ印を記入すること。
- 2 届出人氏名は、届出人が法人の場合にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 3 事業場の名称、所在地及び電話番号欄には、届出人が法人の場合にあつては、その法人の名称、事業場の所在地及び電話番号を記載すること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第69号の2 (第82条の2関係)

第 号

クロスボウ射撃資格認定証

写真 本籍
 住所
 氏名

年 月 日生

上記の者は、銃砲刀剣類所持等取締法第9条の16第1項に定めるクロスボウの射撃の講習を行う資格があることを認定する。

クロスボウ射撃指導員の氏名

関係証明書	交付年月日	発 行 者
クロスボウ講習会の 講習終了証明書		

年 月 日

公安委員会 印

- 備考 1 用紙は、薄紙とすること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第70号 (第90条関係)

銃 銃 等 保 管 業 届 出 書

銃砲刀剣類所持等取締法第10条の8第1項の規定により、銃銃等の保管を業とすることを次のとおり届け出ます。

年 月 日

公安委員会 殿

届出人氏名

事業場の名称、所在地 及び電話番号	
銃銃等を保管する場所の 所在地及び電話番号	
事業開始の予定期日	年 月 日

備考 [加える。]

- 1 届出人氏名は、届出人が法人の場合にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 事業場の名称、所在地及び電話番号欄には、届出人が法人の場合にあつては、その法人の名称、事業場の所在地及び電話番号を記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

「様式を加える。」

第71号 (第90条関係)

保管業廃止届出書

銃砲刀剣類所持等取締法 第10条の8第4項の規定により、猟銃等の保管の業務を廃止したことを次のとおり届け出ます。

年 月 日

公安委員会 殿

届出人氏名

Table with 3 columns: 事業場の名称、所在地及び電話番号, 廃止年月日, 廃止の理由

- 備考 1. 猟銃等に係る届出を行う場合にあつては第10条の8第4項とある口及び猟銃等とある口内に、クロスボウに係る届出を行う場合にあつては第10条の8の2第4項とある口及びクロスボウとある口内にレ印を記入すること。
2. 届出人氏名は、届出人が法人の場合にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。
3. 事業場の名称、所在地及び電話番号欄には、届出人が法人の場合にあつては、その法人の名称、事業場の所在地及び電話番号を記載すること。
4. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第72号 (第81条、第89条の2関係)

Table with 4 columns: 届出を受けた年月日, 委託者の氏名、住所及び年齢, 銃の種類, 許可番号

備考 1. 銃の種類欄には、銃当字番号の付いたこと、印入すること、銃当字番号を記載すること。日本産業規格A4とすること。
2. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第71号 (第90条関係)

猟銃等保管業廃止届出書

銃砲刀剣類所持等取締法第10条の8第4項の規定により、猟銃等の保管の業務を廃止したことを次のとおり届け出ます。

年 月 日

公安委員会 殿

届出人氏名

Table with 3 columns: 事業場の名称、所在地及び電話番号, 廃止年月日, 廃止の理由

備考 [加える。]

- 1. 届出人氏名は、届出人が法人の場合にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。
2. 事業場の名称、所在地及び電話番号欄には、届出人が法人の場合にあつては、その法人の名称、事業場の所在地及び電話番号を記載すること。
3. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第72号 (第81条関係)

Table with 4 columns: 届出を受けた年月日, 委託者の氏名、住所及び年齢, 銃の種類, 許可番号

備考 1. 銃の種類欄には、銃当字番号の付いたこと、印入すること、銃当字番号を記載すること。日本産業規格A4とすること。
2. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第74号（第94条関係）

(表) 使用実績報告書

次のとおり使用の実績を報告します。

年 月 日

公安委員会殿

報告者氏名

許可番号		銃種等	
許可年月日		許可に係る用途	
使用実績	有 - 無		
	年月日		
	場所		
	用途		
備考			

許可番号		銃種等	
許可年月日		許可に係る用途	
使用実績	有 - 無		
	年月日		
	場所		
	用途		
備考			

第73号（第93条関係）

第 号		
銃砲所持等取締命令書		
年 月 日		
殿	公安委員会 閣	
銃砲刀剣類所持等取締法 第10条の8第3項 の規定により、 第10条の8の2第3項 の規定により、 以下のとおり 銃 銃 等 の保管の業務を 廃止 することを命ずる。 クロスボウ の保管の業務を 廃止		
保 管 業 者	名 称	
	所 在 地	
命 令 の 内 容		
業 務 の 廃 止 又 は 停 止 を 命 ず る 理 由		
備考 1 不用の文字は、横線で消すこと。 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。		

第74号（第94条関係）

(表) 使用実績報告書

次のとおり使用の実績を報告します。

年 月 日

公安委員会殿

報告者氏名

許可番号		銃の種類	
許可年月日		許可に係る用途	
使用実績	有 - 無		
	年月日		
	場所		
	用途		
備考			

許可番号		銃の種類	
許可年月日		許可に係る用途	
使用実績	有 - 無		
	年月日		
	場所		
	用途		
備考			

第73号（第93条関係）

第 号		
銃砲等保管業務廃止等命令書		
年 月 日		
殿	公安委員会 閣	
銃砲刀剣類所持等取締法第10条の8第3項の規定により、以下のとおり 銃砲等の保管の業務を 廃止 することを命ずる。 廃止		
保 管 業 者	名 称	
	所 在 地	
命 令 の 内 容		
業 務 の 廃 止 又 は 停 止 を 命 ず る 理 由		
備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。 2 不用の文字は、横線で消すこと。		

第75号 (第95条関係)

銃砲等又は刀剣類関係事項照会書

年 月 日

取 扱 所

公安委員会 印

銃砲等若しくは刀剣類の所持の許可又は年少射撃資格の認定に係る調査のため
必要があるので、下記事項につき至急回答願いたく、銃砲刀剣類所持等取締法第
13条の2によって照会します。

記
照 会 事 項

【取扱所員の所在地】〒 _____
【担当者氏名】 _____ (電話) _____

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(裏)

許可番号	銃の種類	
許可年月日	許可に係る用途	
使用実績	有 無	
	年月日	
	場 所	
	用 途	
状 況		
備考		

許可番号	銃の種類	
許可年月日	許可に係る用途	
使用実績	有 無	
	年月日	
	場 所	
	用 途	
状 況		
備考		

- 備考 1 直前3年間の使用実績がある場合は、直前3年間の使用実績のうち最近のものから順次記載し、使用実績がない場合は備考欄に理由を記入すること。
なお、状況欄には、消費弾数、同行者の氏名その他必要な事項を記載すること。
2 備考欄には、上記のほか添付書類名その他必要な事項を記載すること。
3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第75号 (第96条関係)

銃砲刀剣類関係事項照会書

年 月 日

取 扱 所

公安委員会 印

銃砲若しくは刀剣類の所持の許可又は年少射撃資格の認定に係る調査のため必要
があるため、下記事項につき至急回答願いたく、銃砲刀剣類所持等取締法第13
条の2によって照会します。

記
照 会 事 項

【取扱所員の所在地】〒 _____
【担当者氏名】 _____ (電話) _____

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(裏)

許可番号	銃の種類	
許可年月日	許可に係る用途	
使用実績	有 無	
	年月日	
	場 所	
	用 途	
状 況		
備考		

許可番号	銃の種類	
許可年月日	許可に係る用途	
使用実績	有 無	
	年月日	
	場 所	
	用 途	
状 況		
備考		

- 備考 1 直前3年間の使用実績がある場合は、直前3年間の使用実績のうち最近のものから順次記載し、使用実績がない場合は備考欄に理由を記入すること。
なお、状況欄には、消費弾数、同行者の氏名その他必要な事項を記載すること。
2 備考欄には、上記のほか添付書類名その他必要な事項を記載すること。
3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第90号 (第105条関係)

銃砲刀剣類等一時保管書			
提出年月日			
提出場所			
提出者	住所		
	職業		
	氏名		
	生年月日		
一時保管物件			
銃砲	種類	番号	特徴
	型式		
刀剣類	種類	番号	特徴
	刃渡り		
拳銃気銃	型式		特徴
	商品名		
刀外剣の類及び物	種類		特徴
備考			
銃砲刀剣類所持等取締法第24条の2第2項の規定に基づき、上記物件を一時保管する。 年 月 日 提出者 殿 所 属 階級 氏名 印			
注 意 事 項	一時保管した銃砲刀剣類等の返還は、この一時保管書と引換えに行うこととなるから、大切に保管すること。		
備 考	一時保管物件中の該当種以外の種には、封緘を引くこと。		

第76号 (第96条関係)

第 号		保 管 書 控	
本 籍	所 属		
出 発 地	業 務		
氏 名	名		
生 年 月 日			
適 用 法 条			
保管物件の種類及び特徴			
執 行 年 月 日			
執行者の所属、階級及び氏名			
送 還 結 果			
印	切	取	戻
第 号	保 管 書		
提出者	殿	年 月 日	
公安委員会 印			
執行者の所属、階級及び氏名			
銃砲刀剣類所持等取締法第13条の3第 項の規定により、下記の物件を保管する。			
本 籍	所 属		
出 発 地	業 務		
氏 名	名		
生 年 月 日			
保管物件の種類及び特徴			
注 意 事 項	保管した銃砲等若しくは刀剣類又は拳銃部品の返還は、この保管書と引換えに行うこととなるから、大切に保管すること。		
備 考	用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。		

第80号 (第105条関係)

銃砲刀剣類等一時保管書			
提出年月日			
提出場所			
提出者	住所		
	職業		
	氏名		
	生年月日		
一時保管物件			
銃砲	種類	番号	特徴
	型式		
刀剣類	種類	番号	特徴
	刃渡り		
拳銃気銃	型式		特徴
	商品名		
刀外剣の類及び物	種類		特徴
備考			
銃砲刀剣類所持等取締法第24条の2第2項の規定に基づき、上記物件を一時保管する。 年 月 日 提出者 殿 所 属 階級 氏名 印			
注 意 事 項	一時保管した銃砲刀剣類等の返還は、この一時保管書と引換えに行うこととなるから、大切に保管すること。		
備 考	一時保管物件中の該当種以外の種には、封緘を引くこと。		

第76号 (第96条関係)

第 号		保 管 書 控	
本 籍	所 属		
出 発 地	業 務		
氏 名	名		
生 年 月 日			
適 用 法 条			
保管物件の種類及び特徴			
執 行 年 月 日			
執行者の所属、階級及び氏名			
送 還 結 果			
印	切	取	戻
第 号	保 管 書		
提出者	殿	年 月 日	
公安委員会 印			
執行者の所属、階級及び氏名			
銃砲刀剣類所持等取締法第13条の3第 項の規定により、下記の物件を保管する。			
本 籍	所 属		
出 発 地	業 務		
氏 名	名		
生 年 月 日			
保管物件の種類及び特徴			
注 意 事 項	保管した銃砲刀剣類及びけん銃部品の返還は、この保管書と引換えに行うこととなるから、大切に保管すること。		
備 考	用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。		

第82号 (第110条関係)

仮領置銃砲等又は刀剣類引継書			
警察署長殿		年 月 日	
警察署長 印			
銃砲刀剣類所持等取締法第25条第2項の規定により、下記物件を引き継ぐ。			
申出 人	本 籍		
	住 所		
	出国地の所在地 又は提出地における通称先		
	職 業		
	氏 名		
生年月日			
引 継 物 件			
銃 砲	種 類	刀 剣 類	種 類
	特 徴	特 徴	
	数 量	数 量	
	型 式		
	特 徴		
数 量			
引継理由			
参考事項			
上記のとおり引継ぎを受けた。 年 月 日			
警察署長 印			

備考 1 この引継書は、正副二通を作成し、正本は引継ぎを受けた者において、副本は引継ぎをした者において保管すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第81号 (第105条関係)

一時保管銃砲刀剣類等引継書			
提出年月日			
提出場所			
提出者	住 所		
	職 業		
	氏 名		
	生年月日		
一 時 保 管 物 件			
銃 砲	種 類	番 号	
	型 式	特 徴	
	型 式	番 号	
刀 剣 類	種 類	特 徴	
	刃渡り		
準 常 規 銃	型 式	特 徴	
	商品名		
刀 外 類 の 銃 刀 以 外	種 類	特 徴	
備 考			
銃砲刀剣類所持等取締法第24条の2第5項の規定に基づき、上記物件を引き継ぐ。 年 月 日			
警察署長 殿			
所 属			
階級 氏名 印			

備考 許可又は登録に係る銃砲又は刀剣類については、備考欄に、当該許可証又は登録証の番号、交付年月日、交付者名等を記載すること。

第82号 (第110条関係)

仮領置銃砲刀剣類引継書			
警察署長殿		年 月 日	
警察署長 印			
銃砲刀剣類所持等取締法第25条第2項の規定により、下記物件を引き継ぐ。			
申出 人	本 籍		
	住 所		
	出国地の所在地 又は提出地における通称先		
	職 業		
	氏 名		
生年月日			
引 継 物 件			
銃 砲	種 類	刀 剣 類	種 類
	特 徴	特 徴	
	数 量	数 量	
	型 式		
	特 徴		
数 量			
引継理由			
参考事項			
上記のとおり引継ぎを受けた。 年 月 日			
警察署長 印			

備考 1 この引継書は、正副二通を作成し、正本は引継ぎを受けた者において、副本は引継ぎをした者において保管すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第81号 (第105条関係)

一時保管銃砲刀剣類等引継書			
提出年月日			
提出場所			
提出者	住 所		
	職 業		
	氏 名		
	生年月日		
一 時 保 管 物 件			
銃 砲	種 類	番 号	
	型 式	特 徴	
	型 式	番 号	
刀 剣 類	種 類	特 徴	
	刃渡り		
準 常 規 銃	型 式	特 徴	
	商品名		
刀 外 類 の 銃 刀 以 外	種 類	特 徴	
備 考			
銃砲刀剣類所持等取締法第24条の2第5項の規定に基づき、上記物件を引き継ぐ。 年 月 日			
警察署長 殿			
所 属			
階級 氏名 印			

備考 許可又は登録に係る銃砲又は刀剣類については、備考欄に、当該許可証又は登録証の番号、交付年月日、交付者名等を記載すること。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

第87号 (第115条関係)					
銃器番号	種	別	名	称	備
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					

備考 1 鑑別圖には、銃砲に係る事項を記載する場合にあっては準銃、空気拳銃、ライフル銃、散弾銃等の別を記載し、クロスボウに係る事項を記載する場合にはクロスボウと記載すること。
2 用紙の大きさは、日本製薬規格A4とする。

第87号 (第116条関係)					
銃器番号	種	別	名	称	備
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					

備考 用紙の大きさは、日本製薬規格A4とする。

附則

(施行期日)

第一条 この府令は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和四年三月十五日。第四条において「施行日」という。）から施行する。

(仮設置に関する経過措置)

第二条 改正法附則第二条第三項において準用する改正法による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法（以下「新法」という。）第二十六条第二項の内閣府令で定める手続については、この府令による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（以下「新府令」という。）第三十八条の規定を準用する。

第三条 改正法附則第三条第五項において読み替えて準用する新法第十二条第十項の内閣府令で定める手続については、新府令第四十条の規定を準用する。

(クロスボウ射撃指導員の基準に関する経過措置)

第四条 施行日から起算して二年を経過する日までの間に新法第九条の三の二第一項の指定の申請をした者について新府令第四十二条の二の規定を適用する場合には、同条第三号に掲げる基準については、同号の規定にかかわらず、クロスボウを二年以上継続して所持しており、かつ、新法第四条第一項第一号又は第五号の三の規定によるクロスボウの所持の許可を受けている者であることとする。

(クロスボウの保管の設備及び方法の基準に関する経過措置)

第五条 改正法附則第二条第三項において準用する新法第十条の四第二項の内閣府令で定める基準は、銃を備えている居室その他の設備において確実に施錠し、かつ、クロスボウに覆いかぶせるなど管理上支障のないようにして保管することとする。

第六条 改正法附則第三条第一項の規定により新法第四条の許可を受けたものとみなされる特定クロスボウ所持者が所持する特定クロスボウの保管に係る新法第十条の四第二項の内閣府令で定める基準は、新府令第八十三条の二の規定にかかわらず、銃を備えている居室その他の設備において確実に施錠し、かつ、クロスボウに覆いかぶせるなど管理上支障のないようにして保管することとする。

(確認又は許可証の提示の方法に関する経過措置)

第七条 改正法附則第二条第三項において読み替えて準用する新法第二十一条の二第二項の内閣府令で定める方法については、新府令第九十八条の規定を準用する。この場合において、同条第一号中「

第四号の六、第四号の七、第八号、第十二号又は第十四号に該当」とあるのは「若しくは第十四号又は特定クロスボウについて輸出若しくは廃棄の取扱いを委託された者に該当」と、同号イ中「法第三

条第一項第二号の二、第四号の六、第四号の七、第八号、第十二号又は第十四号に掲げる銃砲等又は刀剣類（以下「特定銃砲刀剣類等」という。）とあるのは「特定クロスボウ」と、銃砲等若しくは刀

剣類とあるのは「クロスボウ」と、「教習射撃場指定書若しくは練習射撃場指定書、当該譲受人等が武器等製造法の猟銃等販売事業者であることを証明する書類又は当該譲受人等に係る銃砲刀剣類製造

等届出書」とあるのは「銃砲刀剣類製造等届出書又は当該譲受人等が特定クロスボウの輸出若しくは廃棄の取扱いを委託された者であることを証明する書類」と、特定銃砲刀剣類等とあるのは「特

定クロスボウ」と、同号ロ中「特定銃砲刀剣類等」とあるのは「特定クロスボウ」と、同号ハ中「三年を経過する日前」とあるのは「銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（令和三年法律第

六十九号）の施行の日から起算して六月を経過する日までの間」と、特定銃砲刀剣類等とあるのは「特定クロスボウ」と、同条第二号中「銃砲等又は刀剣類」とあるのは「特定クロスボウ」と読み替

(様式に関する経過措置)

第八条 この府令による改正前の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則に規定する様式による書面については、新府令に規定する様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

改正後	改正前
<p>(届出及び申請の手続)</p> <p>第二条 〔略〕</p> <p>2 前項に規定する届出書、申請書その他提出すべき書類等の部数は、この府令に規定する部数の範囲内で都道府県公安委員会が定めることができる。</p> <p>(矢の運動エネルギーの値の測定の方法)</p> <p>第三条の二 法第三条第一項の内閣府令で定める矢の運動エネルギーの値の測定は、次に掲げるものに基づき算出することにより行うものとする。</p> <p>一 水平方向に発射された矢がその軌道の上におけるクロスボウに突撃されたときの当該矢の先端から水平距離でそれぞれ〇・七五メートルの点と一・二五メートルの点との間を移動する速さを測定したときにおける測定値</p> <p>二 矢の質量の測定値</p> <p>(人の生命に危険を及ぼし得る矢の運動エネルギーの値)</p> <p>第三条の三 矢の運動エネルギーにつき法第三条第一項の内閣府令で定める値は、六・〇とする。</p> <p>(補綴用機械銃製造業等の届出の手続)</p> <p>第四条 法第三条第一項第十一号から第十五号までの規定により、都道府県公安委員会に届け出ようとする者は、別記様式第一号の銃砲刀剣類製造等届出書一通を事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に提出するものとする。</p>	<p>(届出及び申請の手続)</p> <p>第一条 〔同上〕</p> <p>2 前項に掲げる届出書、申請書その他提出すべき書類等の部数は、この府令に規定する部数の範囲内で都道府県公安委員会が定めることができる。</p> <p>〔案を加える。〕</p> <p>〔案を加える。〕</p> <p>(補綴用機械銃製造業等の届出の手続)</p> <p>第四条 法第三条第一項第十一号又は第十三号の規定により、都道府県公安委員会に届け出ようとする者は、別記様式第一号の銃砲刀剣類製造等届出書一通を事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に提出するものとする。</p>

に提出するものとする。

〔2・4 略〕

(人命救助等に従事する者の届出の手続)

第五条 法第三条第二項の規定により都道府県公安委員会に届け出ようとする者は、別記様式第二号の人命救助等に従事する者届出書を住所地(法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者で、その法人の業務のための所持について法第四条第一項第二号又は第三号の規定による許可を受けたものにあつては、当該事業場の所在地。以下この条において同じ。)を管轄する都道府県公安委員会に提出するものとする。

〔2・3 略〕

(拳銃薬包)

第七条 法第三条の三第二項の拳銃薬包として内閣府令で定める薬包は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

〔一・二 略〕

(発射の禁止に係る規定の適用がない射撃場)

第八条 法第三条の十三の内閣府令で定める射撃場は、次に掲げるものとする。

一 法第九条の二第二項の規定により指定射撃場として指定された射撃場(拳銃を用いて射撃を行うものに限る。)

二 次のいずれかに該当する者が、それぞれ、その所持に係る拳銃等(法第三条の四の拳銃等をいう。以下この号において同じ。)を用いて行う射撃の用に供される施設

イ 法令に基づき職務のため拳銃等を所持する者

出するものとする。

〔2・4 同上〕

(人命救助等に従事する者の届出の手続)

第五条 法第三条第二項の規定により都道府県公安委員会に届け出ようとする者は、別記様式第二号の人命救助等に従事する者届出書を住所地(法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者で、その法人の業務のための所持について法第四条第一項第二号の規定による許可を受けたものにあつては、当該事業場の所在地。以下この条において同じ。)を管轄する都道府県公安委員会に提出するものとする。

〔2・3 同上〕

(けん銃薬包)

第七条 法第三条の三第二項のけん銃薬包として内閣府令で定める薬包は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

〔一・二 同上〕

(発射の禁止に係る規定の適用がない射撃場)

第八条 法第三条の十三の内閣府令で定める射撃場は、次に掲げるものとする。

一 法第九条の二第二項の規定により指定射撃場として指定された射撃場(けん銃を用いて射撃を行うものに限る。)

二 次のいずれかに該当する者が、それぞれ、その所持に係るけん銃等(法第三条の四のけん銃等をいう。以下この号において同じ。)を用いて行う射撃の用に供される施設

イ 法令に基づき職務のためけん銃等を所持する者

ロ 試験又は研究のため拳銃等を所持する国又は地方公共団体の職員

ハ 法第四條第一項第三号の規定による拳銃等の所持の許可を受けた者

ニ 武器等製造法(昭和二十八年法律第四十五号)の武器製造事業者又は同法第四條ただし書の許可を受けた者であつて、その製造(改造及び修理を含む。)に係る拳銃等を業務のため所持するもの(当該所持については、法第三條第三項の規定により同条第一項第七号に定める場合に含まれる所持を含む。)

(申請書の様式等)

第九條 法第四條の二第一項(法第五條の四第三項、第六條第三項、第七條の三第三項、第九條の五第四項、第九條の十第三項及び第九條の十六第二項において適用する場合を含む。)の規定により申請をしようとする者は、次の各号に掲げる申請者ごとに、当該各号に掲げる申請書を提出するものとする。

一 略

二の二 法第四條の二第二項(法第六條第三項において適用する場合を含む。)の規定によりクロスボウの所持の許可を受けようとする者 別記様式第六号の二のクロスボウ所持許可申請書

二の三 略

四の二 法第七條の三第三項において適用する法第四條の二の規定によりクロスボウの所持の許可の更新を受けようとする者 別記様式第九号の二のクロスボウ所持許可更新申請書

五・六 略

ロ 試験又は研究のため拳銃等を所持する国又は地方公共団体の職員

ハ 法第四條第二項第三号の規定によるけん銃等の所持の許可を受けた者

ニ 武器等製造法(昭和二十八年法律第四十五号)の武器製造事業者又は同法第四條ただし書の許可を受けた者であつて、その製造(改造及び修理を含む。)に係るけん銃等を業務のため所持するもの(当該所持については、法第三條第三項の規定により同条第一項第七号に定める場合に含まれる所持を含む。)

(申請書の様式等)

第九條 法第四條の二第一項(法第五條の四第三項、第六條第三項、第七條の三第三項、第九條の五第四項及び第九條の十第三項において適用する場合を含む。)の規定により申請をしようとする者は、次の各号に掲げる申請者ごとに、当該各号に掲げる申請書を提出するものとする。

一 同上

二 号を加える。

二の三 同上

四 号を加える。

五・六 同上

七 法第九條の十六第二項において適用する法第四條の二の規定によりクロスボウ射撃資格(法第九條の十六第一項前段に規定する資格をいう。以下同じ。)の賦定を受けようとする者 別記様式第十一号の二のクロスボウ射撃資格認定申請書

(申請書に添付する医師の診断書)

第十條 法第四條の二第二項(法第五條の四第三項、第七條の三第三項、第九條の五第四項、第九條の十第三項及び第九條の十六第二項において適用する場合を含む。)の内閣府令で定める要件は、次のいずれかに該当する医師が作成した診断書であつて、法第五條第一項第三号又は第四号に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているものであることとする。

一・二 略

2・3 略

(申請書の添付書類)

第十一條 法第四條の二第三項(法第五條の四第三項、第六條第三項、第七條の三第三項、第九條の五第四項、第九條の十第三項及び第九條の十六第二項において適用する場合を含む。次項において同じ。)の内閣府令で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

一 法第四條第一項又は第六條第二項の規定により許可を受けようとする者については、譲渡人若しくは貸付人が作成した別記様式第十二号の譲渡等承諾書(許可の申請をするときまでに譲渡人又は貸付人が定まつていない申請人に係るものを除く。)又は相續、発見その他当該拳銃又は刀剣類を所持することとなる理由を証明する書類

号を加える。

(申請書に添付する医師の診断書)

第十條 法第四條の二第二項(法第五條の四第三項、第七條の三第三項、第九條の五第四項及び第九條の十第三項において適用する場合を含む。次項において同じ。)の内閣府令で定める要件は、次のいずれかに該当する医師が作成した診断書であつて、法第五條第一項第三号又は第四号に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているものであることとする。

一・二 同上

2・3 同上

(申請書の添付書類)

第十一條 法第四條の二第三項(法第五條の四第三項、第六條第三項、第七條の三第三項、第九條の五第四項及び第九條の十第三項において適用する場合を含む。次項において同じ。)の内閣府令で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

一 法第四條第一項又は第六條第二項の規定により許可を受けようとする者については、譲渡人若しくは貸付人が作成した別記様式第十二号の譲渡等承諾書(許可の申請をするときまでに譲渡人又は貸付人が定まつていない申請人に係るものを除く。)又は相續、発見その他当該拳銃又は刀剣類を所持することとなる理由を証明する書類

一 法第四条第一項の規定により許可を受けようとする者、法第五条の四第一項の規定により技能検定を受けようとする者、法第七条の三第一項の規定により許可の更新を受けようとする者、法第九条の五第二項の規定により射撃教習を受ける資格の認定を受けようとする者、法第九条の十第二項の規定により射撃練習を行う資格の認定を受けようとする者又は法第九条の十六第一項の規定によりクロスボウ射撃資格の認定を受けようとする者については、別記様式第十三号の同居親族書及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村（特別区を含む。）の長の証明書

二 法第四条第二項第一号の規定により許可を受けようとする者、法第五条の四第一項の規定により技能検定を受けようとする者、法第七条の三第一項の規定により許可の更新を受けようとする者、法第九条の五第二項の規定により射撃教習を受ける資格の認定を受けようとする者、法第九条の十第二項の規定により射撃練習を行う資格の認定を受けようとする者又は法第九条の十六第一項の規定によりクロスボウ射撃資格の認定を受けようとする者については、別表第一に規定する書類

四 前号に掲げる者のうち、狩猟又は有害鳥獣駆除の用途に供するためライフル銃を所持しようとする者については、法第五条の三第四項第一号に掲げる者（継続して十年以上法第四条第一項第一号の規定による銃銃の所持の許可を受けている者を除く。）であることを明らかにした書類

〔五・十 略〕

十一 法第四条第二項第四号、第五号の二又は第五号の三に掲げる者

一 法第四条第一項の規定により許可を受けようとする者、法第五条の四第一項の規定により技能検定を受けようとする者、法第七条の三第一項の規定により許可の更新を受けようとする者、法第九条の五第二項の規定により射撃教習を受ける資格の認定を受けようとする者又は法第九条の十第二項の規定により射撃練習を行う資格の認定を受けようとする者については、別記様式第十三号の同居親族書及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村（特別区を含む。）の長の証明書

二 法第四条第二項第一号の規定により許可を受けようとする者、法第五条の四第一項の規定により技能検定を受けようとする者、法第七条の三第一項の規定により許可の更新を受けようとする者、法第九条の五第二項の規定により射撃教習を受ける資格の認定を受けようとする者又は法第九条の十第二項の規定により射撃練習を行う資格の認定を受けようとする者については、別表第一に規定する書類

四 前号に掲げる者のうち、狩猟又は有害鳥獣駆除の用途に供するためライフル銃を所持しようとする者については、法第五条の三第四項第一号に掲げる者（継続して十年以上法第四条第一項第一号の規定による銃銃の所持の許可を受けている者を除く。）であることを明らかにした書類

〔五・十 同上〕

十一 法第四条第二項第四号又は第五号の二に掲げる者については、

については、前条第一項に規定する医師の診断書

〔十二・十三 略〕

十四 法第四条第一項第八号又は第九号に掲げる者については、演劇、舞踊その他の芸能の公演又は博覧会その他これに類する催しの名称、主催者の氏名又は名称、概要、開催の日時及び場所並びに銃銃等又は刀剣類の所持の方法又は懸検及び当該銃銃等又は刀剣類を所持しようとする理由（所持しようとする理由については、法第四条第一項第八号に掲げる者に限る。）を記載した書類

十五 法第四条第一項第十号に掲げる者については、博物館その他これに類する施設の名称、所在地、設置者の氏名又は名称及び銃銃等又は刀剣類の所持の方法又は懸検を記載した書類

十六 「略」

十七 法第九条の十六第二項の規定によりクロスボウ射撃資格の認定を受けようとする者については、申請人を監督することについての法第四条第一項第五号の三の規定による許可を受けたクロスボウ射撃指導員の同意書

2 同時に複数の申請書を提出する場合において、法第四条の二第三項の規定によりこれらの申請書に添付しなければならないこととされる前項各号に掲げる書類（同項第三号に掲げる書類にあつては、申請人の写真を除く。）のうち、同一の内容となるものがあるときは、当該同一の内容となる書類については、一をこれらの申請書のいずれかに添付すれば足りる。

3 第一項第二号及び第三号に掲げる書類（第三号に掲げる書類にあつては、住民票の写し及び経歴書に限る。）については、次の各号のい

前条第一項に掲げる医師の診断書

〔十二・十三 同上〕

十四 法第四条第一項第八号又は第九号に掲げる者については、演劇、舞踊その他の芸能の公演又は博覧会その他これに類する催しの名称、主催者の氏名又は名称、概要、開催の日時及び場所並びに銃銃等又は刀剣類の所持の方法又は懸検及び当該銃銃等又は刀剣類を所持しようとする理由（所持しようとする理由については、法第四条第一項第八号に掲げる者に限る。）を記載した書類

十五 法第四条第一項第十号に掲げる者については、博物館その他これに類する施設の名称、所在地、設置者の氏名又は名称及び銃銃等又は刀剣類の所持の方法又は懸検を記載した書類

十六 「同上」

「号を加える。」

2 同時に複数の申請書を提出する場合において、法第四条の二第三項の規定によりこれらの申請書に添付しなければならないこととされる前項各号に掲げる書類（同項第四号に掲げる書類にあつては、申請人の写真を除く。）のうち、同一の内容となるものがあるときは、当該同一の内容となる書類については、一をこれらの申請書のいずれかに添付すれば足りる。

3 「同上」

ずれかに該当する場合には、申請書にその旨を記載して添付を省略することができる。

一 法第四条第一項第一号の規定による銃銃又は空気銃の所持の許可を現に受けている者が、当該許可に係る申請書を提出した都道府県公安委員会に対し、更に同号の規定による銃銃若しくは空気銃の許可若しくは法第七条の第三項の規定による銃銃若しくは空気銃の許可の更新に係る申請書を提出する場合（第三十五条第二項の規定による新たな許可証の交付を受ける場合を除く。）又は法第九条の第十二項の規定による空気銃（空気拳銃を除く。）の射撃練習を行う資格の認定に係る申請書を提出する場合

二 法第四条第一項第一号の規定によるクロスボウの所持の許可を現に受けている者が、当該許可に係る申請書を提出した都道府県公安委員会に対し、更に同号の規定によるクロスボウの許可若しくは法第七条の第三項の規定によるクロスボウの許可の更新に係る申請書を提出する場合（第三十五条第二項の規定による新たな許可証の交付を受ける場合を除く。）又は法第九条の十六第一項の規定によるクロスボウ射撃資格の認定に係る申請書を提出する場合

【二・三 略】

四 法第九条の十六第二項の規定によるクロスボウ射撃資格の認定を現に受けている者が、当該認定に係る申請書を提出した都道府県公安委員会に対し、法第四条第一項第一号の規定によるクロスボウの所持の許可に係る申請書を提出する場合

4 法第九条の十六第二項の規定によりクロスボウ射撃資格の認定を受けようとする者は、次に掲げる書類を添示しなければならない。

一 法第四条第一項第一号の規定による銃銃等の所持の許可を現に受けている者が、当該許可に係る申請書を提出した都道府県公安委員会に対し、更に同号の規定による許可若しくは法第七条の第三項の規定による許可の更新に係る申請書を提出する場合（第三十五条第二項の規定による新たな許可証の交付を受ける場合を除く。）又は法第九条の第十二項の規定による空気銃（空気拳銃を除く。）の射撃練習を行う資格の認定に係る申請書を提出する場合

【号を加える。】

【二・三 同上】

【号を加える。】

【項を加える。】

一 第八十二条の二に規定するクロスボウ射撃資格認定証（現にクロスボウ射撃資格の認定を受けている場合に限る。）

二 申請人を監督することとなる法第四条第一項第五号の三の規定による許可を受けたクロスボウ射撃指導員の当該許可に係る許可証の写し

（認知機能検査の実施期間等）

第十六条 【略】

2 次の各号に掲げる者から、当該各号に定める期間内に道路交通法（昭和二十五年法律第百五号）第九十七条の二第二項第三号イに規定する検査を受けたとして、そのことを証明する書類の提示があつた場合には、当該者については、認知機能検査を受けたものとみなす。

一 法第四条の規定による許可を受けようとする者 当該許可に係る銃銃所持許可申請書、クロスボウ所持許可申請書又は刀剣類所持許可申請書を提出した日以後

二 【略】

（確認の手続）

第十七条 法第四条の四第一項の規定により銃銃等又は刀剣類の確認を受けようとする者は、その確認を受けようとする銃銃等又は刀剣類を当該許可証と申に住所地又は法人の事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に提出するものとする。この場合において、第十一条第一項第一号に規定する申請人に該当し、同号の規定により銃銃所持許可申請書、クロスボウ所持許可申請書又は刀剣類所持許可申請書に譲渡等承諾書を送えなかつた者にあつては、別記様式第十二号の譲渡等承諾書を提出しなければならない。

（認知機能検査の実施期間等）

第十六条 【同上】

2 次の各号に掲げる者から、当該各号に定める期間内に道路交通法（昭和二十五年法律第百五号）第九十七条の二第二項第三号イに規定する検査を受けたとして、そのことを証明する書類の提示があつた場合には、当該者については、認知機能検査を受けたものとみなす。

一 法第四条の規定による許可を受けようとする者 当該許可に係る銃銃所持許可申請書を提出した日以後

二 【同上】

（確認の手続）

第十七条 法第四条の四第一項の規定により銃銃等又は刀剣類の確認を受けようとする者は、その確認を受けようとする銃銃等又は刀剣類を当該許可証とともに住所地又は法人の事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に提出するものとする。この場合において、第十一条第一項第一号に規定する申請人に該当し、同号の規定により銃銃所持許可申請書又は刀剣類所持許可申請書に譲渡等承諾書を送えなかつた者にあつては、別記様式第十二号の譲渡等承諾書を提出しなければならない。

2 法第四条の四第一項の規定により確認を受けようとする銃砲が次の各号のいずれかに該当する場合においては、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる書類を提出して銃砲等の提出に代えることができる。

一 携帯が著しく困難な銃砲等 当該銃砲等の写真

二 [略]

(表示措置命令)

第十八条の二 法第四条の四第二項に規定する法第四条第一項第一号の規定による許可に係るクロスボウに当該許可に係るものであることを表示するための措置として内閣府令で定めるものは、都道府県公安委員会が当該クロスボウごとに付した番号又は記号を表示した標本物(以下この条において「クロスボウ番号標」という。)を、当該クロスボウの側面に容易に剥がれないように、かつ、見やすいように貼り付けることとする。

2 法第四条の四第三項の規定により同項に規定する措置を執ることを命ずる場合においては、別記様式第十八号の二の表示措置命令書及びクロスボウ番号標を交付して行うものとする。

3 前項の規定によるクロスボウ番号標の交付を受けた者は、当該クロスボウ番号標を失し、滅失し、汚損し、又は破損した場合においては、速やかにその旨を住所地又は法人の事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に届け出なければならない。

(講習の受講の申込み)

第二十条 法第五条の三第二項又は第五条の三の二第一項の講習会の講習を受けようとする者は、別記様式第十九号の講習受講申込書に当該

2 法第四条の四第一項の規定により確認を受けようとする銃砲が次の各号のいずれかに該当する場合においては、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる書類を提出して銃砲等の提出に代えることができる。

一 携帯が著しく困難な銃砲 当該銃砲の写真

二 [同上]

[条を加える。]

(銃砲等講習会)

第二十条 法第五条の三第二項の講習会の講習を受けようとする者は、別記様式第十九号の銃砲等講習受講申込書に当該申込人の写真を添え

申込人の写真を添えて、住所地を管轄する都道府県公安委員会に提出するものとする。

(講習修了証明書の様式)

第二十一条 法第五条の三第二項又は第五条の三の二第二項の講習修了証明書は、別記様式第二十号のとおりとする。

(講習修了証明書の書換え又は再交付の申請)

第二十二条 法第五条の三第三項又は第五条の三の二第三項の規定により講習修了証明書の書換えを受けようとする者は、別記様式第二十一条の講習修了証明書等書換え申請書に当該講習修了証明書及び住民票の写しを添えて、住所地を管轄する都道府県公安委員会に提出するものとする。

2 法第五条の三第三項又は第五条の三の二第三項の規定により講習修了証明書の再交付を受けようとする者は、別記様式第二十二号の講習修了証明書等再交付申請書を住所地を管轄する都道府県公安委員会に提出するものとする。

(許可証の様式)

第三十一条 法第七条第一項の規定による許可証は、法第四条第一項第一号の規定による許可に係るものについては別記様式第二十九号又は第二十九号の二、同項第二号から第十号までの規定による許可に係るものについては別記様式第三十号、第三十号の二又は第三十一号、法第六条の規定による許可に係るものについては別記様式第三十二号、第三十二号の二又は第三十三号のとおりとする。

(許可証の書換えの申請)

第三十二条 法第七条第二項の規定により許可証の書換えを受けようとする

て、住所地を管轄する都道府県公安委員会に提出するものとする。

(講習修了証明書の様式)

第二十一条 法第五条の三第二項の講習修了証明書は、別記様式第二十号のとおりとする。

(講習修了証明書の書換え又は再交付の申請)

第二十二条 法第五条の三第三項の規定により講習修了証明書の書換えを受けようとする者は、別記様式第二十一条の講習修了証明書等書換え申請書に当該講習修了証明書及び住民票の写しを添えて、住所地を管轄する都道府県公安委員会に提出するものとする。

2 法第五条の三第三項の規定により講習修了証明書の再交付を受けようとする者は、別記様式第二十二号の講習修了証明書等再交付申請書を住所地を管轄する都道府県公安委員会に提出するものとする。

(許可証の様式)

第三十一条 法第七条第二項の規定による許可証は、法第四条第一項第一号の規定による許可に係るものについては別記様式第二十九号、同項第二号から第十号までの規定による許可に係るものについては別記様式第三十号又は第三十一号、法第六条の規定による許可に係るものについては別記様式第三十二号又は第三十三号のとおりとする。

(許可証の書換えの申請)

第三十二条 法第七条第二項の規定により許可証の書換えを受けようとする

する者は、別記様式第三十四号の銃砲等又は刀剣類所持許可証換領申請書を住所地又は法人の事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に提出するとともに、書換えを受けようとする事項が記載されている許可証を提出するものとする。

〔2・3 略〕

（許可証の再交付の申請）

第三十三条 法第七条第二項の規定により許可証の再交付を受けようとする者は、別記様式第三十五号の銃砲等又は刀剣類所持許可証再交付申請書を住所地（法第六条の外国人にあつては、現在地）又は法人の事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に提出するものとする。この場合において、許可証の再交付を受けようとする者が、法第四条第一項第一号又は第四号（空気銃に係る部分に限る。）の規定による許可を受けた者であるときは、当該申請人の写真二枚を添えなければならない。

（銃銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可の更新の手続）

第三十四条 法第七条の三第一項の規定により銃銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可の更新を受けようとする者は、第九条の規定により銃銃等所持許可更新申請書又はクロスボウ所持許可更新申請書を提出する場合には、当該許可の有効期間が満了する日の一月前から一月前までの間（以下「更新申請期間」という。）に、この申請書を当該許可に係る銃銃若しくは空気銃又はクロスボウと共に提出（銃銃若しくは空気銃又はクロスボウについては、提示。以下この条において同じ。）をするものとする。ただし、災害、病気その他のやむを得ない理由のため、更新申請期間に提出することができない者は、

する者は、別記様式第三十四号の銃砲刀剣類所持許可証換領申請書を住所地又は法人の事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に提出するとともに、書換えを受けようとする事項が記載されている許可証を提出するものとする。

〔2・3 同上〕

（許可証の再交付の申請）

第三十三条 法第七条第二項の規定により許可証の再交付を受けようとする者は、別記様式第三十五号の銃砲刀剣類所持許可証再交付申請書を住所地（法第六条の外国人にあつては、現在地）又は法人の事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に提出するものとする。この場合において、許可証の再交付を受けようとする者が、法第四条第一項第一号又は第四号（空気銃に係る部分に限る。）の規定による許可を受けた者であるときは、当該申請人の写真二枚を添えなければならない。

（銃銃又は空気銃の所持の許可の更新の手続）

第三十四条 法第七条の三第一項の規定により銃銃又は空気銃の所持の許可の更新を受けようとする者は、第九条の規定により銃銃等所持許可更新申請書を提出する場合には、当該許可の有効期間が満了する日の一月前から一月前までの間（以下「更新申請期間」という。）に、この申請書を当該許可に係る銃銃又は空気銃とともに提出（銃銃又は空気銃については提示。以下この条において同じ。）するものとする。ただし、災害、病気その他のやむを得ない理由のため、更新申請期間に提出することができない者は、その理由を明らかにした書類を添えて、当該許可の有効期間が満了する日の前日までに提出する

その理由を明らかにした書類を添えて、当該許可の有効期間が満了する日の前日までに提出することができる。

（新たな許可証の交付）

第三十五条 〔略〕

2|| 都道府県公安委員会は、法第四条第一項第一号の規定によるクロスボウの所持の許可を受けている者が当該許可に係る許可証の交付を受けた日の後のその者の二回目の誕生日を経過した後最初に同号の規定によるクロスボウの所持の許可又は許可の更新を受けようとする場合においては、その者が現在有する許可証と引換えに新たな許可証を交付するものとする。

3|| 前二項に規定する者は、当該許可又は許可の更新の申請の際に本人の写真二枚を住所地を管轄する都道府県公安委員会に提出しなければならない。

（許可証等の返納の手続）

第三十六条 法第八条第三項（法第九条の十五第二項において準用する場合を含む。）又は第九条の五第三項（法第九条の十第三項及び第九条の十六第二項において準用する場合を含む。）の規定により許可証（法第九条の十五第二項において準用する場合にあつては、年少射撃資格認定証）又は教習資格認定証（法第九条の十第三項において準用する場合にあつては、練習資格認定証、法第九条の十六第二項において準用する場合にあつては、クロスボウ射撃資格認定証）を返納しようとする者は、別記様式第三十六号の銃砲等又は刀剣類所持許可証等返納届出書に当該許可証（法第九条の十五第二項において準用する場合にあつては、年少射撃資格認定証）又は教習資格認定証（法第九条の十

ことができる。

（新たな許可証の交付）

第三十五条 〔同上〕

一項を加える。】

2|| 前項に規定する者は、当該許可又は許可の更新の申請の際に本人の写真二枚を住所地を管轄する都道府県公安委員会に提出しなければならない。

（許可証等の返納の手続）

第三十六条 法第八条第三項（法第九条の十五第二項において準用する場合を含む。）又は第九条の五第三項（法第九条の十第三項において準用する場合を含む。）の規定により許可証（法第九条の十五第二項において準用する場合にあつては、年少射撃資格認定証）又は教習資格認定証（法第九条の十第三項において準用する場合にあつては、練習資格認定証）を返納しようとする者は、別記様式第三十六号の銃砲刀剣類所持許可証等返納届出書に当該許可証（法第九条の十五第二項において準用する場合にあつては、年少射撃資格認定証）又は教習資格認定証（法第九条の十第三項において準用する場合にあつては、練習資格認定証）を添えて、住所地又は法人の事業場の所在地を管轄す

第三項において準用する場合にあつては、銃器資格認定証、法第九条の十六第三項において準用する場合にあつてはクロスボウ射撃資格認定証を添えて、住所地又は法人の事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に提出するものとする。この場合において、許可が失効したことにより許可証を返納しようとする者は、譲受人の譲受書等当該許可が失効した理由を明らかにした書類を添えなければならない。

(仮領圖書)

第三十八条 法第八条第七項、第八条の二第三項、第九条の八第三項、第九条の十二第三項、第十一条第八項若しくは第九項、第十一条の二第一項から第三項まで、第二十五条第二項又は第二十六条第二項の規定による仮領置は、別記様式第三十八号の仮領圖書を交付して行うものとする。この場合において、当該仮領置に係る銃砲若しくは刀剣類又は拳銃部品が法第十三条の三第一項又は第三項の規定により保管されたものであるときは、第九十六条に規定する保管書の交付を受けた者に対し、当該保管書の返還を求めらるものとする。

(仮領置した銃砲若しくは刀剣類又は拳銃部品の返還)

第三十九条 法第八条第八項、第八条の二第三項、第九条の八第四項、第九条の十二第三項、第十一条第十項又は第十一条の二第四項の規定による返還の申請をしようとする者は、別記様式第三十九号の銃砲等又は刀剣類返還申請書を当該銃砲等若しくは刀剣類又は拳銃部品を保管する都道府県公安委員会に提出しなければならない。この場合において、返還の申請をしようとする者が仮領置に係る銃砲等若しくは刀剣類又は拳銃部品の売渡し、贈与、返還等を受けた者であるときは、当該売渡し、贈与、返還等を証明する書類を添えなければならない。

る都道府県公安委員会に提出するものとする。この場合において、許可が失効したことにより許可証を返納しようとする者は、譲受人の譲受書等当該許可が失効した理由を明らかにした書類を添えなければならない。

(仮領圖書)

第三十八条 法第八条第七項、第八条の二第三項、第九条の八第三項、第九条の十二第三項、第十一条第七項若しくは第八項、第十一条の二第一項から第三項まで、第二十五条第二項又は第二十六条第二項の規定による仮領置は、別記様式第三十八号の仮領圖書を交付して行うものとする。この場合において、当該仮領置に係る銃砲若しくは刀剣類又は拳銃部品が法第十三条の三第一項又は第三項の規定により保管されたものであるときは、第九十六条に規定する保管書の交付を受けた者に対し、当該保管書の返還を求めらるものとする。

(仮領置した銃砲若しくは刀剣類又は拳銃部品の返還)

第三十九条 法第八条第八項、第八条の二第三項、第九条の八第四項、第九条の十二第三項、第十一条第九項又は第十一条の二第四項の規定による返還の申請をしようとする者は、別記様式第三十九号の銃砲刀剣類返還申請書を当該銃砲等若しくは刀剣類又は拳銃部品を保管する都道府県公安委員会に提出しなければならない。この場合において、返還の申請をしようとする者が仮領置に係る銃砲等若しくは刀剣類又は拳銃部品の売渡し、贈与、返還等を受けた者であるときは、当該売渡し、贈与、返還等を証明する書類を添えなければならない。

2 法第二十五条第四項の規定による返還の申請をしようとする者は、別記様式第三十九号の銃砲等又は刀剣類返還申請書に、銃砲等又は刀剣類を所持していた者からの売渡し、贈与、返還等を証明する書類を添えて、当該銃砲等又は刀剣類を保管する警察署長に提出しなければならない。

3 前二項の返還の申請をしようとする者は、これらの規定により提出する書類に添えて、当該銃砲等若しくは刀剣類又は拳銃部品を適法に所持することができる者であることを明らかにした書類を提出しなければならない。

第四十条 法第八条第八項、第八条の二第三項、第九条の八第四項、第九条の十二第三項、第十一条第十項若しくは第十二項、第十一条の二第四項、第二十五条第三項若しくは第四項又は第二十六条第五項の規定による返還は、仮領圖書及び別記様式第四十号の受領書と引換えに行うものとする。

(売却した代金の交付)

第四十一条 法第八条第九項（法第八条の二第四項、第九条の八第五項、第九条の十二第四項、第十一条第十二項及び第十一条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定により売却した代金を交付する場合においては、仮領圖書及び代金領収書と引換えに代金明細書を交付して行うものとする。

(銃撃指導員の基準)

第四十二条 法第九条の三第二項の内閣府令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 〔略〕

2 法第二十五条第四項の規定による返還の申請をしようとする者は、別記様式第三十九号の銃砲刀剣類返還申請書に、銃砲又は刀剣類を所持していた者からの売渡し、贈与、返還等を証明する書類を添えて、当該銃砲又は刀剣類を保管する警察署長に提出しなければならない。

3 前二項の返還の申請をしようとする者は、これらの規定により提出する書類に添えて、当該銃砲等若しくは刀剣類又は拳銃部品を適法に所持することができる者であることを明らかにした書類を提出しなければならない。

第四十条 法第八条第八項、第八条の二第三項、第九条の八第四項、第九条の十二第三項、第十一条第九項若しくは第十二項、第十一条の二第四項、第二十五条第三項若しくは第四項又は第二十六条第五項の規定による返還は、仮領圖書及び別記様式第四十号の受領書と引換えに行うものとする。

(売却した代金の交付)

第四十一条 法第八条第九項（法第八条の二第四項、第九条の八第五項、第九条の十二第四項、第十一条第十一項及び第十一条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定により売却した代金を交付する場合においては、仮領圖書及び代金領収書と引換えに代金明細書を交付して行うものとする。

(銃撃指導員の基準)

第四十二条 〔同上〕

一 〔同上〕

一 銃砲、火薬類及び炸薬に関する法令を遵守し、猟銃等射撃指導員として相応な知識を有する者であること。

【三〇五 略】

2 【略】

(クロスボウ射撃指導員の基準)

第四十二条の二 法第九条の三の二第一項の内閣府令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 二十歳以上の者であること。
- 二 クロスボウに関する法令を遵守し、クロスボウ射撃指導員として相応な知識を有する者であること。
- 三 法第四条第二項第一号又は第五号の三の規定による許可を受けて、クロスボウを二年以上継続して所持している者であること。
- 四 クロスボウの所持に関する法令及びクロスボウの使用、保管等の取扱いについて、相応な知識を有する者であること。
- 五 クロスボウの操作及び射撃について、相応に習熟している者であること。

(射撃指導員の指定の申請の手続)

第四十三条 法第九条の三第一項の規定による猟銃等射撃指導員の指定又は法第九条の三の二第一項の規定によるクロスボウ射撃指導員の指定を受けようとする者は、別記様式第四十一号の射撃指導員指定申請書を住所地を管轄する都道府県公安委員会に提出するものとする。この場合において、第四十一条第一号括弧書きの規定による推薦を受けた者は、同条第二項において準用する第十二条第一項前段の規定により交付を受けた推薦書を添えなければならない。

一 銃砲、火薬類及び炸薬に関する法令を遵守し、射撃指導員として相応な知識を有する者であること。

【三〇五 同上】

2 【同上】

【条を加える。】

(射撃指導員の指定の申請の手続)

第四十三条 法第九条の三第一項の規定による射撃指導員の指定を受けようとする者は、別記様式第四十一号の射撃指導員指定申請書を住所地を管轄する都道府県公安委員会に提出するものとする。この場合において、前条第一項第一号括弧書きの規定による推薦を受けた者は、前条第二項において準用する第十二条第一項前段の規定により交付を受けた推薦書を添えなければならない。

(射撃指導員の指定)

第四十四条 法第九条の三第一項の規定による猟銃等射撃指導員の指定又は法第九条の三の二第一項の規定によるクロスボウ射撃指導員の指定は、別記様式第四十二号の射撃指導員指定書を交付して行うものとする。

(射撃指導員の指定の解除)

第四十五条 法第九条の三第二項の規定による猟銃等射撃指導員の指定の解除又は法第九条の三の二第二項の規定によるクロスボウ射撃指導員の指定の解除は、別記様式第四十三号の射撃指導員指定解除通知書を交付して行うものとする。

(射撃指導員の氏名等の変更の届出)

第四十六条 猟銃等射撃指導員又はクロスボウ射撃指導員は、第四十三条の射撃指導員指定申請書の記載事項に変更を生じた場合においては、別記様式第四十四号の射撃指導員指定申請書記載事項変更届出書に当該射撃指導員指定書及び住民票の写しを添えて、速やかにその者の住所を管轄する都道府県公安委員会に提出しなければならない。

2 猟銃等射撃指導員又はクロスボウ射撃指導員は、第四十四条の射撃指導員指定書を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損した場合は、これを交付した都道府県公安委員会にその再交付を申請することができる。

(年少射撃資格認定申請書の添付書類等)

第七十六条 法第九条の十三第二項の内閣府令で定める添付書類は、次に掲げるとおりとする。

【一〇三 略】

(射撃指導員の指定)

第四十四条 法第九条の三第一項の規定による射撃指導員の指定は、別記様式第四十二号の射撃指導員指定書を交付して行うものとする。

(射撃指導員の指定の解除)

第四十五条 法第九条の三第二項の規定による射撃指導員の指定の解除は、別記様式第四十三号の射撃指導員指定解除通知書を交付して行うものとする。

(射撃指導員の氏名等の変更の届出)

第四十六条 射撃指導員は、第四十三条の射撃指導員指定申請書の記載事項に変更を生じた場合においては、別記様式第四十四号の射撃指導員指定申請書記載事項変更届出書に当該射撃指導員指定書及び住民票の写しを添えて、速やかにその者の住所を管轄する都道府県公安委員会に提出しなければならない。

2 射撃指導員は、第四十四条の射撃指導員指定書を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損した場合は、これを交付した都道府県公安委員会にその再交付を申請することができる。

(年少射撃資格認定申請書の添付書類等)

第七十六条 【同上】

【一〇三 同上】

四 申請人を監督することについての法第四条第一項第五号の二の規定による許可を受けた銃砲等射撃指導員の同意書

2 法第九条の十三第二項の規定により年少射撃資格の認定を受けようとする者は、次に掲げる書類を提示しなければならない。

一 第八十一条に規定する年少射撃資格講習修了証明書

二 次条に規定する年少射撃資格認定証（現に年少射撃資格の認定を受けている場合に限る。）

三 申請人を監督することとなる法第四条第一項第五号の二の規定による許可を受けた銃砲等射撃指導員の当該許可に係る許可証の写し（年少射撃資格認定証の書換えの申請）

第七十八条 第三十二条の規定は、法第九条の十三第三項において準用する法第七条第二項の規定により年少射撃資格認定証の書換えを受けようとする者について準用する。この場合において、第三十二条第一項中「別記様式第三十四号の銃砲等又は刀剣類所持許可証書換申請書」とあるのは「別記様式第六十六号の年少射撃資格認定証書換申請書」と、「住所地又は法人の事業場の所在地」とあるのは「住所地」と、同条第三項中「申請人が法第四条第一項第一号又は第四号（空気銃銃に係る部分に限る。）の規定による許可を受けた者で都道府県公安委員会」とあるのは「都道府県公安委員会」と読み替えるものとする。

（クロスボウ射撃資格認定証の様式）

第八十二条の二 法第九条の十六第二項のクロスボウ射撃資格認定証は、別記様式第六十九号の二のとおりとする。

（クロスボウ射撃資格認定証の書換え又は再交付の申請）

四 申請人を監督することについての法第四条第一項第五号の二の規定による許可を受けた射撃指導員の同意書

2 〔同上〕

一 第八十一条に掲げる年少射撃資格講習修了証明書

二 次条に掲げる年少射撃資格認定証（現に年少射撃資格の認定を受けている場合に限る。）

三 申請人を監督することとなる法第四条第一項第五号の二の規定による許可を受けた射撃指導員の当該許可に係る許可証の写し（年少射撃資格認定証の書換えの申請）

第七十八条 第三十二条の規定は、法第九条の十三第三項において準用する法第七条第二項の規定により年少射撃資格認定証の書換えを受けようとする者について準用する。この場合において、第三十二条第一項中「別記様式第三十四号の銃砲刀剣類所持許可証書換申請書」とあるのは「別記様式第六十六号の年少射撃資格認定証書換申請書」と、「住所地又は法人の事業場の所在地」とあるのは「住所地」と、同条第三項中「申請人が法第四条第一項第一号又は第四号（空気銃銃に係る部分に限る。）の規定による許可を受けた者で都道府県公安委員会」とあるのは「都道府県公安委員会」と読み替えるものとする。

〔条を加える。〕

第八十二条の三 第二十二條第一項の規定は、法第九条の十六第二項において準用する法第五条の三第三項の規定によりクロスボウ射撃資格認定証の書換えを受けようとする者について準用する。

2 第二十二條第二項の規定は、法第九条の十六第三項において準用する法第五条の三第三項の規定によりクロスボウ射撃資格認定証の再交付を受けようとする者について準用する。

（危害予防上必要な措置が執られている場所）

第八十二条の四 法第十条第二項第二号の二の危害予防上必要な措置が執られている場所として内閣府令で定めるものは、別表第二の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる措置のいずれもが執られている場所とする。

（銃砲の保管の設備及び方法の基準）

第八十三条 銃砲の保管に係る法第十条の四第二項の内閣府令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。ただし、保管に係る銃砲が銃銃及び空気銃以外の銃砲である場合においては、その種類及び許可の用途に応じ適切な設備及び方法をもつてこれに代えることができる。

〔一・二 略〕

（クロスボウの保管の設備及び方法の基準）

第八十三条の二 クロスボウの保管に係る法第十条の四第二項の内閣府令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 保管の設備は、次に掲げる要件を備えていること。

イ 金属製ロッカーその他容易に破壊することができない構造を有するものであること。

ロ 確実に施錠できる錠を備えていること。

〔条を加える。〕

〔条を加える。〕

（銃砲の保管の設備及び方法の基準）

第八十三条 法第十条の四第二項の内閣府令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。ただし、保管に係る銃砲が銃銃及び空気銃以外の銃砲である場合においては、その種類及び許可の用途に応じ適切な設備及び方法をもつてこれに代えることができる。

〔一・二 同上〕

〔条を加える。〕

- ハ 管理上支障のない場所にあること。
 - ニ 容易に持ち運びができないこと。
 - 一 保管の方法は、次に掲げる要件に該当すること。
 - イ クロスボウを前号の保管の設備に確実に施設して保管すること。
 - ロ 前号の保管の設備を常に点検し、同号の基準に適合するように維持すること。
- (保管の委託を受けた拳銃、拳銃部品又は拳銃薬包の保管の方法等)

第八十五条 法第十条の五第一項の規定により拳銃、拳銃部品又は拳銃薬包の保管の委託を受けた者は、次に掲げることにより、拳銃、拳銃部品又は拳銃薬包を保管しなければならない。

- 一 [略]
 - 二 拳銃、拳銃部品又は拳銃薬包を収納する格納庫は、人が常に看守することができる場所に置くこと。
 - [三・四 略]
- (保管業の届出)

第九十条 法第十条の八第一項又は第二項の規定により都道府県公安委員会に届け出ようとする者は、別記様式第七十号の保管業届出書二通を事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に提出するものとする。

2 前項に規定する届出をした者は、当該届出書の記載事項に変更を生じた場合においては、別記様式第七十号の保管業届出書二通に、当該変更事項を朱書きして事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に

- ハ 管理上支障のない場所にあること。
 - ニ 容易に持ち運びができないこと。
 - 一 保管の方法は、次に掲げる要件に該当すること。
 - イ クロスボウを前号の保管の設備に確実に施設して保管すること。
 - ロ 前号の保管の設備を常に点検し、同号の基準に適合するように維持すること。
- (保管の委託を受けたけん銃、けん銃部品又はけん銃薬包の保管の方法等)

第八十五条 法第十条の五第一項の規定によりけん銃、けん銃部品又はけん銃薬包の保管の委託を受けた者は、次に掲げることにより、けん銃、けん銃部品又はけん銃薬包を保管しなければならない。

- 一 [同上]
 - 二 けん銃、けん銃部品又はけん銃薬包を収納する格納庫は、人が常に看守することができる場所に置くこと。
 - [三・四 同上]
- (拳銃等保管業の届出)

第九十条 法第十条の八第一項の規定により都道府県公安委員会に届け出ようとする者は、別記様式第七十号の拳銃等保管業届出書二通を事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に提出するものとする。

2 前項に規定する届出をした者は、当該届出書の記載事項に変更を生じた場合においては、別記様式第七十号の拳銃等保管業届出書二通に、当該変更事項を朱書きして事業場の所在地を管轄する都道府県公安委

- 3 [略]
- 4 第一項に規定する届出をした者は、その届出に係る業務を廃止した場合においては、別記様式第七十二号の保管業廃止届出書を事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に提出しなければならない。

(保管の委託を受けた拳銃等の保管の設備及び方法の基準)

第九十一条 法第十条の八第三項において準用する法第九条の七第二項の内閣府令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 [略]
- 二 保管の方法は、次に掲げる要件に該当すること。
- [イ・ロ 略]
- ハ 責任者を定めて、別記様式第七十二号の保管登記簿に所要の事項を記載させること。
- ニ ハの保管登記簿は、最終の記載をした日から起算して三年を経過するまでの間保存しておくこと。

ホ [略]

(保管の委託を受けたクロスボウの保管の設備及び方法の基準)

第九十一条の二 法第十条の八の二第三項において準用する法第九条の七第二項の内閣府令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 保管の設備は、次に掲げる要件を備えていること。
- イ 金属製ロッカーその他容易に破壊することができない構造を有するものであること。
- ロ 確実に施錠できる錠を備えていること。

- 3 [同上]
- 4 第一項に規定する届出をした者は、その届出に係る業務を廃止した場合においては、別記様式第七十二号の拳銃等保管業廃止届出書を事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に提出しなければならない。

(保管の委託を受けた拳銃等の保管の設備及び方法の基準)

第九十一条 法第十条の八第三項において準用する法第九条の七第二項の内閣府令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 [同上]
- 二 保管の方法は、次に掲げる要件に該当すること。
- [イ・ロ 同上]
- ハ 責任者を定めて、別記様式第七十二号の拳銃等保管登記簿に所要の事項を記載させること。
- ニ ハの拳銃等保管登記簿は、最終の記載をした日から起算して三年を経過するまでの間保存しておくこと。

ホ [同上]

[案を加える。]

- ハ 管理上支障のない場所にあること。
 - ニ 容易に持ち運びができないこと。
- ホ 当該設備又はその付近に非常の際外部に通報することができる装置を備えていること。
- 二 保管の方法は、次に掲げる要件に該当すること。
- イ 保管の委託を受けたクロスボウを前号の保管の設備に確実に施錠して保管すること。
 - ロ 前号の保管の設備を常に点検し、同号の基準に適合するように維持すること。
- ハ 責任者を定めて、別記様式第七十二号の保管委託簿に所定の事項を記載させること。
- ニ ハの保管委託簿は、最終の記載をした日から起算して二年を経過するまでの間保存しておくこと。
- ホ 保管の委託を受ける場合は、保管を委託しようとする者に対し、当該保管の委託を受けるクロスボウの所持の許可に係る許可証の提示を求め、当該保管の委託を受けるクロスボウの所持の許可に係る許可証の交付を受けていることを確認すること。

(電磁的方法による保存)

第九十二条 第九十一条第一号ハ又は前条第二号ハに規定する保管委託簿に記載することとされている事項が電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもつて第九十一条第二号ニ又は前条第二号ニに規定する保管委託簿の保存に代えることができる。

(電磁的方法による保存)

第九十二条 前条第一号ハに規定する猟銃等保管委託簿に記載することとされている事項が電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもつて同号ニに規定する猟銃等保管委託簿の保存に代えることができる。

(保管業務の廃止又は停止の命令)

第九十三条 法第十条の八第三項又は第十條の八の二第三項の規定による保管業務の廃止又は停止の命令は、別記様式第七十三号の保管業務廃止等命令書を作成して行うものとする。

(照会書)

第九十五条 都道府県公安委員会は、法第十三条の二の規定による照会を書面により行うときは、別記様式第七十五号の銃砲等又は刀剣類関係事項照会書を用いるものとする。

(保管した銃砲等若しくは刀剣類又は銃砲部品の返還)

第九十七条 法第十三条の三第三項又は第四項の規定による返還は、保管書及び別記様式第四十号の受領書と可換えに行うものとする。

(確認又は許可証の提示の方法)

第九十八条 法第二十一条の二第二項及び第三項に規定する内閣府令で定める方法は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

- 一 譲受人又は借受人(以下「譲受人等」という。)が法第三条第一項第二号の二、第四号の六、第四号の七、第八号、第十二号又は第十四号に該当することを確認する場合、次のいずれかによる方法
 - イ 譲受人等に対して法第三条第二項第二号の二、第四号の六、第四号の七、第八号、第十二号又は第十四号に掲げる銃砲等又は刀剣類(以下「特定銃砲刀剣類」という。)を、譲受人等又はその使用人に直接交付することにより譲り渡し、又は貸し付ける場合にあつては、当該譲受人等が銃砲等若しくは刀剣類の管理に係る職務を行う国若しくは地方公共団体の職員であることを証明す

(保管業務の廃止又は停止の命令)

第九十三条 法第十条の八第三項の規定による保管業務の廃止又は停止の命令は、別記様式第七十三号の猟銃等保管業務廃止等命令書を作成して行うものとする。

(照会書)

第九十五条 都道府県公安委員会は、法第十三条の二の規定による照会を書面により行うときは、別記様式第七十五号の銃砲刀剣関係事項照会書を用いるものとする。

(保管した銃砲等若しくは刀剣類又は銃砲部品の返還)

第九十七条 「同上」

(確認又は許可証の提示の方法)

第九十八条 「同上」

- 一 譲受人又は借受人(以下「譲受人等」という。)が法第三条第二項第二号の二、第四号の四、第四号の五、第八号又は第十二号に該当することを確認する場合は、次のいずれかによる方法
 - イ 譲受人等に対して法第三条第二項第二号の二、第四号の四、第四号の五、第八号又は第十二号に掲げる銃砲又は刀剣類(以下「特定銃砲刀剣類」という。)を、譲受人等又はその使用人に直接交付することにより譲り渡し、又は貸し付ける場合にあつては、当該譲受人等が銃砲等若しくは刀剣類の管理に係る職務を行う国若しくは地方公共団体の職員であることを証明する書類、当該譲受

る書類、当該譲受人等に係る教習射撃場指定書若しくは練習射撃場指定書、当該譲受人等が武器等製造法の猟銃等販売事業者であることを証明する書類又は当該譲受人等に係る銃砲刀剣類製造等届出書(以下「証明書類」と総称する。)(使用人である場合にあつては、当該証明書類及び当該譲受人等の使用人であることを証明する書類)の提示を受け、及び当該譲受人等が職務又は業務のために当該特定銃砲刀剣類等を所持しようとする旨の説明を受ける方法

ロ 譲受人等に対して貨物自動車運送事業者(貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)第二条第三項の一般貨物自動車運送事業又は同条第三項の特定貨物自動車運送事業を営む者をいう。以下同じ。)の行方運送を利用することにより特定銃砲刀剣類等を譲り渡し、又は貸し付ける場合(へに掲げる場合を除く。)(にあつては、当該利用の前に証明書類の提示又はその写しの送付を受け、及び当該譲受人等が職務又は業務のために当該特定銃砲刀剣類等を所持しようとする旨の説明を受け、並びに当該貨物自動車運送事業者に当該特定銃砲刀剣類等の交付の相手方が当該譲受人等又はその使用人であることを当該証明書類(使用人である場合にあつては、当該証明書類及び当該譲受人等の使用人であることを証明する書類)により確認させる方法

ハ 譲受人等に対してイ又はロの方法により譲渡し又は貸付けを行った日から三年を経過する目前に、当該譲受人等に対して貨物自動車運送事業者の行方運送を利用することにより当該譲渡し又は貸付けと同一の証明書類に係る特定銃砲刀剣類等を譲り渡し、又は

人等に係る教習射撃場指定書若しくは練習射撃場指定書、当該譲受人等が武器等製造法の猟銃等販売事業者であることを証明する書類又は当該譲受人等に係る銃砲刀剣類製造等届出書(以下「証明書類」と総称する。)(使用人である場合にあつては、当該証明書類及び当該譲受人等の使用人であることを証明する書類)の提示を受け、及び当該譲受人等が職務又は業務のために当該特定銃砲刀剣類等を所持しようとする旨の説明を受ける方法

ロ 譲受人等に対して貨物自動車運送事業者(貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)第二条第三項の一般貨物自動車運送事業又は同条第三項の特定貨物自動車運送事業を営む者をいう。以下同じ。)の行方運送を利用することにより特定銃砲刀剣類等を譲り渡し、又は貸し付ける場合(へに掲げる場合を除く。)(にあつては、当該利用の前に証明書類の提示又はその写しの送付を受け、及び当該譲受人等が職務又は業務のために当該特定銃砲刀剣類等を所持しようとする旨の説明を受け、並びに当該貨物自動車運送事業者に当該特定銃砲刀剣類等の交付の相手方が当該譲受人等又はその使用人であることを当該証明書類(使用人である場合にあつては、当該証明書類及び当該譲受人等の使用人であることを証明する書類)により確認させる方法

ハ 譲受人等に対してイ又はロの方法により譲渡し又は貸付けを行った日から三年を経過する目前に、当該譲受人等に対して貨物自動車運送事業者の行方運送を利用することにより当該譲渡し又は貸付けと同一の証明書類に係る特定銃砲刀剣類等を譲り渡し、又は

は貸し付ける場合にあつては、当該利用の前に当該証明書類の内容に変更がない旨及び当該譲受人等が職務又は業務のために当該特定銃砲刀剣類等を所持しようとする旨の説明を受け、並びに当該貨物自動車運送事業者に当該特定銃砲刀剣類等の交付の相手方が当該譲受人等又はその使用人であることを当該証明書類(使用人である場合にあつては、当該証明書類及び当該譲受人等の使用人であることを証明する書類)により確認させる方法

二 譲受人等から法第七条第一項の許可証の提示を受ける場合 次のいずれかによる方法

イ 譲受人等に対して銃砲又は刀剣類を直接譲り渡し、又は貸し付ける場合にあつては、当該銃砲又は刀剣類に係る許可証の提示を受ける方法

ロ 譲受人等に対して貨物自動車運送事業者の行方運送を利用することにより銃砲又は刀剣類を譲り渡し、又は貸し付ける場合にあつては、当該利用の前に当該銃砲又は刀剣類に係る許可証の提示又は送付を受け、及び当該貨物自動車運送事業者に当該銃砲又は刀剣類の交付の相手方が当該譲受人等であることを道路交法第九十二条第一項に規定する運転免許証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第七項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法(平成三年法律第七十一号)第七条第二項に規定する特別永住者証明書

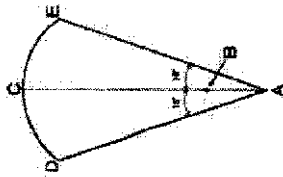
は貸し付ける場合にあつては、当該利用の前に当該証明書類の内容に変更がない旨及び当該譲受人等が職務又は業務のために当該特定銃砲刀剣類等を所持しようとする旨の説明を受け、並びに当該貨物自動車運送事業者に当該特定銃砲刀剣類等の交付の相手方が当該譲受人等又はその使用人であることを当該証明書類(使用人である場合にあつては、当該証明書類及び当該譲受人等の使用人であることを証明する書類)により確認させる方法

二 「同上」

イ 譲受人等に対して銃砲又は刀剣類を直接譲り渡し、又は貸し付ける場合にあつては、当該銃砲又は刀剣類に係る許可証の提示を受ける方法

ロ 譲受人等に対して貨物自動車運送事業者の行方運送を利用することにより銃砲又は刀剣類を譲り渡し、又は貸し付ける場合にあつては、当該利用の前に当該銃砲又は刀剣類に係る許可証の提示又は送付を受け、及び当該貨物自動車運送事業者に当該銃砲又は刀剣類の交付の相手方が当該譲受人等であることを道路交法第九十二条第一項に規定する運転免許証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第七項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法(平成三年法律第七十一号)第七条第二項に規定する特別永住者証明書(旅券

別表第2の別図



A	射撃をする者の位置
B	標的の中心
AC	使用する矢の最大到達距離
弧DE	Aを中心とし、ACを半径とする弧
扇形ADE	危険区域

- を除いた区域。次号及び第三号において同じ。）について、正当な権原に基づいて関係者以外の者が立ち入ることが禁止されていること。
- 一 危険区域の周囲に柵り紙等を用いて当該危険区域に立ち入ってはならない旨の表示がされていること。
 - 二 危険区域のうち発射された矢が頻繁に通過する部分に、電線等の架設物がないこと。
 - 三 標的の後方であつて、発射された矢の通常到達する場所に、当該矢の衝突による衝撃に耐えることができる材質のものでできているバンストップがあること。

別表第三 第四三條関係

区分	構造等
回転式 銃身に類似する物	銃身に相当する部分の基部に別図一に示す構造、材質及び大きさの金属（以下「インサート」という。）が別図二のとおり鑄込まれているものであつて、彈倉に相当する部分の内部に別図三に示す形状、材質及び大きさの金属が別図四のとおり二以上鑄込まれ、かつ、薬室に相当する部分相互間の隔壁が別図五のとおり切断されているもの 銃身に相当する部分の基部にインサートが別図二のとおり鑄込まれ、かつ、彈倉に相当する部分に薬室に相当する部分がないもの
自動薬庫式 銃身に類似する物	彈倉に相当する部分の直径が三センチメートル以下のもの 玩具彈火である巻玉を使用する構造を有し、かつ、全長が十八センチメートル以下のもの 銃身（薬室を除く。）に相当する部分の基部にインサートが別図

別表第二 第四四條関係

区分	構造等
けん銃に類似する物	銃身に相当する部分の基部に別図一に示す構造、材質及び大きさの金属（以下「インサート」という。）が別図二のとおり鑄込まれているものであつて、彈倉に相当する部分の内部に別図三に示す形状、材質及び大きさの金属が別図四のとおり二以上鑄込まれ、かつ、薬室に相当する部分相互間の隔壁が別図五のとおり切断されているもの 銃身に相当する部分の基部にインサートが別図二のとおり鑄込まれ、かつ、彈倉に相当する部分に薬室に相当する部分がないもの
自動薬てん けん銃に類似する物	彈倉に相当する部分の直径が三センチメートル以下のもの けん銃彈火である巻玉を使用する構造を有し、かつ、全長が十八センチメートル以下のもの 銃身（薬室を除く。）に相当する部分の基部にインサートが別図

銃身に類似する物	銃身に相当する部分とが一体として鑄造されているもの 薬室に相当する部分にインサートが別図二のとおり鑄込まれているもの
引き金に相当する部分とスライド又は遊底に相当する部分とが直接連動するもの	銃身（薬室を除く。）に相当する部分の基部にインサートが別図六のとおり鑄込まれているもの
銃身、機關部体及びスライドに相当する部分又は銃身、機關部体、尾筒及び遊底に相当する部分が対称面により分解することができるもの	銃身に相当する部分と機關部体又は尾筒に相当する部分とが一体として作られ、かつ、全長が十八センチメートル以下のもの 玩具彈火である巻玉を使用する構造を有し、かつ、全長が十八センチメートル以下のもの

銃身に類似する物	銃身に相当する部分とが一体として鑄造されているもの 薬室に相当する部分にインサートが別図二のとおり鑄込まれているもの
引き金に相当する部分とスライド又は遊底に相当する部分とが直接連動するもの	銃身（薬室を除く。）に相当する部分の基部にインサートが別図六のとおり鑄込まれているもの
銃身、機關部体及びスライドに相当する部分又は銃身、機關部体、尾筒及び遊底に相当する部分が対称面により分解することができるもの	銃身に相当する部分と機關部体又は尾筒に相当する部分とが一体として作られ、かつ、全長が十八センチメートル以下のもの けん銃彈火である巻玉を使用する構造を有し、かつ、全長が十八センチメートル以下のもの

表1 (個人情報)

氏名	
性別	
生年月日	
住所	
電話番号	
メールアドレス	
職業	
所属団体	
その他	

表2 (個人情報)

氏名	
性別	
生年月日	
住所	
電話番号	
メールアドレス	
職業	
所属団体	
その他	

表3 (個人情報)

氏名	
性別	
生年月日	
住所	
電話番号	
メールアドレス	
職業	
所属団体	
その他	

表4 (個人情報)

氏名	
性別	
生年月日	
住所	
電話番号	
メールアドレス	
職業	
所属団体	
その他	

[様式を加える]

表5 (個人情報)

氏名	
性別	
生年月日	
住所	
電話番号	
メールアドレス	
職業	
所属団体	
その他	

表6 (個人情報)

氏名	
性別	
生年月日	
住所	
電話番号	
メールアドレス	
職業	
所属団体	
その他	

表7 (個人情報)

氏名	
性別	
生年月日	
住所	
電話番号	
メールアドレス	
職業	
所属団体	
その他	

(1) 表

1	2	3	4
5	6	7	8
9	10	11	12
13	14	15	16
17	18	19	20

CAUTION

When you use this form, all entries will be printed on the back of the form. If you are using the form with a printer, please use the back of the form for printing. If you are using the form with a typewriter, please use the front of the form for printing. If you are using the form with a computer, please use the front of the form for printing. If you are using the form with a scanner, please use the front of the form for printing. If you are using the form with a copier, please use the front of the form for printing. If you are using the form with a fax machine, please use the front of the form for printing. If you are using the form with a telephone, please use the front of the form for printing. If you are using the form with a video camera, please use the front of the form for printing. If you are using the form with a video recorder, please use the front of the form for printing. If you are using the form with a video player, please use the front of the form for printing. If you are using the form with a video projector, please use the front of the form for printing. If you are using the form with a video screen, please use the front of the form for printing. If you are using the form with a video monitor, please use the front of the form for printing. If you are using the form with a video camera, please use the front of the form for printing. If you are using the form with a video recorder, please use the front of the form for printing. If you are using the form with a video player, please use the front of the form for printing. If you are using the form with a video projector, please use the front of the form for printing. If you are using the form with a video screen, please use the front of the form for printing. If you are using the form with a video monitor, please use the front of the form for printing.

(2) 表

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
41	42	43	44	45	46	47	48	49	50
51	52	53	54	55	56	57	58	59	60
61	62	63	64	65	66	67	68	69	70
71	72	73	74	75	76	77	78	79	80
81	82	83	84	85	86	87	88	89	90
91	92	93	94	95	96	97	98	99	100

(3) 表

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
41	42	43	44	45	46	47	48	49	50
51	52	53	54	55	56	57	58	59	60
61	62	63	64	65	66	67	68	69	70
71	72	73	74	75	76	77	78	79	80
81	82	83	84	85	86	87	88	89	90
91	92	93	94	95	96	97	98	99	100

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
41	42	43	44	45	46	47	48	49	50
51	52	53	54	55	56	57	58	59	60
61	62	63	64	65	66	67	68	69	70
71	72	73	74	75	76	77	78	79	80
81	82	83	84	85	86	87	88	89	90
91	92	93	94	95	96	97	98	99	100

1. 本表は、(1)～(3)の表を、100行×10列の表として、縦向きに印刷する。

2. 表の印刷は、100行×10列の表として、縦向きに印刷する。

3. 表の印刷は、100行×10列の表として、縦向きに印刷する。

4. 表の印刷は、100行×10列の表として、縦向きに印刷する。

5. 表の印刷は、100行×10列の表として、縦向きに印刷する。

6. 表の印刷は、100行×10列の表として、縦向きに印刷する。

7. 表の印刷は、100行×10列の表として、縦向きに印刷する。

8. 表の印刷は、100行×10列の表として、縦向きに印刷する。

9. 表の印刷は、100行×10列の表として、縦向きに印刷する。

10. 表の印刷は、100行×10列の表として、縦向きに印刷する。

[様式を追加する。]

○国家公安委員会規則第二号

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十九号）の施行に伴い、及び警察法施行令（昭和二十九年政令第五百一十一号）第十三条第一項の規定に基づき、銃銃及び空気銃の取扱いに関する講習会及び年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関する事務の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年一月二十七日

国家公安委員会委員長 二之湯 智

銃銃及び空気銃の取扱いに関する講習会及び年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定に関する規則の一部を改正する規則

銃銃及び空気銃の取扱いに関する講習会及び年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定に関する規則（平成二十一年国家公安委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。次条において同じ）の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄にそれぞれ掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のもは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後

銃銃及び空気銃の取扱いに関する講習会等の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定に関する規則

（指定の基準等）

- 1 銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号。以下「令」という。）第十九条第二項、第十九条の四第二項又は第三十一条第二項の規定による指定（第八条までにおいて単に「指定」という。）は、指定を受けようとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）の申請に基づき行うものとする。
- 2 指定の基準は、次のとおりとする。
 - 一 令第十九条第一項、第十九条の四第一項又は第三十一条第一項に規定する事務（以下「講習事務」という。）の実施に関し、適切な計画が定められていること。

（二）四 略

（電磁的記録媒体による手続）

第九条 次の各号に掲げる書類の当該各号に定める規定による提出については、当該書類の提出に代えて当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。）及び別記様式第一号の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

〔一〕八 略

〔項を削る。〕

〔項を削る。〕

改正前

銃銃及び空気銃の取扱いに関する講習会及び年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定に関する規則

（指定の基準等）

- 1 銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号。以下「令」という。）第十九条第二項又は第三十一条第二項の規定による指定（第八条までにおいて単に「指定」という。）は、指定を受けようとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）の申請に基づき行うものとする。
- 2 指定の基準は、次のとおりとする。
 - 一 令第十九条第一項又は第三十一条第一項に規定する事務（以下「講習事務」という。）の実施に関し、適切な計画が定められていること。

（二）四 同上

（フレキシブルディスクによる手続）

第九条 次の各号に掲げる書類の当該各号に定める規定による提出については、当該書類の提出に代えて当該書類に記載すべきこととされている事項を記録したフレキシブルディスク及び別記様式第一号のフレキシブルディスク提出票を提出することにより行うことができる。

〔一〕八 同上

- 2 前項のフレキシブルディスクは、産業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）に基づく日本産業規格（以下この条において「日本産業規格」という。）X六二二三に適合する九十三ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。
- 3 第一項の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従って行わなければならない。
 - 一 トラックフォーマットについては、日本産業規格X六二二五に規定する方式
 - 二 ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格X〇六〇五に規定する方式
 - 三 文字の符号化表現については、日本産業規格X〇二〇八八附属書一に規定する方式

- 4 第一項の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、日本産業規格X〇二〇一及びX〇二〇八に規定する図形文字並びに日本産業規格X〇二一一に規定する制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いて行わなければならない。

備考 表中の「」の記載は注記である。

別記様式第1号 (第9条関係)

電磁的記録媒体提出票

蒸気及び空気の取扱いに関する講習会等の開催に関する事務の一部を行
第2条第1項
第2条第2項の規定により提出す
第5条第1項
第5条第2項
 わせることができる者の指定に関する規則
 べき書類に記載することとされている事項を記録した電磁的記録媒体を以下
 のとおり提出します。
 本票に添付されている電磁的記録媒体に記録された事項は、事実と相違あり
 ません。

年 月 日

国家公安委員会殿

提出者 住 所
名 称

- 1 電磁的記録媒体に記録された事項
- 2 電磁的記録媒体と併せて提出される書類

備考 1 電磁的記録媒体に記録された事項欄には、電磁的記録媒体に記録されている事項を
 記録するとともに、2以上の電磁的記録媒体を提出するときは、電磁的記録媒体ごと
 に整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。
 2 電磁的記録媒体と併せて提出される書類欄には、本票に添付されている電磁的記録
 媒体に記録されている事項以外の事項を記載した書類を併せて提出する場合にあって
 は、その書類名を記載すること。
 3 不用の文字は、横線で消すこと。
 4 該当事項がない欄は、省略すること。
 5 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

「項を削る。」

別記様式第1号 (第9条関係)

フレキシブルディスク提出票

蒸気及び空気の取扱いに関する講習会及び年少射撃資格の限定のための
 講習会の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定に関する
第2条第1項
第2条第2項の規定により提出す
第5条第1項
第5条第2項
 べき書類に記載することとされている
 事項を記録したフレキシブルディスクを以下のとおり提出します。
 本票に添付されているフレキシブルディスクに記録された事項は、事実と
 相違ありません。

年 月 日

国家公安委員会殿

提出者 住 所
名 称

- 1 フレキシブルディスクに記録された事項
- 2 フレキシブルディスクと併せて提出される書類

備考 1 フレキシブルディスクに記録された事項欄には、フレキシブルディスクに記録され
 ている事項を記録するとともに、2枚以上のフレキシブルディスクを提出するときは、
 フレキシブルディスクごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を
 記載すること。
 2 フレキシブルディスクと併せて提出される書類欄には、本票に添付されているフレ
 キシブルディスクに記録されている事項以外の事項を記載した書類を併せて提出する
 場合にあっては、その書類名を記載すること。
 3 不用の文字は、横線で消すこと。
 4 該当事項がない欄は、省略すること。
 5 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

51
 第一項のフレキシブルディスクには、日本産業規格X六二二三に規定するラベル領域に、次
 に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。
 一 提出者の名称
 二 提出年月日

第二條 警察官等けん銃使用及び取扱いは規範の一部改正
次表より、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

警察官等拳銃使用及び取扱いは規範

目次

第一章 第五章 略

第六章 拳銃等の手入れ及び検査(第二十六条―第二十九条)

附則

(目的)

第一條 この規則は、警察官及び皇宮護衛官が拳銃を適正かつ的確に使用し、及び取り扱うため必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義等)

第二條 略

2 警察官職務執行法(昭和二十三年法律第三十六号、以下「法」といふ)第七条ただし書第一号に規定する「死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁錮にあたる兇悪な罪」に当たる罪を例示すると、次のとおりである。

- 一 一 二 略
- 二 前二号に掲げる罪のほか、人の生命又は身体に対して危害を及ぼすおそれがあり、かつ、凶器を携帯するなど著しく人を畏怖させるような方法によつて行われる罪として次に掲げるもの

「イ」ホ 略

へ 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第三十一条の三第一項の罪のうち当該拳銃等を携帯して行われる場合のもの、同法第三十一条の十一第一項第一号の罪のうち当該銃砲を携帯して行われる場合のもの及び同法第三十一条の十六第一項第一号の罪のうち当該銃砲又は刀剣類を携帯して行われる場合のもの

ト 略

(皇宮護衛官への準用)

第三條 第二章から第六章までの規定は、皇宮護衛官の拳銃の使用及び取扱いはについて準用する。

(あらかじめ拳銃を取り出しておくことができる場合)

第四條 警察官は、職務の執行に当たり拳銃の使用が予想される場合においては、あらかじめ拳銃を取り出しておくことができる。

2 前項の規定により拳銃を取り出しておく場合には、拳銃を奪取されることのないよう細心の注意を払うとともに、相手を殊更に刺激しないよう配慮しなければならない。

(拳銃を構えることができる場合)

第五條 警察官は、法第七条本文に規定する場合においては、相手に向けて拳銃を構えることができる。

2 前項の規定により拳銃を構える場合には、相手の人数、凶器の有無及び種類、犯罪の態様その他の事情に応じ、適切な構え方をとする。

改正前

警察官等けん銃使用及び取扱いは規範

目次

第一章 第五章 同上

第六章 けん銃等の手入れ及び検査(第二十六条―第二十九条)

附則

(目的)

第一條 この規則は、警察官及び皇宮護衛官がけん銃を適正かつ的確に使用し、及び取り扱うため必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義等)

第二條 同上

2 同上

- 一 一 二 同上
- 二 同上

「イ」ホ 同上

へ 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第三十一条の三第一項の罪のうち当該けん銃等を携帯して行われる場合のもの、第三十一条の十一第一項第一号の罪のうち当該銃砲を携帯して行われる場合のもの及び第三十一条の十六第一項第一号の罪のうち当該銃砲又は刀剣類を携帯して行われる場合のもの

ト 同上

(皇宮護衛官への準用)

第三條 第二章から第六章までの規定は、皇宮護衛官のけん銃の使用及び取扱いはについて準用する。

(あらかじめけん銃を取り出しておくことができる場合)

第四條 警察官は、職務の執行に当たりけん銃の使用が予想される場合においては、あらかじめけん銃を取り出しておくことができる。

2 前項の規定によりけん銃を取り出しておく場合には、けん銃を奪取されることのないよう細心の注意を払うとともに、相手を殊更に刺激しないよう配慮しなければならない。

(けん銃を構えることができる場合)

第五條 警察官は、法第七条本文に規定する場合においては、相手に向けてけん銃を構えることができる。

2 前項の規定によりけん銃を構える場合には、相手の人数、凶器の有無及び種類、犯罪の態様その他の事情に応じ、適切な構え方をとする。

（拳銃を撃つ場合の予告）

第六条 拳銃を撃とうとするときは、拳銃を撃つことを相手に予告するものとする。ただし、事態が急迫であつて予告するいとまのないとき又は予告することにより相手の違法行為等を誘発するおそれがあると認めるときは、この限りでない。

（威嚇射撃等を行うことができる場合）

第七条 警察官は、法第七条本文に規定する場合において、多衆を相手にするとき、相手に向けて拳銃を構えても相手が行為を中止しないと認めるときその他威嚇のため拳銃を撃つことが相手の行為を制止する手段として適当であると認めるときは、上空その他の安全な方向に向けて拳銃を撃つことができる。

2 前項の規定により威嚇射撃をする場合には、人に危害を及ぼし、又は損害を与えることのないよう、射撃の時機及び方向に注意するとともに、その回数も必要最小限にとどめるものとする。

3 事態が急迫であつて威嚇射撃をするいとまのないとき、威嚇射撃をしても相手が行為を中止しないと認めるとき又は周囲の状況に照らし人に危害を及ぼし、若しくは損害を与えるおそれがあると認めるときは、次条の規定による射撃に先立つて威嚇射撃をすることを要しない。

4 第一項に定めるもののほか、警察官は、法第七条本文に規定する場合においては、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度において、狂犬等の動物その他の物に向けて拳銃を撃つことができる。

（相手に向けて拳銃を撃つことができる場合）

第八条 警察官は、法第七条ただし書に規定する場合には、相手に向けて拳銃を撃つことができる。

2 前項の規定により拳銃を撃つときは、相手以外の者に危害を及ぼし、又は損害を与えないよう、事態の急迫の程度、周囲の状況その他の事情に応じ、必要な注意を払わなければならない。

（部隊組織及び複数により行動する場合）

第九条 多衆犯罪の鎮圧等のため、警察官が部隊組織により行動する場合において、第五条から前条までの規定により拳銃を使用するときは、その場の部隊指揮官の命令によらなければならない。ただし、状況が急迫で命令を受けるいとまのないときは、この限りでない。

2 前項に定めるもののほか、複数の警察官が共同で職務を遂行する場合において、第五条から前条までの規定による拳銃の使用が予想されるときは、相手の行為を制止する時機を失することのないよう、できる限り、拳銃の使用に係る適切な役割分担（前二条の規定による射撃を率先して行うべき警察官にはあらかじめ明確にその旨の任務を付与することその他の現場において拳銃の使用に係る判断を迅速かつ的確に行うため必要な役割の分担をいう。）の下で、拳銃の的確な使用に努めるものとする。

3 犯罪、事故等の発生等に際し、警察官をその現場に向かわせる職務を担当する者は、複数の警察官を拳銃の使用が予想される現場に向かわせる場合には、できる限り、前項に規定する拳銃の使用に係る適切な役割分担が行われるよう、必要な指示をするものとする。

（けん銃を撃つ場合の予告）

第六条 けん銃を撃とうとするときは、けん銃を撃つことを相手に予告するものとする。ただし、事態が急迫であつて予告するいとまのないとき又は予告することにより相手の違法行為等を誘発するおそれがあると認めるときは、この限りでない。

（威嚇射撃等を行うことができる場合）

第七条 警察官は、法第七条本文に規定する場合において、多衆を相手にするとき、相手に向けてけん銃を構えても相手が行為を中止しないと認めるときその他威嚇のためけん銃を撃つことが相手の行為を制止する手段として適当であると認めるときは、上空その他の安全な方向に向けてけん銃を撃つことができる。

2 前項の規定により威嚇射撃をする場合には、人に危害を及ぼし、又は損害を与えることのないよう、射撃の時機及び方向に注意するとともに、その回数も必要最小限にとどめるものとする。

3 事態が急迫であつて威嚇射撃をするいとまのないとき、威嚇射撃をしても相手が行為を中止しないと認めるとき又は周囲の状況に照らし人に危害を及ぼし、若しくは損害を与えるおそれがあると認めるときは、次条の規定による射撃に先立つて威嚇射撃をすることを要しない。

4 第一項に定めるもののほか、警察官は、法第七条本文に規定する場合においては、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度において、狂犬等の動物その他の物に向けてけん銃を撃つことができる。

（相手に向けてけん銃を撃つことができる場合）

第八条 警察官は、法第七条ただし書に規定する場合には、相手に向けてけん銃を撃つことができる。

2 前項の規定によりけん銃を撃つときは、相手以外の者に危害を及ぼし、又は損害を与えないよう、事態の急迫の程度、周囲の状況その他の事情に応じ、必要な注意を払わなければならない。

（部隊組織及び複数により行動する場合）

第九条 多衆犯罪の鎮圧等のため、警察官が部隊組織により行動する場合において、第五条から前条までの規定によりけん銃を使用するときは、その場の部隊指揮官の命令によらなければならない。ただし、状況が急迫で命令を受けるいとまのないときは、この限りでない。

2 前項に定めるもののほか、複数の警察官が共同で職務を遂行する場合において、第五条から前条までの規定によるけん銃の使用が予想されるときは、相手の行為を制止する時機を失することのないよう、できる限り、けん銃の使用に係る適切な役割分担（前二条の規定による射撃を率先して行うべき警察官にはあらかじめ明確にその旨の任務を付与することその他の現場においてけん銃の使用に係る判断を迅速かつ的確に行うため必要な役割の分担をいう。）の下で、けん銃の的確な使用に努めるものとする。

3 犯罪、事故等の発生等に際し、警察官をその現場に向かわせる職務を担当する者は、複数の警察官をけん銃の使用が予想される現場に向かわせる場合には、できる限り、前項に規定するけん銃の使用に係る適切な役割分担が行われるよう、必要な指示をするものとする。

〔報告〕

第十條 警察官は、拳銃を撃つたとき（盲発したときを含む。）は、直ちに、次の各号に掲げる事項（人に危害を与えていない場合は、第一号、第二号及び第四号に掲げる事項）を所属長に報告しなければならない。ただし、訓練の場合は、この限りでない。

一 五 略
二 六 その他参考事項（使用した拳銃の名称、型式、口径、銃身長及び番号を含む。）
三 前条第一項本文の規定により拳銃を使用した場合における前項の規定による報告は、命令を発した部隊指揮官が行うものとする。

〔3・4 略〕
〔拳銃の携帯〕
第十一條 警察官は、制服（活動服を含む。以下同じ。）を着用して勤務するときは、拳銃を携帯するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 七 略
八 雑踏警備に従事する場合等で拳銃を携帯することが職務遂行上特に支障があると所属長が認めるとき。

九 前各号に掲げる場合のほか、拳銃を携帯することが不適当であると所轄庁の長が認めるとき。
二 警察官は、特殊の被服又は私服を着用して勤務する場合において、拳銃を使用する可能性のある職務に従事するときは、拳銃を携帯するものとする。

〔拳銃の携帯方法〕
第十二條 制服又は特殊の被服を着用して拳銃を携帯するときは、拳銃入れに納めて帯革に付け、右腰に着装するものとする。ただし、職務の性質上特に必要がある場合には、所属長が指示する方法により携帯することができる。

三 私服を着用して拳銃を携帯するときは、目立たないよう適宜の方法で携帯するものとする。ただし、職務の執行に当たり拳銃の使用が予想される場合は、この限りでない。

〔たまの装填等〕
第十三條 警察官は、拳銃を携帯するときは、常時、回転式拳銃にあつては長官が別に定める数のたまを装填し、自動式拳銃にあつては長官が別に定める数のたまを充てんした弾倉を弾倉室に挿入しておくものとする。

〔拳銃の安全規則〕
第十四條 警察官は、拳銃の取扱いは、次に掲げる安全規則を厳守し、危害防止について細心の注意を払わなければならない。

一 拳銃を手にしたときは、回転式拳銃にあつては弾倉を開き、自動式拳銃にあつては弾倉を抜き出し遊底を引いて、たまの有無を確かめること。

二 射撃するときのほか、回転式拳銃にあつては撃鉄を起さず、自動式拳銃にあつては、所属長が特に指示したときを除き、薬室にたまを装填しないこと。

三 射撃するときのほか、用心金の中に指を入れないこと。

四 拳銃を他人に渡すとき及び必要があつて拳銃を拳銃入れから出しておくときは、回転式拳銃にあつてはたまを抜き出し弾倉を開いたままにし、自動式拳銃にあつては弾倉を抜き出し遊底を引いてたまが薬室に装填されていないことを確認すること。

五 必要がある場合のほか、拳銃入れから拳銃を取り出し、又はこれをもてあそばないこと。
七 職務上必要のない者には、拳銃を渡し、又は拳銃に手を触れさせないこと。

〔報告〕

第十條 警察官は、けん銃を撃つたとき（盲発したときを含む。）は、直ちに、次の各号に掲げる事項（人に危害を与えていない場合は、第一号、第二号及び第四号に掲げる事項）を所属長に報告しなければならない。ただし、訓練の場合は、この限りでない。

一 五 同上
二 六 その他参考事項（使用したけん銃の名称、型式、口径、銃身長及び番号を含む。）
三 前条第一項本文の規定によりけん銃を使用した場合における前項の規定による報告は、命令を発した部隊指揮官が行うものとする。

〔けん銃の携帯〕
第十一條 警察官は、制服（活動服を含む。以下同じ。）を着用して勤務するときは、けん銃を携帯するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 七 同上
八 雑踏警備に従事する場合等でけん銃を携帯することが職務遂行上特に支障があると所属長が認めるとき。

九 前各号に掲げる場合のほか、けん銃を携帯することが不適当であると所轄庁の長が認めるとき。
二 警察官は、特殊の被服又は私服を着用して勤務する場合において、けん銃を使用する可能性のある職務に従事するときは、けん銃を携帯するものとする。

〔けん銃の携帯方法〕
第十二條 制服又は特殊の被服を着用してけん銃を携帯するときは、けん銃入れに納めて帯革に付け、右腰に着装するものとする。ただし、職務の性質上特に必要がある場合には、所属長が指示する方法により携帯することができる。

三 私服を着用してけん銃を携帯するときは、目立たないよう適宜の方法で携帯するものとする。ただし、職務の執行に当たりけん銃の使用が予想される場合は、この限りでない。

〔たまの装てん等〕
第十三條 警察官は、けん銃を携帯するときは、常時、回転式けん銃にあつては長官が別に定める数のたまを装てんし、自動式けん銃にあつては長官が別に定める数のたまを充てんした弾倉を弾倉室にそう入しておくものとする。

〔けん銃の安全規則〕
第十四條 警察官は、けん銃の取扱いは、次に掲げる安全規則を厳守し、危害防止について細心の注意を払わなければならない。

一 けん銃を手にしたときは、回転式けん銃にあつては弾倉を開き、自動式けん銃にあつては弾倉を抜き出し遊底を引いて、たまの有無を確かめること。

二 射撃するときのほか、回転式けん銃にあつては撃鉄を起さず、自動式けん銃にあつては、所属長が特に指示したときを除き、薬室にたまを装てんしないこと。

三 射撃するときのほか、用心がねの中に指を入れないこと。

四 けん銃を他人に渡すとき及び必要があつてけん銃をけん銃入れから出しておくときは、回転式けん銃にあつてはたまを抜き出し弾倉を開いたままにし、自動式けん銃にあつては弾倉を抜き出し遊底を引いてたまが薬室に装てんされていないことを確認すること。

五 必要がある場合のほか、けん銃入れからけん銃を取り出し、又はこれをもてあそばないこと。
七 職務上必要のない者には、けん銃を渡し、又はけん銃に手を触れさせないこと。

(訓練)
第十五条 所轄庁の長は、適正かつ的確な拳銃の使用及び取扱いを図るため、所属の警察官の拳銃訓練を行わなければならない。
(訓練責任者)

第十六条 〔略〕
2 訓練責任者は、命ぜられた部署における拳銃訓練の実施の責に任ずる。
(管理責任者)

第十七条 所轄庁の長は、所属の警察官の中から、拳銃等(拳銃、たま及びこれらの付属品をいう。以下同じ。)の管理責任者を指定するものとする。

2 管理責任者は、命ぜられた部署における拳銃等の管理及び監督の責に任ずる。
(取扱い責任者)

第十八条 管理責任者は、命ぜられた部署に所属する警察官の中から、拳銃等の取扱い責任者を指定するものとする。

2 管理責任者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、取扱い責任者に拳銃等の保管を命ずることができる。
一 警察官が、長期欠勤又は心身の故障のため、拳銃等を保管することが適当でないと認められるとき。

二 〔略〕
三 修理、精密手入れ等のため、拳銃を集めるとき。

四 〔略〕
3 取扱い責任者は、前項の規定により拳銃等の保管を命ぜられたときは、その拳銃等の保管の責めに任ずる。

4 取扱い責任者は、拳銃等を保管するときは、安全な格納庫に厳重に保管して、その鍵は自ら保管するものとし、不在のときは、必ずあらかじめ指定する代理者にこれを保管させ、拳銃等の出納に支障のないようにしなければならない。

5 取扱い責任者又はその指定する代理者は、警察官から保管を依頼された拳銃等の授受に当たっては、不慮の危害を生じさせないよう特に慎重に行い、併せてその拳銃等について損傷その他異常の有無を検査しなければならない。
(個人の拳銃等の保管責任)

第十九条 警察官は、貸与された拳銃等の保管の責めに任ずる。ただし、携帯しないときは、取扱い責任者に保管を依頼することができる。この場合において、保管を依頼した警察官は、保管の責めを免れるものとする。

2 〔略〕
(拳銃等の返納)

第二十条 警察官は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、拳銃等をその部署の取扱い責任者を経て、管理責任者に返納しなければならない。

一 〔略〕
二 他の所轄庁へ転任又は配置換えを命ぜられたとき。

三・四 略

(訓練)
第十五条 所轄庁の長は、適正かつ的確なけん銃の使用及び取扱いを図るため、所属の警察官のけん銃訓練を行わなければならない。
(訓練責任者)

第十六条 〔同上〕
2 訓練責任者は、命ぜられた部署におけるけん銃訓練の実施の責に任ずる。
(管理責任者)

第十七条 所轄庁の長は、所属の警察官の中から、けん銃等(けん銃、たま及びこれらの付属品をいう。以下同じ。)の管理責任者を指定するものとする。

2 管理責任者は、命ぜられた部署におけるけん銃等の管理及び監督の責に任ずる。
(取扱い責任者)

第十八条 管理責任者は、命ぜられた部署に所属する警察官の中から、けん銃等の取扱い責任者を指定するものとする。

2 管理責任者は、次の各号の一に該当する場合は、取扱い責任者にけん銃等の保管を命ずることができる。
一 警察官が、長期欠勤または心身の故障のため、けん銃等を保管することが適当でないと認められるとき。

二 〔同上〕
三 修理、精密手入れ等のため、けん銃を集めるとき。

四 〔同上〕
3 取扱い責任者は、前項の規定によりけん銃等の保管を命ぜられたときは、そのけん銃等の保管の責めに任ずる。

4 取扱い責任者は、けん銃等を保管するときは、安全な格納庫に厳重に保管して、そのかぎはみずから保管するものとし、不在のときは、必ずあらかじめ指定する代理者にこれを保管させ、けん銃等の出納に支障のないようにしなければならない。

5 取扱い責任者またはその指定する代理者は、警察官から保管を依頼されたけん銃等の授受にあつては、不慮の危害を生じさせないよう特に慎重に行ない、あわせてそのけん銃等について損傷その他異常の有無を検査しなければならない。
(個人のけん銃等の保管責任)

第十九条 警察官は、貸与されたけん銃等の保管の責めに任ずる。ただし、携帯しないときは、取扱い責任者に保管を依頼することができる。この場合において、保管を依頼した警察官は、保管の責めを免れるものとする。

2 〔同上〕
(けん銃等の返納)

第二十条 警察官は、次の各号の一に該当する場合においては、けん銃等をその部署の取扱い責任者を経て、管理責任者に返納しなければならない。

一 〔同上〕
二 他の所轄庁へ転任又は配置換えを命ぜられたとき。

三・四 同上

第二十一条 拳銃等の保管上の注意

注意を払わなければならない。

- 一 拳銃等が常に良好な状態にあり、いつでも使用に耐えるよう保管し、かつ、粗略な取扱いによつて損傷する等がないようにすること。
二 拳銃等を放置し、盗まれ、遺失し、又は奪取されることのないようにすること。

(記録票)

第二十二条 銃砲刀剣類所持等取締法第二十八条第一項に規定する記録票は、所轄庁の拳銃等の貸与事務担当課の長が作成し、かつ、保存しなければならない。

(拳銃等の亡失損傷等の報告)

第二十三条 警察官は、拳銃等を亡失し、又は損傷したときは、直ちにその状況を管理責任者に報告し、報告を受けた管理責任者は、それを所轄庁の長に報告しなければならない。

2 所轄庁の長(長官を除く)は、拳銃の亡失について前項の報告を受けたときは、直ちに事故の日時、場所、事故者の所属、官職及び氏名、事故拳銃の名称、型式、口径、銃身長及び番号並びに事故の状況を、長官に報告しなければならない。

3 拳銃に特異又は重大な損傷を生じたときは、前項の規定に準じて報告しなければならない。

4 所轄庁の長(長官を除く)は、所属の警察官の亡失した拳銃が発見されたときは、発見の日時及び場所、発見された拳銃の名称、型式、口径、銃身長及び番号並びに発見の状況を長官に報告しなければならない。

(拳銃の亡失の場合の処置)

第二十五条 略

2 所轄庁の長は、亡失した拳銃が発見されたときは、その旨を科学警察研究所長に通知しなければならない。

第六章 拳銃等の手入れ及び検査

(拳銃の手入れの種類)

第二十六条 拳銃の手入れは、普通手入れ及び精密手入れとする。

2 普通手入れとは、回転式拳銃にあつては拳銃を分解しないで、自動式拳銃にあつては普通分解をして行う手入れをいひ、精密手入れとは、回転式拳銃にあつては拳銃を分解して、自動式拳銃にあつては精密分解をして行う手入れをいひ、

(拳銃の普通手入れ)

第二十七条 警察官は、携帯している拳銃の普通手入れを機会あるごとに行うものとする。

2 警察官は、拳銃を撃つたとき又は拳銃が雨雪等にさらされたときは、その都度、速やかに普通手入れを行い、その後更に回復して普通手入れを行うよう努めなければならない。

3 取扱責任者は、自己の保管に係る拳銃については、毎月一回以上普通手入れを行わなければならない。

4 警察官から保管を依頼された拳銃について前項の手入れを行うときは、その警察官に手入れを行わせることができる。

(拳銃の精密手入れ)

第二十八条 管理責任者は、その管理する拳銃の精密手入れを、年に一回以上、日を定めて、専門の技術を有する者に行わせるものとする。

2 警察官は、拳銃を水中に落とした場合又は拳銃が著しく汚染した場合には、精密手入れを管理責任者に要求しなければならない。

(けん銃等の保管上の注意)

第二十一条 けん銃等の保管の責めに任ずる者は、次の事項を守り、けん銃等の保管について最善の注意を払わなければならない。

- 一 けん銃等が常に良好な状態にあり、いつでも使用にたえるよう保管し、かつ、粗略な取扱いによつて損傷する等がないようにすること。
二 けん銃等を放置し、盗まれ、遺失し、又は奪取されることのないようにすること。

(記録票)

第二十二条 銃砲刀剣類所持等取締法第二十八条第一項に規定する記録票は、所轄庁のけん銃等の貸与事務担当課の長が作成し、かつ、保存しなければならない。

(けん銃等の亡失損傷等の報告)

第二十三条 警察官は、けん銃等を亡失し、または損傷したときは、ただちにその状況を管理責任者に報告し、報告を受けた管理責任者は、それを所轄庁の長に報告しなければならない。

2 所轄庁の長(長官を除く)は、けん銃の亡失について前項の報告を受けたときは、ただちに事故の日時、場所、事故者の所属、官職および氏名、事故けん銃の名称、型式、口径、銃身長および番号ならびに事故の状況を、長官に報告しなければならない。

3 けん銃に特異又は重大な損傷を生じたときは、前項に準じて報告しなければならない。

4 所轄庁の長(長官を除く)は、所属の警察官の亡失したけん銃が発見されたときは、発見の日時および場所、発見されたけん銃の名称、型式、口径、銃身長および番号ならびに発見の状況を長官に報告しなければならない。

(拳銃の亡失の場合の処置)

第二十五条 同上

2 所轄庁の長は、亡失したけん銃が発見されたときは、その旨を科学警察研究所長に通知しなければならない。

第六章 けん銃等の手入れ及び検査

(けん銃の手入れの種類)

第二十六条 けん銃の手入れは、普通手入れおよび精密手入れとする。

2 普通手入れとは、回転式けん銃にあつてはけん銃を分解しないで、自動式けん銃にあつては普通分解をして行なう手入れをいひ、精密手入れとは、回転式けん銃にあつてはけん銃を分解して、自動式けん銃にあつては精密分解をして行なう手入れをいひ、

(けん銃の普通手入れ)

第二十七条 警察官は、携帯しているけん銃の普通手入れを機会あるごとに行うものとする。

2 警察官は、けん銃を撃つたとき又はけん銃が雨雪等にさらされたときは、その都度、速やかに普通手入れを行い、その後更に回復して普通手入れを行うよう努めなければならない。

3 取扱責任者は、自己の保管に係るけん銃については、毎月一回以上普通手入れを行わなければならない。

4 警察官から保管を依頼されたけん銃について前項の手入れを行うときは、その警察官に手入れを行わせることができる。

(けん銃の精密手入れ)

第二十八条 管理責任者は、その管理するけん銃の精密手入れを、年に一回以上、日を定めて、専門の技術を有する者に行なわせるものとする。

2 警察官は、けん銃を水中に落とした場合、またはけん銃が著しく汚染した場合には、精密手入れを管理責任者に要求しなければならない。

備考 表中の「」の記載は注記である。

様式第2号

試射弾丸及び薬きょう送付書

年 月 日		所轄庁の長	
科学警察研究所長 殿			
送付物件	試射弾丸及び試射薬きょう	各1個	試射年月日
年	月	日	
亡失拳銃	名称	型式	口径
			銃身長
			番号
			亡失弾薬
			発
被貸与者	所属		
	官職		
	氏名		
			歳
亡失年月日	年 月 日 午前 時 分頃から 月 日 午後 時 分頃までの間		
亡失の場所			
亡失の状況			
備考			

第二十九条 (拳銃等の検査) 管理責任者は、随時拳銃等の検査を行い、その保管の状況を監督し、損傷その他機能障害の箇所を発見したときは、速やかに修理その他適当な処置を講じなければならない。

様式第2号

試射弾丸及び薬きょう送付書

令和 年 月 日		所轄庁の長	
科学警察研究所長 殿			
送付物件	試射弾丸及び試射薬きょう	各1個	試射年月日
年	月	日	
亡失拳銃	名称	型式	口径
			銃身長
			番号
			亡失弾薬
			発
被貸与者	所属		
	官職		
	氏名		
			歳
亡失年月日	令和 年 月 日 午前 時 分頃から 月 日 午後 時 分頃までの間		
亡失の場所			
亡失の状況			
備考			

第二十九条 (けん銃等の検査) 管理責任者は、随時けん銃等の検査を行ない、その保管の状況を監督し、損傷その他機能障害の箇所を発見したときは、すみやかに修理その他適当な処置を講じなければならない。

第三條 警察官等特殊銃使用及び取扱い規範の一部改正
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後 改正前

(訓練等)

第六條 警察官等拳銃使用及び取扱い規範(昭和三十七年国家公安委員会規則第七号。以下「拳銃規範」という。)第十五条及び第十六条の規定は、特殊銃の訓練について準用する。この場合において、拳銃規範第十五条中「所轄庁の長」とあるのは「警察本部長」と、「図るため」とあるのは「図るため、必要に応じ」と、「所屬」とあるのは「指定所屬」と、「拳銃訓練」とあるのは「特殊銃訓練」と、拳銃規範第十六条第一項中「所轄庁の長」とあるのは「警察本部長」と、「所屬」とあるのは「指定所屬」と、同条第二項中「命ぜられた部署」とあるのは「指定所屬」と、「拳銃訓練」とあるのは「特殊銃訓練」と読み替えるものとする。

2 (特殊銃の使用)

第十三條 [1・2 略]
3 拳銃規範第五条から第八条までの規定は、特殊銃の使用について準用する。この場合において、拳銃規範第五条第一項及び第七条第一項中「警察官」とあるのは「指定警察官」と、拳銃規範第七条第三項中「することを要しない」とあるのは「しないものとする」と、同条第四項及び第八条第一項中「警察官」とあるのは「指定警察官」と読み替えるものとする。

第十四條 [略]

2 拳銃規範第十条第一項、第三項及び第四項の規定は、指定警察官が特殊銃を撃ったとき(盲発したときを含む)について準用する。この場合において、拳銃規範第十条第一項中「警察官」とあるのは「現場指揮官は、指定警察官が」と、「所屬長」とあるのは「指定所屬長」と、同条第三項中「所屬長」とあるのは「指定所屬長」と、「前二項」とあるのは「前項」と、「所轄庁の長」とあるのは「警察本部長」と、同条第四項中「所轄庁の長(警察庁長官(以下「長官」という。)を除く。）」とあるのは「警察本部長」と、「長官」とあるのは「警察庁長官」と読み替えるものとする。

(特殊銃の保管に関する拳銃規範の準用)

第十八條 拳銃規範第十八条第一項及び第三項から第五項まで並びに第二十一条から第二十五条までの規定は、特殊銃の保管について準用する。この場合において、拳銃規範第十八条第一項中「命ぜられた部署」とあるのは「指定所屬」と、同条第三項中「前項の規定により拳銃等の保管を命ぜられたときは、その」とあるのは「指定所屬に配備された」と、同条第五項中「警察官から保管を依頼された拳銃等」とあるのは「特殊銃等」と、拳銃規範第二十二條中「所轄庁の拳銃等の貸与事務担当課」とあるのは「警視庁及び道府県警察本部の装備事務担当課」と、拳銃規範第二十三條第一項中「所轄庁の長」とあるのは「警察本部長」と、同条第二項中「所轄庁の長(長官を除く。）」とあるのは「警察本部長」と、「事故拳銃」とあるのは「事故特殊銃」と、「長官」とあるのは「警察庁長官」と、同条第四項中「所轄庁の長(長官を除く。）」とあるのは「警察本部長」と、「長官」とあるのは「警察庁長官」と、拳銃規範第二十四條第一項中「別記様式第一号」とあるのは「警察官等特殊銃使用及び取扱い規範別記様式第一号」と、「所轄庁」とあるのは「警察本部長」と、「別記様式第二号」とあるのは「警察官等特殊銃使用及び取扱い規範別記様式第二号」と読み替えるものとする。

(訓練等)

第六條 警察官等けん銃使用及び取扱い規範(昭和三十七年国家公安委員会規則第七号。以下「けん銃規範」という。)第十五条及び第十六条の規定は、特殊銃の訓練について準用する。この場合において、けん銃規範第十五条中「所轄庁の長」とあるのは「警察本部長」と、「図るため」とあるのは「図るため、必要に応じ」と、「所屬」とあるのは「指定所屬」と、「けん銃訓練」とあるのは「特殊銃訓練」と、けん銃規範第十六条第一項中「所轄庁の長」とあるのは「警察本部長」と、「所屬」とあるのは「指定所屬」と、同条第二項中「命ぜられた部署」とあるのは「指定所屬」と、「けん銃訓練」とあるのは「特殊銃訓練」と読み替えるものとする。

2 (特殊銃の使用)

第十三條 [1・2 同上]
3 けん銃規範第五条から第八条までの規定は、特殊銃の使用について準用する。この場合において、けん銃規範第五条第一項及び第七条第一項中「警察官」とあるのは「指定警察官」と、けん銃規範第七条第三項中「することを要しない」とあるのは「しないものとする」と、同条第四項及び第八条第一項中「警察官」とあるのは「指定警察官」と読み替えるものとする。

第十四條 [同上]

2 けん銃規範第十条第一項、第三項及び第四項の規定は、指定警察官が特殊銃を撃ったとき(盲発したときを含む)について準用する。この場合において、けん銃規範第十条第一項中「警察官」とあるのは「現場指揮官は、指定警察官が」と、「所屬長」とあるのは「指定所屬長」と、同条第三項中「所屬長」とあるのは「指定所屬長」と、「前二項」とあるのは「前項」と、「所轄庁の長」とあるのは「警察本部長」と、同条第四項中「所轄庁の長(警察庁長官(以下「長官」という。)を除く。）」とあるのは「警察本部長」と、「長官」とあるのは「警察庁長官」と読み替えるものとする。

(特殊銃の保管に関するけん銃規範の準用)

第十八條 けん銃規範第十八条第一項及び第三項から第五項まで並びに第二十一条から第二十五条までの規定は、特殊銃の保管について準用する。この場合において、けん銃規範第十八条第一項中「命ぜられた部署」とあるのは「指定所屬」と、同条第三項中「前項の規定によりけん銃等の保管を命ぜられたときは、その」とあるのは「指定所屬に配備された」と、同条第五項中「警察官から保管を依頼されたけん銃等」とあるのは「特殊銃等」と、けん銃規範第二十二條中「所轄庁のけん銃等の貸与事務担当課」とあるのは「警視庁及び道府県警察本部の装備事務担当課」と、けん銃規範第二十三條第一項中「所轄庁の長」とあるのは「警察本部長」と、同条第二項中「所轄庁の長(長官を除く。）」とあるのは「警察本部長」と、「事故けん銃」とあるのは「事故特殊銃」と、「長官」とあるのは「警察庁長官」と、同条第四項中「所轄庁の長(長官を除く。）」とあるのは「警察本部長」と、「長官」とあるのは「警察庁長官」と、けん銃規範第二十四條第一項中「別記様式第一号」とあるのは「警察官等特殊銃使用及び取扱い規範別記様式第一号」と、「所轄庁」とあるのは「警察本部長」と、「別記様式第二号」とあるのは「警察官等特殊銃使用及び取扱い規範別記様式第二号」と読み替えるものとする。

備考 表中の「」の記載は注記である。

様式第2号

試射弾丸及び薬きよう送付書

令和 年 月 日
科学警察研究所長 殿

警察本部長

送付物件	試射弾丸及び試射薬きよう 各1個			試射年月日	年 月 日	
亡失特殊銃	名称	型式	口径	銃身長	番号	亡失弾薬 発
亡失者	所属					
	官職 氏名					歳
亡失年月日	令和 年 月 日 午後 時 分頃から 月 日 午後 時 分頃までの間					
亡失の場所						
亡失の状況						
備考						

第二十條 拳銃規程第二十九條の規定は、特殊銃等の検査について準用する。

様式第2号

試射弾丸及び薬きよう送付書

令和 年 月 日
科学警察研究所長 殿

警察本部長

送付物件	試射弾丸及び試射薬きよう 各1個			試射年月日	年 月 日	
亡失特殊銃	名称	型式	口径	銃身長	番号	亡失弾薬 発
亡失者	所属					
	官職 氏名					歳
亡失年月日	令和 年 月 日 午後 時 分頃から 月 日 午後 時 分頃までの間					
亡失の場所						
亡失の状況						
備考						

第二十條 けん銃規程第二十九條の規定は、特殊銃等の検査について準用する。

附則

第一条 この規則は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の施行の日（令和四年三月十五日）から施行する。

（経過措置）

第二条 この規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

2 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

（準備行為）

第三条 銃砲刀剣類所持等取締法施行令等の一部を改正する政令（令和三年政令第二百八十五号）第一条の規定による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）第十九条の四第二項の規定による指定に係る第一条の規定による改正後の猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会等の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定に関する規則第二条第一項の規定による提出は、この規則の施行前においても行うことができる。

（警察官の服制に関する規則の一部改正）

第四条 警察官の服制に関する規則（昭和三十一年国家公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

	改 正 後	改 正 前
	(服装等) 第四条 [略]	(服装等) 第四条 [同上]
	2 警察官は、警察官等拳銃使用及び取扱い規範（昭和三十七年国家公安委員会規則第七号）及び警察官等警棒等使用及び取扱い規範（平成十三年国家公安委員会規則第十四号）に定めるところにより、拳銃及び警棒を着装しなければならない。	2 警察官は、警察官等けん銃使用及び取扱い規範（昭和三十七年国家公安委員会規則第七号）及び警察官等警棒等使用及び取扱い規範（平成十三年国家公安委員会規則第十四号）に定めるところにより、けん銃及び警棒を着装しなければならない。
	3 [略]	3 [同上]

備考 表中の「」の記載は注記である。

改正後	改正前
<p>業銃及び空気銃の取扱いに関する講習会等の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定に関する規則</p> <p>(指定の基準等)</p> <p>第二条 銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和三十三年政令第三十三号。以下「令」という。)第十九条第二項、第十九条の四第三項又は第三十一条第三項の規定による指定(第八条までにおいて単に「指定」という。)は、指定を受けようとする法人その他の団体(以下「法人等」という。)の申請に基づき行われなければならない。</p> <p>2 指定の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 令第十九条第一項、第十九条の四第一項又は第三十一条第一項に規定する事務(以下「講習事務」という。)の実施に関し、適切な計画が定められていること。</p> <p>【二〇四 略】</p> <p>(電磁的記録媒体による手続)</p> <p>第九条 次の各号に掲げる書類の当該各号に定める規定による提出については、当該書類の提出に代えて当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。)及び別記様式第一号の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行ふことができる。</p>	<p>業銃及び空気銃の取扱いに関する講習会及び年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定に関する規則</p> <p>(指定の基準等)</p> <p>第一条 銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和三十三年政令第三十三号。以下「令」という。)第十九条第二項又は第三十一条第三項の規定による指定(第八条までにおいて単に「指定」という。)は、指定を受けようとする法人その他の団体(以下「法人等」という。)の申請に基づき行われなければならない。</p> <p>2 指定の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 令第十九条第一項又は第三十一条第一項に規定する事務(以下「講習事務」という。)の実施に関し、適切な計画が定められていること。</p> <p>【二〇四 同上】</p> <p>(フレキシブルディスクによる手続)</p> <p>第九条 次の各号に掲げる書類の当該各号に定める規定による提出については、当該書類の提出に代えて当該書類に記載すべきこととされている事項を記録したフレキシブルディスク及び別記様式第一号のフレキシブルディスク提出票を提出することにより行ふことができる。</p>

とにより行ふことができる。	【二〇八 同上】
【二〇八 略】	2 前項のフレキシブルディスクは、産業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)に基づく日本産業規格(以下この条において「日本産業規格」という。)X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。
【項を削る。】	3 第一項の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従って行われなければならない。
【項を削る。】	一 トラックフォーマットについては、日本産業規格X六二二五に規定する方式
【項を削る。】	二 ボリウム及びファイル構成については、日本産業規格X〇六〇五に規定する方式
【項を削る。】	三 文字の符号化表現については、日本産業規格X〇二〇八の附書一に規定する方式
【項を削る。】	4 第一項の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、日本産業規格X〇二〇一及びX〇二〇八に規定する図形文字並びに日本産業規格X〇二一一に規定する制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いて行われなければならない。
【項を削る。】	5 第二項のフレキシブルディスクには、日本産業規格X六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面を貼り付けなければならない。
【項を削る。】	一 提出者の名称
【項を削る。】	二 提出年月日

の、同法第三十一条の十一第二項第一号の罪のうち当該銃を携帯して行われる場合のもの及び同法第三十一条の十六第二項第一号の罪のうち当該銃砲又は刀剣類を携帯して行われる場合のもの

ト 「銃」

(皇宮護衛官への準用)

第三条 第二章から第六章までの規定は、皇宮護衛官の銃の使用及び取扱いについて準用する。

(あらかじめ銃を取り出しておくことができる場合)

第四条 警察官は、職務の執行に当たり銃の使用が予想される場合においては、あらかじめ銃を取り出しておくことができる。

2 前項の規定により銃を取り出しておく場合には、銃を奪取されることのないよう細心の注意を払うとともに、相手を殊更に刺激しないよう配慮しなければならない。

(銃を構えることができる場合)

第五条 警察官は、法第七条本文に規定する場合においては、相手に向けて銃を構えることができる。

2 前項の規定により銃を構える場合には、相手の人数、凶器の有無及び種類、犯罪の態様その他の事情に応じ、適切な構え方をなものとする。

(銃を撃つ場合の予告)

第六条 銃を撃とうとするときは、銃を撃つことを相手に予告するものとする。ただし、事態が急迫であつて予告するいとまのないとき又は予告することにより相手の違法行為等を誘発するおそれがあるとき

もの、第三十一条の十一第二項第一号の罪のうち当該銃を携帯して行われる場合のもの及び第三十一条の十六第二項第一号の罪のうち当該銃砲又は刀剣類を携帯して行われる場合のもの

ト 「同上」

(皇宮護衛官への準用)

第三条 第二章から第六章までの規定は、皇宮護衛官のけん銃の使用及び取扱いについて準用する。

(あらかじめけん銃を取り出しておくことができる場合)

第四条 警察官は、職務の執行に当たりけん銃の使用が予想される場合においては、あらかじめけん銃を取り出しておくことができる。

2 前項の規定によりけん銃を取り出しておく場合には、けん銃を奪取されることのないよう細心の注意を払うとともに、相手を殊更に刺激しないよう配慮しなければならない。

(けん銃を構えることができる場合)

第五条 警察官は、法第七条本文に規定する場合においては、相手に向けてけん銃を構えることができる。

2 前項の規定によりけん銃を構える場合には、相手の人数、凶器の有無及び種類、犯罪の態様その他の事情に応じ、適切な構え方をなものとする。

(けん銃を撃つ場合の予告)

第六条 けん銃を撃とうとするときは、けん銃を撃つことを相手に予告するものとする。ただし、事態が急迫であつて予告するいとまのないとき又は予告することにより相手の違法行為等を誘発するおそれがあるとき

認めるときは、この限りでない。

(威嚇射撃等を行うことができる場合)

第七条 警察官は、法第七条本文に規定する場合において、多衆を相手にするとき、相手に向けて銃を構えても相手が行為を中止しないと認めるときその他威嚇のため銃を撃つことが相手の行為を制止する手段として適当であると認めるときは、上空その他の安全な方向に向けて銃を撃つことができる。

2 前項の規定により威嚇射撃をする場合には、人に危害を及ぼし、又は損害を与えることのないよう、射撃の時機及び方向に注意するとともに、その回数も必要最小限にとどめるものとする。

3 事態が急迫であつて威嚇射撃をするいとまのないとき、威嚇射撃をしても相手が行為を中止しないと認めるとき又は周囲の状況に照らし人に危害を及ぼし、若しくは損害を与えるおそれがあると認めるときは、次条の規定による射撃に先立つて威嚇射撃をすることを要しない。

4 第一項に定めるもののほか、警察官は、法第七条本文に規定する場合においては、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度において、狂犬等の動物その他の物に向けて銃を撃つことができる。

(相手に向けて銃を撃つことができる場合)

第八条 警察官は、法第七条ただし書に規定する場合においては、相手に向けて銃を撃つことができる。

2 前項の規定により銃を撃つときは、相手以外の者に危害を及ぼし、又は損害を与えないよう、事態の急迫の程度、周囲の状況その他の事情に応じ、必要な注意を払わなければならない。

ると認めるときは、この限りでない。

(威嚇射撃等を行うことができる場合)

第七条 警察官は、法第七条本文に規定する場合において、多衆を相手にするとき、相手に向けてけん銃を構えても相手が行為を中止しないと認めるときその他威嚇のためけん銃を撃つことが相手の行為を制止する手段として適当であると認めるときは、上空その他の安全な方向に向けてけん銃を撃つことができる。

2 前項の規定により威嚇射撃をする場合には、人に危害を及ぼし、又は損害を与えることのないよう、射撃の時機及び方向に注意するとともに、その回数も必要最小限にとどめるものとする。

3 事態が急迫であつて威嚇射撃をするいとまのないとき、威嚇射撃をしても相手が行為を中止しないと認めるとき又は周囲の状況に照らし人に危害を及ぼし、若しくは損害を与えるおそれがあると認めるときは、次条の規定による射撃に先立つて威嚇射撃をすることを要しない。

4 第一項に定めるもののほか、警察官は、法第七条本文に規定する場合においては、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度において、狂犬等の動物その他の物に向けてけん銃を撃つことができる。

(相手に向けてけん銃を撃つことができる場合)

第八条 警察官は、法第七条ただし書に規定する場合においては、相手に向けてけん銃を撃つことができる。

2 前項の規定によりけん銃を撃つときは、相手以外の者に危害を及ぼし、又は損害を与えないよう、事態の急迫の程度、周囲の状況その他の事情に応じ、必要な注意を払わなければならない。

(部隊組織及び覆数により行動する場合)

第九条 多数犯罪の鎮圧等のため、警察官が部隊組織により行動する場合において、第五条から前条までの規定により拳銃を使用するときは、その場の部隊指揮官の命令によらなければならない。ただし、状況が急迫で命令を受けるいとまのないときは、この限りでない。

2 前項に定めるもののほか、複数の警察官が共同で職務を遂行する場合において、第五条から前条までの規定による拳銃の使用が予想されるときは、相手の行為を制止する時機を失することのないよう、できる限り、拳銃の使用に係る適切な役割分担(前二条の規定による射撃を率先して行うべき警察官にはあらかじめ明確にその旨の任務を付与することその他の現場において拳銃の使用に係る判断を迅速かつ的確に行うため必要な役割の分担をいう。)の下で、拳銃の的確な使用に努めるものとする。

3 犯罪、事故等の発生等に際し、警察官をその現場に向かわせる職務を担当する者は、複数の警察官を拳銃の使用が予想される現場に向かわせる場合には、できる限り、前項に規定する拳銃の使用に係る適切な役割分担が行われるよう、必要な指示をするものとする。

(報告)

第十条 警察官は、拳銃を撃つたとき(言発したときを含む。)は、直ちに、次の各号に掲げる事項(人に危害を与えていない場合は、第一号、第二号及び第四号に掲げる事項)を所属長に報告しなければならない。ただし、訓練の場合は、この限りでない。

【一〜五 略】

六 その他参考事項(使用した拳銃の名称、型式、口径、銃身長及び

(部隊組織及び覆数により行動する場合)

第九条 多数犯罪の鎮圧等のため、警察官が部隊組織により行動する場合において、第五条から前条までの規定によりけん銃を使用するときは、その場の部隊指揮官の命令によらなければならない。ただし、状況が急迫で命令を受けるいとまのないときは、この限りでない。

2 前項に定めるもののほか、複数の警察官が共同で職務を遂行する場合において、第五条から前条までの規定によるけん銃の使用が予想されるときは、相手の行為を制止する時機を失することのないよう、できる限り、けん銃の使用に係る適切な役割分担(前二条の規定による射撃を率先して行うべき警察官にはあらかじめ明確にその旨の任務を付与することその他の現場においてけん銃の使用に係る判断を迅速かつ的確に行うため必要な役割の分担をいう。)の下で、けん銃の的確な使用に努めるものとする。

3 犯罪、事故等の発生等に際し、警察官をその現場に向かわせる職務を担当する者は、複数の警察官をけん銃の使用が予想される現場に向かわせる場合には、できる限り、前項に規定するけん銃の使用に係る適切な役割分担が行われるよう、必要な指示をするものとする。

(報告)

第十条 警察官は、けん銃を撃つたとき(言発したときを含む。)は、直ちに、次の各号に掲げる事項(人に危害を与えていない場合は、第一号、第二号及び第四号に掲げる事項)を所属長に報告しなければならない。ただし、訓練の場合は、この限りでない。

【一〜五 同上】

六 その他参考事項(使用したけん銃の名称、型式、口径、銃身長及び

(番号を含む。)

2 前条第一項本文の規定により拳銃を使用した場合における前項の規定による報告は、命令を発した部隊指揮官が行うものとする。

【3・4 略】

(拳銃の携帯)

第十一条 警察官は、制服(活動服を含む。以下同じ。)を着用して勤務するときは、拳銃を携帯するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

【一〜七 略】

八 雑踏警備に従事する場合等で拳銃を携帯することが職務遂行上特に支障があると所属長が認めたとき。

九 前各号に掲げる場合のほか、拳銃を携帯することが不適当であると所轄庁の長が認めたとき。

2 警察官は、特殊の被服又は私服を着用して勤務する場合において、拳銃を使用する可能性のある職務に従事するときは、拳銃を携帯するものとする。

(拳銃の携帯方法)

第十二条 制服又は特殊の被服を着用して拳銃を携帯するときは、拳銃入れに納めて携草に付け、右腰に携帯するものとする。ただし、職務の性質上特に必要がある場合には、所属長が指示する方法により携帯することができる。

2 【一 略】

3 私服を着用して拳銃を携帯するときは、目立たないよう適宜の方法で携帯するものとする。ただし、職務の執行に当たり拳銃の使用がす

び番号を含む。)

2 前条第一項本文の規定によりけん銃を使用した場合における前項の規定による報告は、命令を発した部隊指揮官が行うものとする。

【3・4 同上】

(けん銃の携帯)

第十一条 警察官は、制服(活動服を含む。以下同じ。)を着用して勤務するときは、けん銃を携帯するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

【一〜七 同上】

八 雑踏警備に従事する場合等でけん銃を携帯することが職務遂行上特に支障があると所属長が認めたとき。

九 前各号に掲げる場合のほか、けん銃を携帯することが不適当であると所轄庁の長が認めたとき。

2 警察官は、特殊の被服又は私服を着用して勤務する場合において、けん銃を使用する可能性のある職務に従事するときは、けん銃を携帯するものとする。

(拳銃の携帯方法)

第十二条 制服又は特殊の被服を着用してけん銃を携帯するときは、けん銃入れに納めて携草に付け、右腰に携帯するものとする。ただし、職務の性質上特に必要がある場合には、所属長が指示する方法により携帯することができる。

2 【同上】

3 私服を着用してけん銃を携帯するときは、目立たないよう適宜の方法で携帯するものとする。ただし、職務の執行に当たりけん銃の使用

想される場合は、この限りでない。

(たまの装填等)

第十三条 警察官は、拳銃を携帯するときは、常時、回転式拳銃にあつては長官が別に定める数のたまを装填し、自動式拳銃にあつては長官が別に定める数のたまを装填した弾倉を弾倉室に挿入しておくものとする。

(拳銃の安全規則)

第十四条 警察官は、拳銃の取扱いについては、次に掲げる安全規則を厳守し、危害防止について細心の注意を払わなければならない。

一 拳銃を手にしたときは、回転式拳銃にあつては弾倉を開き、自動式拳銃にあつては弾倉を抜き出し遊底を引いて、たまの有無を確認すること。

二 射撃するときのほか、回転式拳銃にあつては撃鉄を起さず、自動式拳銃にあつては、所屬長が特に指示したときを除き、薬室にたまを装填しないこと。

三 射撃するときのほか、用心金の中に指を入れないこと。

四 〔略〕

五 拳銃を他人に渡すとき及び必要があつて拳銃を拳銃入れから出しておくときは、回転式拳銃にあつてはたまを抜き出し弾倉を開いたままにし、自動式拳銃にあつては弾倉を抜き出し遊底を引いてたまが薬室に装填されていないことを確認すること。

六 必要がある場合のほか、拳銃入れから拳銃を取り出し、又はこれを弄ばないこと。

七 職務上必要のない者には、拳銃を渡し、又は拳銃に手を触れさせ

が予想される場合は、この限りではない。

(たまの装てん等)

第十三条 警察官は、けん銃を携帯するときは、常時、回転式けん銃にあつては長官が別に定める数のたまを装てんし、自動式けん銃にあつては長官が別に定める数のたまを装てんした弾倉を弾倉室にそり入しておくものとする。

(けん銃の安全規則)

第十四条 警察官は、けん銃の取扱いについては、次に掲げる安全規則を厳守し、危害防止について細心の注意を払わなければならない。

一 けん銃を手にしたときは、回転式けん銃にあつては弾倉を開き、自動式けん銃にあつては弾倉を抜き出し遊底を引いて、たまの有無を確認すること。

二 射撃するときのほか、回転式けん銃にあつては撃鉄を起さず、自動式けん銃にあつては、所屬長が特に指示したときを除き、薬室にたまを装てんしないこと。

三 射撃するときのほか、用心がねの中に指を入れないこと。

四 〔同上〕

五 けん銃を他人に渡すとき及び必要があつてけん銃をけん銃入れから出しておくときは、回転式けん銃にあつてはたまを抜き出し弾倉を開いたままにし、自動式けん銃にあつては弾倉を抜き出し遊底を引いてたまが薬室に装てんされていないことを確認すること。

六 必要がある場合のほかは、けん銃入れからけん銃を取り出し、又はこれをもてあそばないこと。

七 職務上必要のない者には、けん銃を渡し、又はけん銃に手を触れ

ないこと。

(訓練)

第十五条 所轄庁の長は、適正かつ的確な拳銃の使用及び取扱いを図るため、所屬の警察官の拳銃訓練を行わなければならない。

(訓練責任者)

第十六条 〔略〕
2 訓練責任者は、命ぜられた部署における拳銃訓練の実施の責に任ずる。

(管理責任者)

第十七条 所轄庁の長は、所屬の警察官の中から、拳銃等(拳銃、たま及びこれらの付属品をいう。以下同じ。)の管理責任者を指定するものとする。

2 管理責任者は、命ぜられた部署における拳銃等の管理及び監督の責に任ずる。

(取扱い責任者)

第十八条 管理責任者は、命ぜられた部署に所屬する警察官の中から、拳銃等の取扱い責任者を指定するものとする。

2 管理責任者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、取扱い責任者に拳銃等の保管を命ずることができる。

一 警察官が、長期欠勤又は心身の故障のため、拳銃等を保管することが適当でないと思はれるとき。

二 〔略〕

三 修理、精密手入れ等のため、拳銃を集めるとき。

四 〔略〕

させないこと。

(訓練)

第十五条 所轄庁の長は、適正かつ的確なけん銃の使用及び取扱いを図るため、所屬の警察官のけん銃訓練を行わなければならない。

(訓練責任者)

第十六条 〔同上〕
2 訓練責任者は、命ぜられた部署におけるけん銃訓練の実施の責に任ずる。

(管理責任者)

第十七条 所轄庁の長は、所屬の警察官の中から、けん銃等(けん銃、たま及びこれらの付属品をいう。以下同じ。)の管理責任者を指定するものとする。

2 管理責任者は、命ぜられた部署におけるけん銃等の管理及び監督の責に任ずる。

(取扱い責任者)

第十八条 管理責任者は、命ぜられた部署に所屬する警察官の中から、けん銃等の取扱い責任者を指定するものとする。

2 管理責任者は、次の各号の一に該当する場合は、取扱い責任者にけん銃等の保管を命ずることができる。

一 警察官が、長期欠勤または心身の故障のため、けん銃等を保管することが適当でないと思はれるとき。

二 〔同上〕

三 修理、精密手入れ等のため、けん銃を集めるとき。

四 〔同上〕

3 取扱責任者は、前項の規定により拳銃等の保管を命ぜられたときは、その拳銃等の保管の責めに任ずる。

4 取扱責任者は、拳銃等を保管するときは、安全な格納庫に厳重に保管して、その鍵は自ら保管するものとし、不在のときは、必ずあらかじめ指定する代理者にこれを保管させ、拳銃等の出納に支障のないようにしなければならない。

5 取扱責任者又はその指定する代理者は、警察官から保管を依頼された拳銃等の授受にあつては、不慮の危害を生じさせないように特に慎重に行い、併せてその拳銃等について損傷その他異常の有無を検査しなければならない。

(個人の拳銃等の保管責任)

第十九条 警察官は、貸与された拳銃等の保管の責めに任ずる。ただし、携帯しないときは、取扱責任者に保管を依頼することができる。この場合において、保管を依頼した警察官は、保管の責めを免れるものとする。

2 [整]

(拳銃等の返納)

第二十条 警察官は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、拳銃等をその部署の取扱責任者を経て、管理責任者に返納しなければならない。

一 [整]

一 他の所轄庁へ転任又は配置換えを命ぜられたとき。

[三・四 略]

(拳銃等の保管上の注意)

3 取扱責任者は、前項の規定によりけん銃等の保管を命ぜられたときは、そのけん銃等の保管の責めに任ずる。

4 取扱責任者は、けん銃等を保管するときは、安全な格納庫に厳重に保管して、その鍵は必ず自ら保管するものとし、不在のときは、必ずあらかじめ指定する代理者にこれを保管させ、けん銃等の出納に支障のないようにしなければならない。

5 取扱責任者またはその指定する代理者は、警察官から保管を依頼されたけん銃等の授受にあつては、不慮の危害を生じさせないように特に慎重に行い、あわせてそのけん銃等について損傷その他異常の有無を検査しなければならない。

(個人のけん銃等の保管責任)

第十九条 警察官は、貸与されたけん銃等の保管の責めに任ずる。ただし、携帯しないときは、取扱責任者に保管を依頼することができる。この場合において、保管を依頼した警察官は、保管の責めを免れるものとする。

2 [同上]

(けん銃等の返納)

第二十条 警察官は、次の各号の一に該当する場合においては、けん銃等をその部署の取扱責任者を経て、管理責任者に返納しなければならない。

一 [同上]

一 他の所轄庁へ転任または配置換えを命ぜられたとき。

[三・四 同上]

(けん銃等の保管上の注意)

第二十一条 拳銃等の保管の責めに任ずる者は、次の事項を守り、拳銃等の保管について最善の注意を払わなければならない。

一 拳銃等が常に良好な状態にあり、いつでも使用に耐えるよう保管し、かつ、粗雑な取扱いによつて損傷する等のことがないようにすること。

二 拳銃等を放置し、盗まれ、遺失し、又は奪取されることのないようにすること。

(記録票)

第二十二条 銃砲刀剣類所持等取締法第二十八条第一項に規定する記録票は、所轄庁の拳銃等の貸与事務担当課の長が作成し、かつ、保存しなければならない。

(拳銃等の亡失損傷等の報告)

第二十三条 警察官は、拳銃等を亡失し、又は損傷したときは、直ちにその状況を管理責任者に報告し、報告を受けた管理責任者は、それを所轄庁の長に報告しなければならない。

2 所轄庁の長(長官を除く。)は、拳銃の亡失について前項の報告を受けるときは、直ちに事故の日時、場所、事故者の所属、官職及び氏名、事故拳銃の名称、型式、口径、銃身長及び番号並びに事故の状況を、長官に報告しなければならない。

3 拳銃に特異又は重大な損傷を生じたときは、前項の規定に準じて報告しなければならない。

4 所轄庁の長(長官を除く。)は、所属の警察官の亡失した拳銃が発見されたときは、発見の日時及び場所、発見された拳銃の名称、型式、口径、銃身長及び番号並びに発見の状況を長官に報告しなければならない。

第二十一条 けん銃等の保管の責めに任ずる者は、次の事項を守り、けん銃等の保管について最善の注意を払わなければならない。

一 けん銃等が常に良好な状態にあり、いつでも使用に耐えるよう保管し、かつ、粗雑な取扱いによつて損傷する等のことがないようにすること。

二 けん銃等を放置し、盗まれ、遺失または奪取されることのないようにすること。

(記録票)

第二十二条 銃砲刀剣類所持等取締法第二十八条第一項に規定する記録票は、所轄庁のけん銃等の貸与事務担当課の長が作成し、かつ、保存しなければならない。

(けん銃等の亡失損傷等の報告)

第二十三条 警察官は、けん銃等を亡失し、または損傷したときは、直ちにその状況を管理責任者に報告し、報告を受けた管理責任者は、それを所轄庁の長に報告しなければならない。

2 所轄庁の長(長官を除く。)は、けん銃の亡失について前項の報告を受けるときは、直ちに事故の日時、場所、事故者の所属、官職および氏名、事故けん銃の名称、型式、口径、銃身長および番号並びに事故の状況を、長官に報告しなければならない。

3 けん銃に特異または重大な損傷を生じたときは、前項に準じて報告しなければならない。

4 所轄庁の長(長官を除く。)は、所属の警察官の亡失したけん銃が発見されたときは、発見の日時および場所、発見されたけん銃の名称、型式、口径、銃身長および番号ならびに発見の状況を長官に報告し

らない。

(拳銃の七失の場合の処置)

第二十五条 「概」

2 所轄庁の長は、亡失した拳銃が発見されたときは、その旨を科学警察研究所長に通知しなければならない。

第六章 拳銃等の手入れ及び検査

(拳銃の手入れの種類)

第二十六条 拳銃の手入れは、普通手入れ及び精密手入れとする。

2 普通手入れとは、回転式拳銃にあつては拳銃を分解しないで、自動式拳銃にあつては普通分解をして行なう手入れをいい、精密手入れとは、回転式拳銃にあつては拳銃を分解して、自動式拳銃にあつては精密分解をして行なう手入れをいう。

(拳銃の普通手入れ)

第二十七条 警察官は、携帯している拳銃の普通手入れを機会あるごとに行うものとする。

2 警察官は、拳銃を撃つとき又は拳銃が雨雪等にさらされたときは、その都度、速やかに普通手入れを行い、その後更に回復して普通手入れを行なうよう努めなければならない。

3 取扱責任者は、自己の保管に係る拳銃については、毎月一回以上普通手入れを行わなければならない。

4 警察官から保管を依頼された拳銃について前項の手入れを行うときは、その警察官に手入れを行わせることができる。

(拳銃の精密手入れ)

第二十八条 管理責任者は、その管理する拳銃の精密手入れを、年に一

なければならない。

(拳銃の七失の場合の処置)

第二十五条 「同上」

2 所轄庁の長は、亡失したけん銃が発見されたときは、その旨を科学警察研究所長に通知しなければならない。

第六章 けん銃等の手入れ及び検査

(けん銃の手入れの種類)

第二十六条 けん銃の手入れは、普通手入れおよび精密手入れとする。

2 普通手入れとは、回転式けん銃にあつてはけん銃を分解しないで、自動式けん銃にあつては普通分解をして行なう手入れをいい、精密手入れとは、回転式けん銃にあつてはけん銃を分解して、自動式けん銃にあつては精密分解をして行なう手入れをいう。

(けん銃の普通手入れ)

第二十七条 警察官は、携帯しているけん銃の普通手入れを機会あるごとに行うものとする。

2 警察官は、けん銃を撃つとき又はけん銃が雨雪等にさらされたときは、その都度、速やかに普通手入れを行い、その後更に回復して普通手入れを行なうよう努めなければならない。

3 取扱責任者は、自己の保管に係るけん銃については、毎月一回以上普通手入れを行わなければならない。

4 警察官から保管を依頼されたけん銃について前項の手入れを行うときは、その警察官に手入れを行わせることができる。

(けん銃の精密手入れ)

第二十八条 管理責任者は、その管理するけん銃の精密手入れを、年に一

回以上、日を定めて、専門の技術を有する者に行わせるものとする。

2 警察官は、拳銃を水中に落とした場合又は拳銃が著しく汚染した場合には、精密手入れを管理責任者に要求しなければならない。

(拳銃等の検査)

第二十九条 管理責任者は、随時拳銃等の検査を行い、その保管の状況を監督し、損傷その他機能障害の箇所を発見したときは、速やかに修理その他適当な処置を講じなければならない。

一回以上、日を定めて、専門の技術を有する者に行なわせるものとする。

2 警察官は、けん銃を水中に落とした場合、またはけん銃が著しく汚染した場合には、精密手入れを管理責任者に要求しなければならない。

(けん銃等の検査)

第二十九条 管理責任者は、随時けん銃等の検査を行ない、その保管の状況を監督し、損傷その他機能障害の箇所を発見したときは、すみやかに修理その他適当な処置を講じなければならない。

備考表中の「」の記載は注記である。

警視庁 警察官等けん銃使用及び取扱い規則

警察官等けん銃使用及び取扱い規則	昭和三十一年四月一日	改正	第13条	けん銃	けん銃
けん銃使用及び取扱い規則	昭和三十一年四月一日	改正	第13条	けん銃	けん銃
けん銃使用及び取扱い規則	昭和三十一年四月一日	改正	第13条	けん銃	けん銃
けん銃使用及び取扱い規則	昭和三十一年四月一日	改正	第13条	けん銃	けん銃
けん銃使用及び取扱い規則	昭和三十一年四月一日	改正	第13条	けん銃	けん銃
けん銃使用及び取扱い規則	昭和三十一年四月一日	改正	第13条	けん銃	けん銃
けん銃使用及び取扱い規則	昭和三十一年四月一日	改正	第13条	けん銃	けん銃
けん銃使用及び取扱い規則	昭和三十一年四月一日	改正	第13条	けん銃	けん銃
けん銃使用及び取扱い規則	昭和三十一年四月一日	改正	第13条	けん銃	けん銃
けん銃使用及び取扱い規則	昭和三十一年四月一日	改正	第13条	けん銃	けん銃

警視庁 警察官等けん銃使用及び取扱い規則

警察官等けん銃使用及び取扱い規則	昭和三十一年四月一日	改正	第13条	けん銃	けん銃
けん銃使用及び取扱い規則	昭和三十一年四月一日	改正	第13条	けん銃	けん銃
けん銃使用及び取扱い規則	昭和三十一年四月一日	改正	第13条	けん銃	けん銃
けん銃使用及び取扱い規則	昭和三十一年四月一日	改正	第13条	けん銃	けん銃
けん銃使用及び取扱い規則	昭和三十一年四月一日	改正	第13条	けん銃	けん銃
けん銃使用及び取扱い規則	昭和三十一年四月一日	改正	第13条	けん銃	けん銃
けん銃使用及び取扱い規則	昭和三十一年四月一日	改正	第13条	けん銃	けん銃
けん銃使用及び取扱い規則	昭和三十一年四月一日	改正	第13条	けん銃	けん銃
けん銃使用及び取扱い規則	昭和三十一年四月一日	改正	第13条	けん銃	けん銃
けん銃使用及び取扱い規則	昭和三十一年四月一日	改正	第13条	けん銃	けん銃

改正後

(訓練等)

第六条 警察官等けん銃使用及び取扱い規則(昭和三十七年國家公安委員會規則第七号。以下「拳銃規則」という。)第十五条及び第十六条の規定は、特殊銃の訓練について準用する。この場合において、拳銃規則第十五条中「所轄庁の長」とあるのは「警察本部長」と、「図るため」とあるのは「図るため、必要に応じ」と、「所屬」とあるのは「指定所屬」と、拳銃訓練とあるのは「特殊銃訓練」と、拳銃規則第十六条第二項中「所轄庁の長」とあるのは「警察本部長」と、「所屬」とあるのは「指定所屬」と、同条第三項中「命ぜられた部署」とあるのは「指定所屬」と、「拳銃訓練」とあるのは「特殊銃訓練」と読み替えるものとする。

2 「略」

(特殊銃の使用)

第十三条 「1. 2 略」

3 拳銃規則第五条から第八条までの規定は、特殊銃の使用について準用する。この場合において、拳銃規則第五条第一項及び第七条第一項中「警察官」とあるのは「指定警察官」と、拳銃規則第七条第三項中「することを要しない」とあるのは「しないものとする」と、同条第四項及び第八条第一項中「警察官」とあるのは「指定警察官」と読み替えるものとする。

(報告)

改正前

(訓練等)

第六条 警察官等けん銃使用及び取扱い規則(昭和三十七年國家公安委員會規則第七号。以下「けん銃規則」という。)第十五条及び第十六条の規定は、特殊銃の訓練について準用する。この場合において、けん銃規則第十五条中「所轄庁の長」とあるのは「警察本部長」と、「図るため」とあるのは「図るため、必要に応じ」と、「所屬」とあるのは「指定所屬」と、「けん銃訓練」とあるのは「特殊銃訓練」と、けん銃規則第十六条第一項中「所轄庁の長」とあるのは「警察本部長」と、「所屬」とあるのは「指定所屬」と、同条第二項中「命ぜられた部署」とあるのは「指定所屬」と、「けん銃訓練」とあるのは「特殊銃訓練」と読み替えるものとする。

2 「同上」

(特殊銃の使用)

第十三条 「1. 2 同上」

3 けん銃規則第五条から第八条までの規定は、特殊銃の使用について準用する。この場合において、けん銃規則第五条第一項及び第七条第一項中「警察官」とあるのは「指定警察官」と、「けん銃規則第七条第三項中「することを要しない」とあるのは「しないものとする」と、同条第四項及び第八条第一項中「警察官」とあるのは「指定警察官」と読み替えるものとする。

(報告)

第十四条 【略】

2 警備規則第十條第一項、第三項及び第四項の規定は、指定警察官が特殊銃を撃つたとき(盲発したときを含む。)について準用する。この場合において、警備規則第十條第一項中「警察官は、」とあるのは「現場指揮官は、指定警察官が」と、「所屬長」とあるのは「指定所屬長」と、同条第三項中「所屬長」とあるのは「指定所屬長」と、「前二項」とあるのは「前項」と、「所轄庁の長」とあるのは「警察本部長」と、同条第四項中「所轄庁の長(警察庁長官(以下「長官」という。)を除く。）」とあるのは「警察本部長」と、「長官」とあるのは「警察庁長官」と読み替えるものとする。

(特殊銃の保管に関する警備規則の準用)

第十八条 警備規則第十八條第一項及び第二項から第五項まで並びに第二十一條から第二十五條までの規定は、特殊銃の保管について準用する。この場合において、警備規則第十八條第二項中「命ぜられた部署」とあるのは「指定所屬」と、同条第三項中「前項の規定により警備等の保管を命ぜられたときは、その」とあるのは「指定所屬に配備された」と、同条第五項中「警察官から保管を依頼された警備等」とあるのは「特殊銃等」と、警備規則第二十二條中「所轄庁の警備等の貸与事務担当課」とあるのは「警視庁及び道府県警察本部の装備事務担当課」と、警備規則第二十三條第二項中「所轄庁の長」とあるのは「警察本部長」と、同条第二項中「所轄庁の長(長官を除く。）」とあるのは「警察本部長」と、「事故特殊銃」とあるのは「事故特殊銃」と、「長官」とあるのは「警察庁長官」と、同条第四項中「所轄庁の長(長官を除く。）」とあるのは「警察本部長」と、「長官」とあるのは「警察庁長官」と、警備規則第二十四條第一項中「別記様式第一号」とあるのは「警察官等特殊銃使用及び取扱い規程別記様式第一号」と、「所轄庁」とあるのは「警視庁又は道府県警察本部」と、警備規則第二十五條中「所轄庁の長」とあるのは「警察本部長」と、「別記様式第二号」とあるのは「警察官等特殊銃使用及び取扱い規程別記様式第二号」と読み替えるものとする。

(特殊銃の検査に関する警備規則の準用)

第二十条 警備規則第二十九條の規定は、特殊銃等の検査について準用する。

第十四条 【同上】

2 けん銃規則第十條第一項、第三項及び第四項の規定は、指定警察官が特殊銃を撃つたとき(盲発したときを含む。)について準用する。この場合において、けん銃規則第十條第一項中「警察官は、」とあるのは「現場指揮官は、指定警察官が」と、「所屬長」とあるのは「指定所屬長」と、同条第三項中「所屬長」とあるのは「指定所屬長」と、「前二項」とあるのは「前項」と、「所轄庁の長」とあるのは「警察本部長」と、同条第四項中「所轄庁の長(警察庁長官(以下「長官」という。)を除く。）」とあるのは「警察本部長」と、「長官」とあるのは「警察庁長官」と読み替えるものとする。

(特殊銃の保管に関するけん銃規則の準用)

第十八条 けん銃規則第十八條第一項及び第三項から第五項まで並びに第二十一條から第二十五條までの規定は、特殊銃の保管について準用する。この場合において、けん銃規則第十八條第一項中「命ぜられた部署」とあるのは「指定所屬」と、同条第三項中「前項の規定によりけん銃等の保管を命ぜられたときは、その」とあるのは「指定所屬に配備された」と、同条第五項中「警察官から保管を依頼されたけん銃等」とあるのは「特殊銃等」と、けん銃規則第二十二條中「所轄庁のけん銃等の貸与事務担当課」とあるのは「警視庁及び道府県警察本部の装備事務担当課」と、けん銃規則第二十三條第一項中「所轄庁の長」とあるのは「警察本部長」と、同条第二項中「所轄庁の長(長官を除く。）」とあるのは「警察本部長」と、「事故けん銃」とあるのは「事故特殊銃」と、「長官」とあるのは「警察庁長官」と、同条第四項中「所轄庁の長(長官を除く。）」とあるのは「警察本部長」と、「長官」とあるのは「警察庁長官」と、けん銃規則第二十四條第一項中「別記様式第一号」とあるのは「警察官等特殊銃使用及び取扱い規程別記様式第一号」と、「所轄庁」とあるのは「警視庁又は道府県警察本部」と、けん銃規則第二十五條中「所轄庁の長」とあるのは「警察本部長」と、「別記様式第二号」とあるのは「警察官等特殊銃使用及び取扱い規程別記様式第二号」と読み替えるものとする。

(特殊銃の検査に関するけん銃規則の準用)

第二十条 けん銃規則第二十九條の規定は、特殊銃等の検査について準用する。

○国家公安委員会規則第三号

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十九号）の施行に伴い、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整理に関する規則を次のように定める。

令和四年一月二十七日

国家公安委員長 二之湯 智

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整理に関する規則（警備業の要件に関する規則の一部改正）
第一条 警備業の要件に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改正する。

改正後

（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）
第二条 法第三条第四号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。

「一」三十略

三十一 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第三十一条から第三十一条の四まで、第三十一条の七から第三十一条の九まで、第三十一条の十一第一項第一号若しくは第二号若しくは第二項、第三十一条の十二、第三十一条の十三、第三十一条の十五、第三十一条の十六第一項第一号から第三号まで若しくは第二項、第三十一条の十七、第三十一条の十八第一項若しくは第二項第二号、第三十二条第一号、第三号若しくは第四号又は第三十五条第二号（第二十二條の二第一項及び第二十二條の四に係る部分に限る。）に規定する罪
「三十二」五十九略

改正前

（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）
第二条 「同上」

「一」三十 同上

三十一 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第三十一条から第三十一条の四まで、第三十一条の七から第三十一条の九まで、第三十一条の十一第一項第一号若しくは第二号若しくは第二項、第三十一条の十二、第三十一条の十三、第三十一条の十五、第三十一条の十六第一項第一号から第三号まで若しくは第二項、第三十一条の十七、第三十一条の十八第一号若しくは第三号、第三十二条第一号、第三号若しくは第四号又は第三十五条第二号（第二十二條の二第一項及び第二十二條の四に係る部分に限る。）に規定する罪
「三十二」五十九 同上

備考 表中の「」の記載は注記である。

三号まで若しくは第二項、第三十一条の十七、第三十一条の十八第一項若しくは第二項第二号、第三十二条第一号、第三号若しくは第四号又は第三十五条第二号（第二十二條の二第一項及び第二十二條の四に係る部分に限る。）に規定する罪
 〔三十二、五十九 略〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

〔古物営業法施行規則の一部改正〕

第五條 古物営業法施行規則（平成七年国家公安委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改	正	後	前
(暴力的不法行為その他の罪に当たる行為)			
第一条 古物営業法（以下「法」という。）第四條第三号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。 〔一〕三十 略			第一条 〔同上〕
三十一 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第三十一条から第三十一条の四まで、第三十一条の七から第三十一条の九まで、第三十一条の十一第一項第一号若しくは第二号若しくは第二項、第三十一条の十二、第三十一条の十三、第三十一条の十五、第三十一条の十六第一項第一号から第三号まで若しくは第二項、第三十一条の十七、第三十一条の十八第一項若しくは第二項第二号、第三十二条第一号、第三号若しくは第四号又は第三十五条第二号（第二十二條の二第一項及び第二十二條の四に係る部分に限る。）に規定する罪 〔三十二、五十九 略〕			三十一 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第三十一条から第三十一条の四まで、第三十一条の七から第三十一条の九まで、第三十一条の十一第一項第一号若しくは第二号若しくは第二項、第三十一条の十二、第三十一条の十三、第三十一条の十五、第三十一条の十六第一項第一号から第三号まで若しくは第二項、第三十一条の十七、第三十一条の十八第一号若しくは第三号、第三十二条第一号、第三号若しくは第四号又は第三十五条第二号（第二十二條の二第一項及び第二十二條の四に係る部分に限る。）に規定する罪 〔三十二、五十九 同上〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

〔国家公安委員会関係自動車運転代行業務の適正化に関する法律施行規則の一部改正〕

第六條 国家公安委員会関係自動車運転代行業務の適正化に関する法律施行規則（平成十四年国家公安委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改	正	後	前
(暴力的不法行為その他の罪に当たる行為)			
第一条 自動車運転代行業務の適正化に関する法律（以下「法」という。）第三條第四号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。 〔一〕三十 略			第一条 〔同上〕
三十一 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第三十一条から第三十一条の四まで、第三十一条の七から第三十一条の九まで、第三十一条の十一第一項第一号若しくは第二号若しくは第二項、第三十一条の十二、第三十一条の十三、第三十一条の十五、第三十一条の十六第一項第一号から第三号まで若しくは第二項、第三十一条の十七、第三十一条の十八第一項若しくは第二項第二号、第三十二条第一号、第三号若しくは第四号又は第三十五条第二号（第二十二條の二第一項及び第二十二條の四に係る部分に限る。）に規定する罪 〔三十二、五十九 略〕			三十一 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第三十一条から第三十一条の四まで、第三十一条の七から第三十一条の九まで、第三十一条の十一第一項第一号若しくは第二号若しくは第二項、第三十一条の十二、第三十一条の十三、第三十一条の十五、第三十一条の十六第一項第一号から第三号まで若しくは第二項、第三十一条の十七、第三十一条の十八第一号若しくは第三号、第三十二条第一号、第三号若しくは第四号又は第三十五条第二号（第二十二條の二第一項及び第二十二條の四に係る部分に限る。）に規定する罪 〔三十二、五十九 同上〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

(確認事務の委託の手續等に関する規則の一部改正)
 第七條 確認事務の委託の手續等に関する規則(平成十六年国家公安委員会規則第二十三号)の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(暴力的不法行為その他の罪に当たる行為) 第三條 法第五十一條の八第三項第二号ハの国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たるとする。</p> <p>【一】三十 略</p> <p>三十一 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第三十一條から第三十一條の四まで、第三十一條の七から第三十一條の九まで、第三十一條の十一第一項第一号若しくは第二号若しくは第二項、第三十一條の十二、第三十一條の十三、第三十一條の十五、第三十一條の十六第一項第一号から第三号まで若しくは第二項、第三十一條の十七、第三十一條の十八第一項若しくは第二項第二号、第三十二條第一号、第三号若しくは第四号又は第三十五條第二号(第二十二條の二第一項及び第二十二條の四に係る部分に限る。)に規定する罪</p> <p>【三十二】五十九 略</p>	<p>(暴力的不法行為その他の罪に当たる行為) 第三條 【同上】</p> <p>【一】三十 同上</p> <p>三十一 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第三十一條から第三十一條の四まで、第三十一條の七から第三十一條の九まで、第三十一條の十一第一項第一号若しくは第二号若しくは第二項、第三十一條の十二、第三十一條の十三、第三十一條の十五、第三十一條の十六第一項第一号から第三号まで若しくは第二項、第三十一條の十七、第三十一條の十八第一号若しくは第二項、第三十二條第一号、第三号若しくは第四号又は第三十五條第二号(第二十二條の二第一項及び第二十二條の四に係る部分に限る。)に規定する罪</p> <p>【三十二】五十九 同上</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

附則

この規則は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の施行の日(令和四年三月十五日)から施行する。

改正後	改正前
<p>(暴力的不法行為その他の罪に当たる行為)</p> <p>第二条 法第三条第四号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>【一〇三十 略】</p> <p>三十一 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第三十一条から第三十二条の四まで、第三十一条の七から第三十二条の九まで、第三十二条の十二第二項第一号若しくは第二号若しくは第三項、第三十二条の十二、第三十二条の十三、第三十二条の十五、第三十二条の十六第二項第一号から第三号まで若しくは第三項、第三十二条の十七、第三十二条の十八第一項若しくは第二項第一号、第三十二条第一号、第三号若しくは第四号又は第三十五条第二号(第三十二条の二第二項及び第三十二条の四に係る部分に限る。)に規定する罪</p> <p>【三十二〇五十九 略】</p>	<p>(暴力的不法行為その他の罪に当たる行為)</p> <p>第二条 【同上】</p> <p>【一〇三十 同上】</p> <p>三十一 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第三十一条から第三十二条の四まで、第三十一条の七から第三十二条の九まで、第三十二条の十二第二項第一号若しくは第二号若しくは第三項、第三十二条の十二、第三十二条の十三、第三十二条の十五、第三十二条の十六第二項第一号から第三号まで若しくは第三項、第三十二条の十七、第三十二条の十八第一号若しくは第三号、第三十二条第一号、第三号若しくは第四号又は第三十五条第二号(第三十二条の二第二項及び第三十二条の四に係る部分に限る。)に規定する罪</p> <p>【三十二〇五十九 同上】</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

改正後	改正前
<p>(暴力的不法行為その他の罪に当たる行為)</p> <p>第六条 法第四条第一項第三号(法第三十一条の二十二において準用する場合を含む。)の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>【一〇三十 略】</p> <p>三十一 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第三十一条から第三十二条の四まで、第三十一条の七から第三十二条の九まで、第三十二条の十二第二項第一号若しくは第二号若しくは第三項、第三十二条の十二、第三十二条の十三、第三十二条の十五、第三十二条の十六第二項第一号から第三号まで若しくは第三項、第三十二条の十七、第三十二条の十八第一項若しくは第二項第一号、第三十二条第一号、第三号若しくは第四号又は第三十五条第二号(第三十二条の二第二項及び第三十二条の四に係る部分に限る。)に規定する罪</p> <p>【三十二〇五十九 略】</p>	<p>(暴力的不法行為その他の罪に当たる行為)</p> <p>第六条 【同上】</p> <p>【一〇三十 同上】</p> <p>三十一 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第三十一条から第三十二条の四まで、第三十一条の七から第三十二条の九まで、第三十二条の十二第二項第一号若しくは第二号若しくは第三項、第三十二条の十二、第三十二条の十三、第三十二条の十五、第三十二条の十六第二項第一号から第三号まで若しくは第三項、第三十二条の十七、第三十二条の十八第一号若しくは第三号、第三十二条第一号、第三号若しくは第四号又は第三十五条第二号(第三十二条の二第二項及び第三十二条の四に係る部分に限る。)に規定する罪</p> <p>【三十二〇五十九 同上】</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

改正後	改正前
<p>(暴力的不法行為等)</p> <p>第一条 暴行団員による不当行為の防止等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一号の国家公安委員会規則で定める罪は、次のとおりとする。</p> <p>【一〇三十 略】</p> <p>三十一 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第三十一条から第三十二条の四まで、第三十二条の七から第三十二条の九まで、第三十二条の十二第二項第一号若しくは第二号若しくは第三項、第三十二条の十二、第三十二条の十三、第三十二条の十五、第三十二条の十六第二項第一号から第三号まで若しくは第二項、第三十二条の十七、第三十二条の十八第一項若しくは第二項第二号、第三十二条第一号、第三号若しくは第四号又は第三十五条第二号（第三十二条の二第二項及び第三十二条の四に係る部分に限る。）に規定する罪</p> <p>【三十二〇五十九 略】</p>	<p>(暴力的不法行為等)</p> <p>第一条 【同上】</p> <p>【一〇三十 同上】</p> <p>三十一 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第三十一条から第三十二条の四まで、第三十二条の七から第三十二条の九まで、第三十二条の十二第二項第一号若しくは第二号若しくは第三項、第三十二条の十二、第三十二条の十三、第三十二条の十五、第三十二条の十六第二項第一号から第三号まで若しくは第二項、第三十二条の十七、第三十二条の十八第一号若しくは第三号、第三十二条第一号、第三号若しくは第四号又は第三十五条第二号（第三十二条の二第二項及び第三十二条の四に係る部分に限る。）に規定する罪</p> <p>【三十二〇五十九 同上】</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

改正後	改正前
<p>銃砲刀剣類所持等取締法第五条第一項第十七号の国家公安委員会規則で定める違法な行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>【一〇三十 略】</p> <p>三十一 銃砲刀剣類所持等取締法第三十一条から第三十二条の四まで、第三十二条の七から第三十二条の九まで、第三十二条の十二第二項第一号若しくは第二号若しくは第三項、第三十二条の十二、第三十二条の十三、第三十二条の十五、第三十二条の十六第二項第一号から第三号まで若しくは第二項、第三十二条の十七、第三十二条の十八第一項若しくは第二項第二号、第三十二条第一号、第三号若しくは第四号又は第三十五条第二号（第三十二条の二第二項及び第三十二条の四に係る部分に限る。）に規定する罪</p> <p>【三十二〇五十九 略】</p>	<p>【同上】</p> <p>【一〇三十 同上】</p> <p>三十一 銃砲刀剣類所持等取締法第三十一条から第三十二条の四まで、第三十二条の七から第三十二条の九まで、第三十二条の十二第二項第一号若しくは第二号若しくは第三項、第三十二条の十二、第三十二条の十三、第三十二条の十五、第三十二条の十六第二項第一号から第三号まで若しくは第二項、第三十二条の十七、第三十二条の十八第一号若しくは第三号、第三十二条第一号、第三号若しくは第四号又は第三十五条第二号（第三十二条の二第二項及び第三十二条の四に係る部分に限る。）に規定する罪</p> <p>【三十二〇五十九 同上】</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

改正後	改正前
<p>(暴力的不法行為その他の罪に当たる行為)</p> <p>第二条 古物買入れ法(以下「法」という。)第四条第三号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>【一〇三十 略】</p> <p>三十一 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第三十一条から第三十二条の四まで、第三十二条の七から第三十二条の九まで、第三十二条の十二第二項第一号若しくは第二号若しくは第三項、第三十二条の十二、第三十二条の十三、第三十二条の十五、第三十二条の十六第二項第一号から第三号まで若しくは第二項、第三十二条の十七、第三十二条の十八第一項若しくは第二項第二号、第三十二条第一号、第三号若しくは第四号又は第三十五条第二号(第三十二条の二第二項及び第三十二条の四に係る部分に限る。)に規定する罪</p> <p>【三十二〇五十九 略】</p>	<p>(暴力的不法行為その他の罪に当たる行為)</p> <p>第一条 同上</p> <p>【一〇三十 同上】</p> <p>三十一 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第三十一条から第三十二条の四まで、第三十二条の七から第三十二条の九まで、第三十二条の十一第二項第一号若しくは第二号若しくは第三項、第三十二条の十二、第三十二条の十三、第三十二条の十五、第三十二条の十六第二項第一号から第三号まで若しくは第二項、第三十二条の十七、第三十二条の十八第一号若しくは第三号、第三十二条第一号、第三号若しくは第四号又は第三十五条第二号(第三十二条の二第二項及び第三十二条の四に係る部分に限る。)に規定する罪</p> <p>【三十二〇五十九 同上】</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

改正後	改正前
<p>(暴力的不法行為その他の罪に当たる行為)</p> <p>第二条 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(以下「法」という。)第三条第四号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>【一〇三十 略】</p> <p>三十一 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第三十一条から第三十二条の四まで、第三十二条の七から第三十二条の九まで、第三十二条の十二第一項第二号若しくは第三号若しくは第三項、第三十二条の十二、第三十二条の十三、第三十二条の十五、第三十二条の十六第二項第一号から第三号まで若しくは第二項、第三十二条の十七、第三十二条の十八第一項若しくは第二項第二号、第三十二条第一号、第三号若しくは第四号又は第三十五条第二号(第三十二条の二第二項及び第三十二条の四に係る部分に限る。)に規定する罪</p> <p>【三十二〇五十九 略】</p>	<p>(暴力的不法行為その他の罪に当たる行為)</p> <p>第一条 同上</p> <p>【一〇三十 同上】</p> <p>三十一 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第三十一条から第三十二条の四まで、第三十二条の七から第三十二条の九まで、第三十二条の十一第二項第一号若しくは第二号若しくは第三項、第三十二条の十二、第三十二条の十三、第三十二条の十五、第三十二条の十六第二項第一号から第三号まで若しくは第二項、第三十二条の十七、第三十二条の十八第一号若しくは第三号、第三十二条第一号、第三号若しくは第四号又は第三十五条第二号(第三十二条の二第二項及び第三十二条の四に係る部分に限る。)に規定する罪</p> <p>【三十二〇五十九 同上】</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

改正後	改正前
<p>(暴力的不法行為その他の罪に当たる行為)</p> <p>第三条 法第五十一条の八第三項第二号ハの国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>【一〇三十 略】</p> <p>三十一 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十二年法律第六号)第三十一条から第三十二条の四まで、第三十一条の七から第三十二条の九まで、第三十二条の十二第二項第一号若しくは第二号若しくは第三項、第三十二条の十三、第三十二条の十五、第三十二条の十六第二項第一号から第三号まで若しくは第二項、第三十二条の十七、第三十二条の十八第一項若しくは第二項第二号、第三十二条第一号、第三号若しくは第四号又は第三十五条第二号(第三十二条の二第二項及び第三十二条の四に係る部分に限る。)に規定する罪</p> <p>【三十二(五十九 略)】</p>	<p>(暴力的不法行為その他の罪に当たる行為)</p> <p>第三条 〔同上〕</p> <p>【一〇三十 同上】</p> <p>三十一 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十二年法律第六号)第三十一条から第三十二条の四まで、第三十一条の七から第三十二条の九まで、第三十二条の十二第二項第一号若しくは第二号若しくは第三項、第三十二条の十三、第三十二条の十五、第三十二条の十六第二項第一号から第三号まで若しくは第二項、第三十二条の十七、第三十二条の十八第一号若しくは第三号、第三十二条第一号、第三号若しくは第四号又は第三十五条第二号(第三十二条の二第二項及び第三十二条の四に係る部分に限る。)に規定する罪</p> <p>【三十二(五十九 同上)】</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	